

---

# 尼 崎 の 環 境

- 平成 26 年度版 -

[ 平成 25 年度現況報告 ]

---

～ 「 E C O 未来都市 あまがさき 」 を目指して ～

平成 27 年 1 月  
尼 崎 市

❀ ひと咲き まち咲き あまがさき ❀



## はじめに

尼崎市は、阪神工業地帯の中核として、我が国の高度経済成長の一翼を担い、工業都市として発展してきましたが、その一方で大気汚染、地盤沈下や水質汚濁といった深刻な公害問題に直面しました。しかしながら、市民・事業者・行政の連携と粘り強い取組により市内の環境は大きく改善されてきています。そして、現在では、これらの歴史や経験が、市民・事業者の高い環境意識に引き継がれるとともに、本市の環境政策にも大きな影響を与えています。



本市では、これらの歴史や経験を踏まえながら、より一層の環境改善を進めていくため、平成 26 年 3 月に「尼崎市環境基本計画」の改定を行うとともに、環境モデル都市として取組を進めております。また、これにともない、本市の環境に関する取組や状況について市民・事業者の皆さまに広く、わかりやすくご報告するために、本冊子の構成などの見直しを行いました。

本冊子が、皆さまに広く活用され、本市の環境について理解を深めていただくことの一助となることを願っております。

平成 27 年 1 月

尼崎市長 稲村 和美

# 「尼崎の環境」について

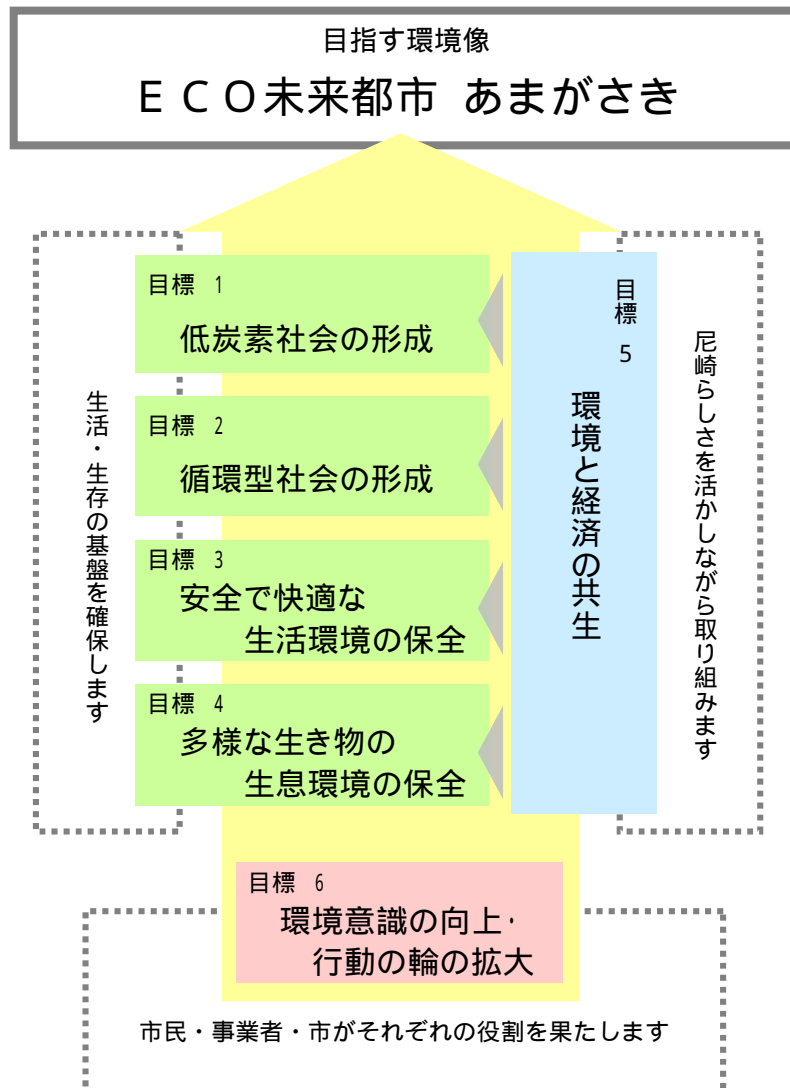
## 尼崎の環境とは

本市の環境白書である「尼崎の環境」は、旧著である「公害の現状と対策」とあわせると、40年以上の長い歴史をもつものであり、本市の環境について総合的な情報を提供するものです。

また、尼崎市環境基本計画（平成26年3月）では、本市における環境に関する取組状況や計画の指標などを基礎的なデータとともに公表し、計画の進行管理を行うものとして位置づけています。

## 尼崎市環境基本計画とは

尼崎市環境基本計画は、尼崎市の環境をまもる条例に基づき策定される良好な環境を確保するための施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。計画では、目指す環境像「ECO未来都市 あまがさき」を実現するために6つの目標を定めており、市民・事業者・市が協力しながら目標を達成するために、取組を行う際の方向性や施策を示しています。



## 【目次】

### 本編

第1章 平成25年度のトピックス .....	1
第2章 環境への取組状況 .....	5
<b>目標1 低炭素社会の形成</b> .....	6
取組の方向性 エネルギーの使用量を減らします .....	7
取組の方向性 エネルギーを効率よく使います .....	10
<b>目標2 循環型社会の形成</b> .....	14
取組の方向性 ごみができるだけ出ないようにします .....	15
取組の方向性 出たごみはできるだけ資源化(リサイクル)します .....	18
<b>目標3 安全で快適な生活環境の保全</b> .....	20
取組の方向性 空気・水・土・静けさを大切にします .....	21
<b>目標4 多様な生き物の生息環境の保全</b> .....	34
取組の方向性 生き物に関心を持ち、そのすみかを守り、創ります .....	35
<b>目標5 環境と経済の共生</b> .....	45
取組の方向性 環境により製品・サービスを供給します .....	46
取組の方向性 環境により製品・サービスを選びます .....	47
<b>目標6 環境意識の向上・行動の輪の拡大</b> .....	49
取組の方向性 環境について知り、まわりに伝えます .....	50
取組の方向性 身近なところから環境のために活動します .....	53

### 資料編

数値は特に注釈がない限り、平成25年度末現在におけるものです。



「環境モデル都市あまがさき」ロゴマークについて  
本市が環境モデル都市に選定されたことを市内外に広くPRすることを目的として作成されたロゴマークです。市民・市内事業者の皆さまにおかれましては、自由にこのロゴマークを使用していただき、本市のPRにご協力ください。

### 「ECO未来都市 あまがさき」

表紙のタイトルについて

「ECO 未来都市 あまがさき」は本市の環境政策の中長期的な考え方を示す尼崎市環境基本計画(平成26年3月)で定められている目指す環境像です。市民一人ひとりのライフスタイルの変革や、環境関連産業の活性化などを進め、市内のあらゆる場所で環境が活きづく持続可能なまちを目指します。



# 第1章 平成25年度のトピックス

## クリーンセンター発電所が稼働しました

太陽光による発電事業を行う際のモデルとなるよう、設置までの過程を公開し、疑問や不安の解消を目的として、尼崎市立クリーンセンター第1工場・第2工場に太陽光発電設備を導入しました。

太陽光発電設備の設置により、二酸化炭素排出量の削減だけでなく、売電収入を得られることや、災害時の非常電源として活用することが可能であり、災害に強いまちづくりに貢献しています。

設備は、尼崎市環境基金を用いて設置され、売電収入は基金に積み立てられることとなっており、今後、市内の環境保全に役立てられます。

毎月の発電量・売電収入の実績は本市HPで公表しています。

[http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kankyo/hozen/033\\_kankyozyohou/29621/029842.html](http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kankyo/hozen/033_kankyozyohou/29621/029842.html)

第1工場に約48.5kW、第2工場に約15.5kWの合計約64kWを導入しています。

シリコン系太陽光パネルではなく、CIS系太陽光パネルを採用しています。CIS系太陽光パネルは、影に強い、幅広い光の波長を吸収できる、耐久性が優れているなどの特徴があり、シリコン系太陽光パネルに比べ、より多くの発電ができるとされています。

設置前（第1工場）



設置工事中



設置後（第1工場）



太陽光発電設備設置の過程

## 家庭ごみの収集回数を見直しました

本市では、平成23年3月に策定した「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民1人・1日あたり「燃やすごみ」の排出量を平成21年度の実績520gから平成32年度までに480g（たまご1個分40g）まで減らすことを目標として取り組んでいます。

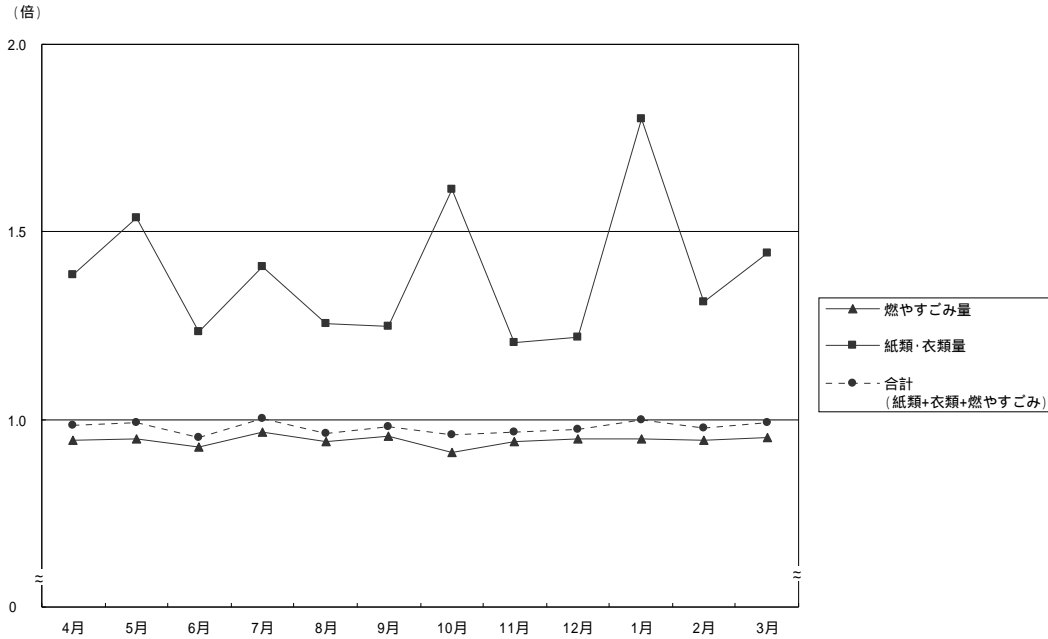
そこで、「燃やすごみ」の約25%を占めるとされているリサイクルできる紙類の分別の強化を図るため、家庭ごみの収集回数を見直し、「紙類・衣類の日」の収集回数を月2回から週1

家庭ごみ収集回数の変更チラシ

回へ増やすことと併せて、「燃やすごみの日」を週3回から週2回へ減らしました。

この結果、平成25年度の「紙類・衣類」の収集量は、平成24年度と比較すると、2,786 t (37.4%)の増加、「燃やすごみ」の収集量は、4,750 t (5.4%)の減少となり、「紙類・衣類」の分別排出と、「燃やすごみ」の排出量の抑制に一定の効果があったと考えられます。

図 平成24年度に対する平成25年度のごみ量の割合



平成25年度の紙類・衣類の収集量は1年を通じて平成24年度の収集量を上回り、多い月では1.8倍の収集量がありました。これにともない、平成25年度の燃やすごみ量は1年間を通じて平成24年度の収集量を下回りました。

## 尼崎の公害の歴史パネルが展示されます

尼崎市が経験してきた公害問題やその対策、市民運動等の歴史を後世に伝えていくために、公害の歴史をまとめました。尼崎の公害の始まりから、現在までの歴史を年表として示すとともに、公害の種類ごとにどのような状況であったかを詳しく解説しています。環境学習の一環として学べるように、環境学習・活動の拠点「あまがさき環境オープンカレッジ」に展示されます。



尼崎の公害の歴史パネル



## 水生生物調査を実施しました

本市では、市内の河川・水路を対象に、水質や水生生物の分布を把握するために、過去から定期的に水生生物調査を実施しています。平成25年度は市内20地点で魚類と底生動物の調査を行いました。

調査地点や水系により確認種は異なりますが、市内で確認された水生生物種は、過去の調査に比べ増えています。しかし、外来種についても確認されており、今後も注視していく必要があります。また、底生動物調査の結果に基づき、生物学的水質判定を行ったところ、水質については改善傾向にあることが明らかとなりました。

図 魚類の確認種数の推移

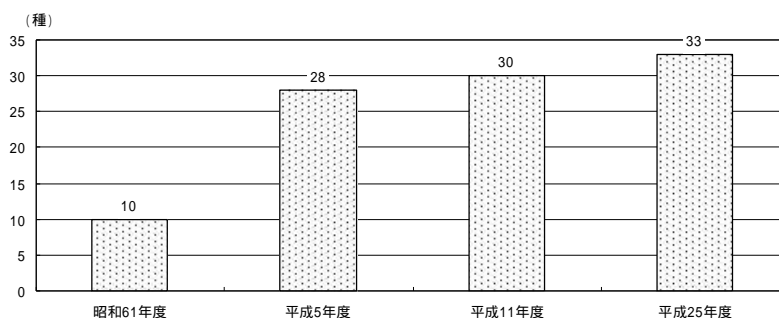


図 底生動物の確認種数の推移

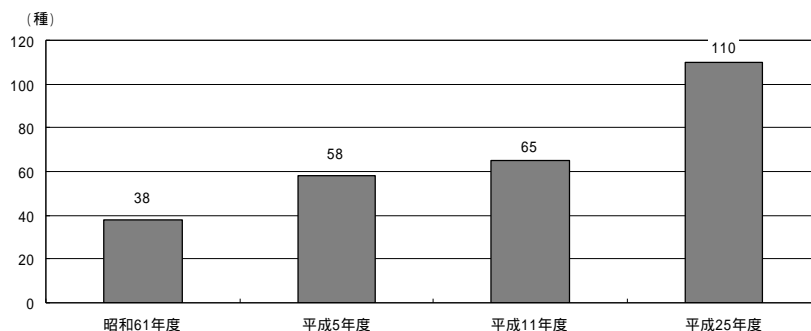
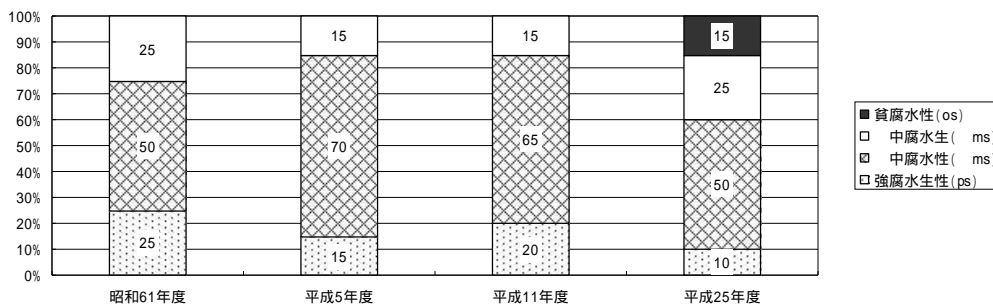


図 生物学的水質判定結果の推移



調査結果の概要については本市HPで公開しています。

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kankyo/hozen/029766.html>

## 太陽光発電設備の取得に係る固定資産税の課税免除制度を開始しました

太陽光発電設備の導入を推進するために、小規模産業用太陽光発電設備（10 kW 以上 50 kW 未満）の取得に係る固定資産税の課税を 3 年間免除する制度を開始しました。この制度では、国の再生可能エネルギー固定価格買取制度の認定を受けているなど一定の条件を満たすと同時に、市内事業者により設置工事が行われることを要件としています。これにより、二酸化炭素排出量の削減だけでなく、地域経済の活性化を図っています。平成 25 年度には、6 件が本制度を利用し、合計 127 kW の設備が設置されています。



制度活用事例  
野村地所有限会社  
フェリーチェ尼崎（マンション）

## 環境学習・活動の拠点「あまがさき環境オープンカレッジ」を開設します

あまがさき環境オープンカレッジは、平成 22 年度の開校から、市民・学校・事業者・市で構成される実行委員会により運営され、様々な環境学習講座やイベントを実施してきました。

平成 26 年 4 月からは、実行委員会を NPO 法人化し、尼崎市提案型事業委託制度の第一弾として、市民の手による主体的な運営を図るとともに、新たに環境学習・活動の拠点「あまがさき環境オープンカレッジ」を開設します。

空き店舗を改装した施設内の壁面には、市民ボランティアや学生の協力で、森や鳥、動物の壁画を描きました。また、椅子やテーブルなど多くの備品がリユース（寄付）や手作りによるものです。

新たな拠点「あまがさき環境オープンカレッジ」は、「尼崎市ルーム・エコクラブ」の役割を引き継ぎ、環境活動に関する相談への対応や支援、環境図書や学習活動支援用品の貸し出しなどを行います。



環境学習・活動拠点の整備の様子

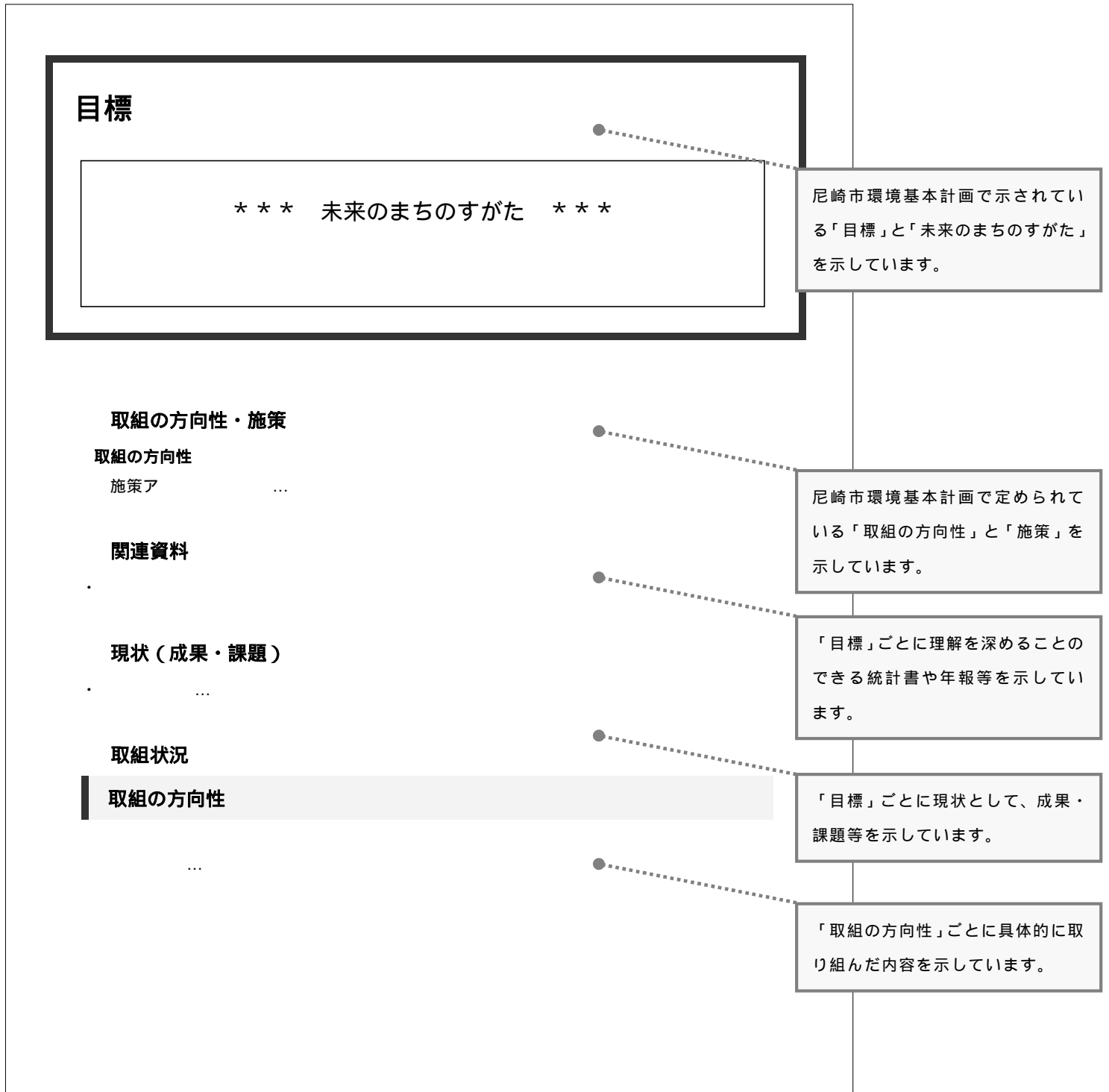


あまがさき環境オープンカレッジのロゴマーク

## 第 2 章 環境への取組状況

第 2 章では、平成 25 年度に行われた環境への取組状況を尼崎市環境基本計画の内容に沿って説明をしていきます。

### 本冊子の構成



## 目標 1 低炭素社会の形成

\*\*\* 未来のまちのすがた \*\*\*

家庭や職場で省エネに進んで取り組んでいます

### 取組の方向性・施策

#### 取組の方向性 エネルギーの使用量を減らします

施策ア 環境に配慮した生活様式や事業活動についての意識啓発

施策イ 環境にやさしい住まい・省エネ製品などの普及促進

#### 取組の方向性 エネルギーを効率よく使います

施策ア 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用促進

施策イ 自動車による環境負荷を低減させる交通環境の整備

施策ウ エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進

### 関連資料

- ・市内温室効果ガス排出量推計結果報告書

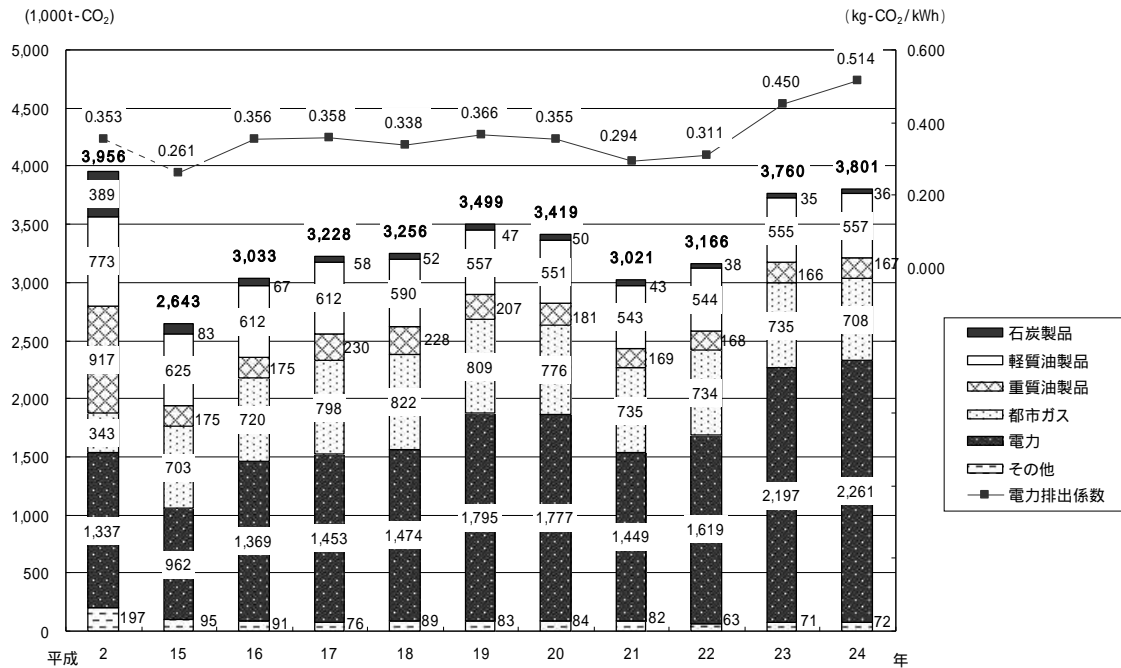
### 現状（成果・課題）

- ・二酸化炭素排出量の推移をみると、平成 2 年から平成 15 年までは減少傾向にありましたが、その後は、増加傾向にあり、平成 24 年（速報値）の本市における二酸化炭素排出量は約 3,801,000 t となっており、第 2 次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画の目標基準年である平成 2 年と比べ、3.9%の減少となっています。
- ・エネルギー種別排出量の推移では、石炭製品、軽質油製品や重質油製品に由来する二酸化炭素排出量は減少していますが、都市ガスや電力に由来する排出量が増加しています。
- ・電力は生活や産業活動と関わりが深く、東日本大震災以降の原子力発電所の稼働停止による火力発電の拡大により、近年は電力排出係数が増加傾向にあり、その動向が二酸化炭素排出量に大きく影響しています。
- ・部門別排出量の推移においては、産業都市である本市では、二酸化炭素の総排出量の約 6 割が産業部門から排出されています。産業部門からの排出量は、景気変動の影響を受けやすい一方で、様々な取組により大きな削減効果が期待できます。
- ・民生家庭部門からの二酸化炭素排出量は、単身世帯の増加や家電の大型化・多様化等により

増加傾向にあります。

- ・民生業務部門での、延べ床面積あたりの二酸化炭素排出量は、省エネ化の推進などにより平成 23 年までは減少傾向にありましたが、近年は増加傾向にあります。

図 二酸化炭素排出量の推移（エネルギー別）



備考 1 平成 24 年の値は速報値

備考 2 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

- ・二酸化炭素排出量の削減のために、様々な啓発が行われているほか、創エネルギー機器設置のための助成や再生可能エネルギーの導入を推進するための制度が設けられています。
- ・エネルギーの創出・蓄積・融通ができるようなまち（スマートコミュニティ）の形成を進めていく必要があります。

## 取組状況

### 取組の方向性 エネルギーの使用量を減らします

#### 家庭におけるエネルギーの管理・削減の推進（環境創造課）

##### ・CO<sub>2</sub>削減トライアル

電力需給が逼迫する夏期・冬期において、家庭内での省エネ活動を喚起し、電気・ガスの使用量を削減することで、二酸化炭素排出量の削減を図りました。参加者には、前年度の排出量と比較することにより、削減効果を実感してもらい、削減率に応じて賞品を贈呈しました。

平成 25 年度は 48 世帯の参加がありました。

### ・省エネ啓発機器の貸出

家庭内での省エネ活動を進めるために、家庭の電気使用量をリアルタイムで測定できる省エネナビ、自動車の燃費を測定できる燃費計、自転車の走行距離などを測定できるサイクルコンピュータ、照明器具の照度を測定できる照度計の4機器の貸出を行いました。

平成25年度は省エネナビ2台、サイクルコンピュータ3台、照度計1台を貸し出しました。



省エネナビ

### ・「うちエコ診断」尼崎市モデル事業

(公財)ひょうご環境創造協会と連携し、市内のうちエコ診断の受診の推進と省エネ性能の高い製品への買い替えを促しました。

平成25年度は83人が受診しました。

うちエコ診断とは、専門の診断員が専用の診断ソフトを用いて家庭の二酸化炭素排出量等を診断し、各家庭の状況に応じた有効な対策を費用対効果とともに提案するものです。



うちエコ診断の様子

### クールシェアスポットの開放・クールシェアイベントの開催(環境創造課)

夏の暑い日には、家庭の電気の半分以上をエアコンが占めているとされており、家庭内の各部屋でエアコンを使うのを止め、涼しさ(クール)を分け合える(シェア)場所(スポット)に行ったり、催し(イベント)に参加することで家庭でのエアコンによる電気の使用量を削減するとともに、それにとりまなう二酸化炭素排出量を削減することができます。

平成25年度は公共施設29施設にのぼりを設置し、クールシェアスポットとして開放するとともに、環境映画会をはじめ、20イベントをクールシェアイベントとして開催しました。



映画会チラシ



のぼり

### 地球温暖化防止啓発冊子の作成（環境創造課）

地球温暖化の防止啓発冊子として平成 20 年度に作成した「S T O P ! 地球温暖化家庭版エコマニュアル」の改訂を行い、環境モデル都市の目指す都市像を解説するとともに、市民・事業者が取り組めることや本市からの支援メニューを例示することで、取組意欲の喚起を図りました。



地球温暖化防止マニュアル

### 尼崎市環境マネジメントシステムによる省エネルギー等の意識啓発（環境創造課）

本市では、独自の環境マネジメントシステムを運用しており、環境管理総括者（市長）が定める環境方針に基づき、事務事業に伴う環境への負荷の低減や環境関連施策全般について、自ら目標を設定し、取組を行っています。職員全員がシステムの内容とその重要性を理解し、各所属の事務事業が環境に及ぼす影響と各自の役割を考え、日常の業務においてどのように環境配慮に取り組んでいくべきかを考える機会の一環として環境管理研修を行っています。

### 住宅用の創エネルギー機器設置の助成制度（環境創造課）

地球温暖化防止を推進するため、自然エネルギーの利用や化石燃料の高效率な活用を促進し、持続可能な社会の構築を目標として、平成 24 年度から市民が自宅に創エネルギー機器（太陽熱利用システム、エコウィル、エネファーム）を設置する際に、その費用の一部を助成しています。なお、市内事業者が機器の設置工事を行った場合は、助成額を 1.5 倍とすることで、地域経済の活性化も図っています。

平成 25 年度は 121 件（太陽熱利用システム 2 件、エコウィル 33 件、エネファーム 86 件）の助成を行いました。



エネファーム  
提供：大阪ガス（株）

## 取組の方向性 エネルギーを効率よく使います

### 太陽光発電設備設置の補助制度（環境創造課）

太陽光発電設備は、発電時に二酸化炭素が発生しないクリーンな設備であるため、本市では環境教育支援と地球温暖化防止対策の一つとして、平成 23 年度から市内の私立保育所または幼稚園が太陽光発電設備を設置する際に、その費用の一部を補助する制度を設けています。

平成 25 年度の利用はありませんでした。

表 補助件数

年度	23	24	25
件数	6	5	0



太陽光発電設備の設置事例  
ポッポ保育園

### 尼崎市小規模産業用太陽光発電設備導入に係る固定資産税の課税免除制度（環境創造課）

市域における再生可能エネルギーによる分散型電源普及の加速を図り、地球温暖化防止対策や電力の安定供給を推進するとともに、市内経済の活性化に寄与することを目的として、市内業者による施工により 10 kW 以上 50 kW 未満の太陽光発電設備を導入した際に、太陽光発電設備の取得に係る固定資産税を 3 年間免除する制度を設けています。

平成 25 年度は 6 件の認定を行いました。

### 自動車による環境負荷の低減

#### ・自動車利用の抑制（環境保全課）

本市は市営バスをはじめ公共交通機関が発達していることから、阪神間 7 市（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市）で阪神間ノーマイカーデー推進協議会を設立し、毎月 20 日を「ノーマイカーデー」と定め、マイカー利用の自粛やエコドライブを呼びかけています。また、6 月と 12 月には、阪神・播磨地域都市交通環境改善協会が実施しているマイバス・マイ電車の日と連携しながら、統一キャンペーンを広域的に取り組んでいます。

#### ・サイクル&バスライド（運輸課）

バス停留所付近に自転車駐輪場を設置し、バス停留所までの移動に自転車を利用できるようにし、そこから市営バスに乗り継ぐことにより、鉄道駅等での違法駐輪を減らすとともに、マイカー利用の抑制を行っています。現在、戸ノ内のりばに約 20 台分、武庫営業所のりばに約 120 台分の駐輪場を設置しています。



バス停留所に併設されている駐輪場  
（戸ノ内のりば）



### ・市営バスにおけるエコドライブの推進（運輸課）

本市では、燃費の向上や排出ガスの抑制を目的として、平成 10 年度からアイドリングストップ機能付きのバス車両を導入しており、平成 21 年度には全車両をアイドリングストップ機能付き車両へと更新を終えました。また、乗務員に研修を通じて、最適な速度やギア比の相互関係を習得させるとともに、バス車両に搭載しているドライブレコーダーの記録に基づくアドバイス等を行うことで、エコドライブを継続的に取り組んでいます。

表 燃費の推移

年度	21	22	23	24	25
燃費（km/L）	2.291	2.298	2.324	2.387	2.344

備考 1 車体の老朽化に伴いエンジンの燃焼効率が低下してきており、平成 25 年度の燃費は若干悪化した。

### エコカー（低公害車）の普及促進（環境創造課）

#### ・民間導入の推進

平成 4 年度から民間事業者等がエコカーを導入する際に、導入費用の一部を補助しています。

平成 25 年度はハイブリッドトラック 10 台と天然ガストラック 1 台の計 11 台に対して補助しました。

表 民間への補助状況

区分	補助年度										
	～ 16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
電気自動車	4	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
天然ガス自動車	29	2	2	31	31	7	8	4	1	1	
ハイブリッド自動車	-	-	-	-	-	9	9	9	12	10	
プラグインハイブリッド自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	

備考 1 - は補助の対象となっていないことを示す。

#### ・庁内における率先導入

エコカーの普及を促進するため、平成 2 年度から公用車の購入の際には、エコカーを率先的に導入しています。

平成 25 年度は市長公用車として電気自動車を 1 台導入しました。



市長公用車

表 導入状況

区分	導入年度										
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
電気自動車	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	
天然ガス自動車	1	13	23	4	4	7	0	0	0	0	
ハイブリッド自動車	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	

## 照明の省エネルギー化の推進

### ・市場や商店街等の省エネルギー・省資源化の促進（商業経営対策担当）

市場や商店街等での省エネルギー化・省資源化を進めるとともに、市内経済の更なる循環を誘導するため、市内事業者により、既存照明器具の LED 化を行った場合に、その設備費用の一部を補助しています。照明器具が LED であることを明示することで、住民や来街者の省エネルギーへの関心が高まるとともに、年間消費電力が約 30%に抑えられた事例もありました。

平成 25 年度は 2 件の補助を行っており、杭瀬本町商店街振興組合では 110 W 型 LED 蛍光灯 113 本、7 W 型 LED ランプ 108 個、20 W 型看板灯 56 本を導入し、尼崎中央五丁目商店街振興組合では 63 W 型 LED ダウンライト 167 台、33 W 型 LED ダウンライト 20 台を導入しました。

### ・街路灯の LED 化の推進（道路維持担当）

平成 21 年度から街路灯の LED 化を進め、消費電力量の抑制や二酸化炭素排出量の削減を進めています。

平成 25 年度は 1,380 基の街路灯が LED 化されました。これまでに、市内の街路灯の約 18.3%にあたる 4,963 基の街路灯が LED 化されており、年間約 520 t の二酸化炭素排出量が削減されています。

### ・庁舎の照明器具の LED 化の推進（保全担当、水道局管理課）

平成 24 年度から市役所本庁舎の照明器具の LED 化を進めており、平成 25 年度には 40 W 型 LED 蛍光灯 1,695 本、20 W 型 LED 蛍光灯 218 本を取り替えました。

これまでに、40 W 型 LED 蛍光灯を 2,511 本、20 W 型 LED 蛍光灯 446 本を取り替えており、庁内の照明器具の約 42%が LED 化されています。これにより、年間約 160,000 kWh の節電がされており、約 68.6 t の二酸化炭素排出量が削減されました。また、水道局庁舎においても、平成 25 年度から照明器具の LED 化を進め、庁舎の約 73.5%が LED 化されています。

## 公共施設への太陽光発電設備の導入

### ・尼崎市立クリーンセンターでの太陽光発電設備導入モデル事業（環境創造課）

太陽光発電設備を導入しようとする際のモデルケースとして、設置の不安や疑問への解消を目的に、尼崎市立クリーンセンター第 1 工場・第 2 工場の屋根に合わせて約 64 kW の太陽光発電設備を導入しました。導入までの手続き等の過程や導入後の毎月の発電量・売電収入の状況については本市 HP で公開するとともに、施設見学も受け入れています。



啓発パネル



クリーンセンター第2工場

・東消防署への太陽光発電設備の導入 (消防局企画管理課)

防災拠点の1つである東消防署に太陽光発電設備 (約 11 kW)、蓄電池 (約 13 kWh) を導入しました。



蓄電池



太陽光パネル

・学校施設への太陽光発電設備の導入 (教育委員会施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当)

学校施設の防災機能の強化や児童生徒に対する環境教育の一環として、平成 25 年度は、上坂部小学校 (10 kW) と武庫東小学校 (10 kW) の 2 校に太陽光発電設備を導入しました。発電した電力は、教室等の照明に利用されています。



上坂部小学校

ECOな街づくりのアイデアの募集 (経済活性化対策課)

「ECO 未来都市・尼崎」宣言団体において、スマートコミュニティの実現を目指すために、より良い街づくりの ECO なアイデアを募集し、スマートコミュニティを考える機会としました。平成 26 年度に受賞アイデアを決定し、表彰が行われることとなっています。

## 目標 2 循環型社会の形成

\*\*\* 未来のまちのすがた \*\*\*

市内のごみが減り資源として循環しています

### 取組の方向性・施策

**取組の方向性** ごみができるだけ出ないようにします

施策ア 発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）に向けた意識啓発

施策イ 発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）に関する情報の提供

**取組の方向性** 出たごみはできるだけ資源化（リサイクル）します

施策ア 資源化（リサイクル）に向けた意識啓発

施策イ 分別収集体制の強化

施策ウ 事業所から排出されるごみの資源化（リサイクル）の促進

施策エ ごみ処理の効率化

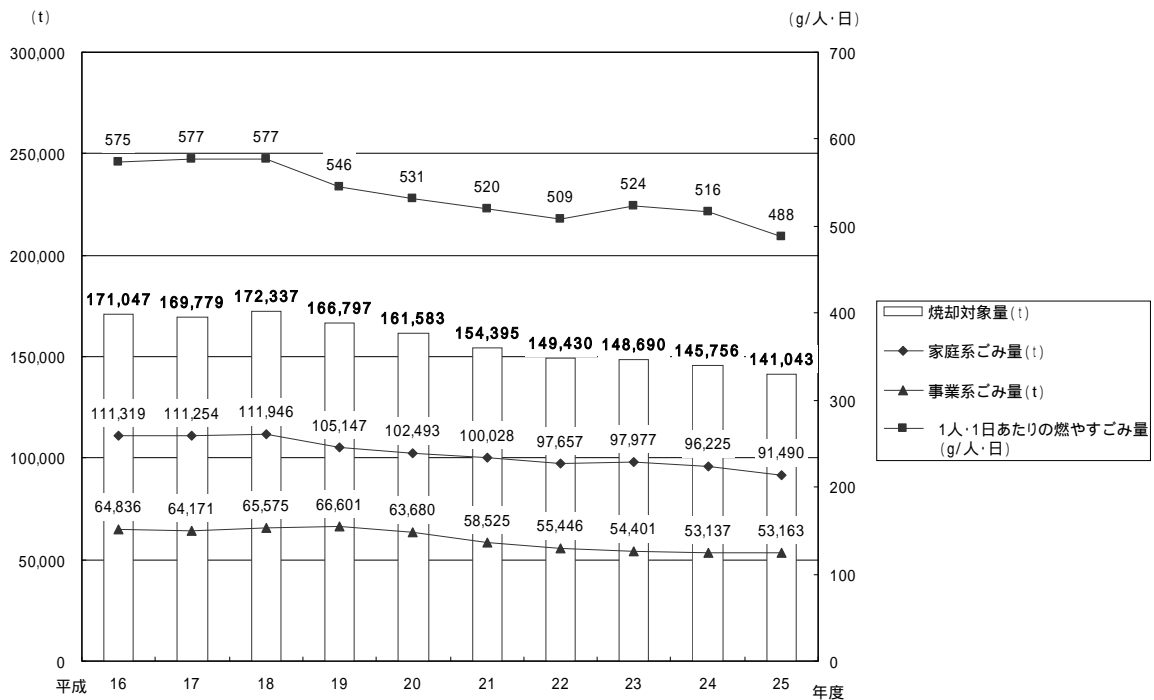
### 関連資料

- ・事業概要 - 平成 26 年度版 -

### 現状（成果・課題）

- ・近年のごみ量は、市民・事業者の様々な取組や人口の減少などにより減少傾向にあります。また、1人・1日あたりの燃やすごみ量も減少傾向にあり、目標の達成に向けた取組が進められています。
- ・平成 25 年度の焼却対象量は 141,043 t で、平成 24 年度の 145,756 t と比較すると 3.2 % の減少となりました。また、1人・1日あたりの「燃やすごみ」の排出量は 488 g で、平成 24 年度の 516 g と比較すると 5.4 % の減少となりました。

図 ごみ量の推移



- ・ごみ減量のために、小学生のごみに対する意識の醸成、普段の生活におけるごみ出しの方法やスーパーとの連携によるマイバッグ運動など、生活の幅広い部分で様々な啓発が行われています。
- ・平成 25 年度は例年の取組以外に、ごみの収集回数の見直しが行われ、リサイクルの可能な紙類・衣類量が増加するとともに、燃やすごみ量が減少していることから、焼却対象量の削減に一定の効果があったものと考えられます。
- ・家庭系ごみ量は減少傾向にありますが、景気等の影響を受けやすい事業系ごみ量については、近年、横ばいの状況が続いています。燃やすごみとして出された事業系ごみの中には、リサイクルできる紙類が多く含まれているため、引き続き事業者の協力が必要となっています。

## 取組状況

### 取組の方向性      ごみができるだけ出ないようにします

#### 一般廃棄物

##### ごみの発生抑制（資源循環課）

##### ・生ごみたい肥化講習会の開催

家庭から出るごみの減量に対する取組の一環として、生ごみのたい肥化に関する講習会を行っています。

平成 25 年度は市民グループ「いきいきコミ」の協力により 6 回の講習会を開催し、345 人が参加しました。



生ごみたい肥化講習会

### ・生ごみ処理機の購入に関する補助制度

生ごみを自家処理する機器等の購入を補助することで、ごみの減量・リサイクルに対する意識を高めるとともに実践的な取組を促進しました。

平成 25 年度は 30 基に対する補助を行いました。

### ・マイバッグ運動の推進

レジ袋の削減に向けて、買物袋を持参するマイバッグ運動を推進するため、市民・事業者・関係団体等と連携しながら、レジ袋削減キャンペーンとしてエコバックの配布（958 人）や広告等による PR を行っています。また、事業者（8 社）と尼崎市等がレジ袋削減等に関する環境協定を締結し取組を推進しています。



レジ袋削減キャンペーン

### 子どもごみマイスター制度（資源循環課）

本制度は子どもがごみの減量・リサイクルに対する関心や気付きを得るきっかけを作るためのものです。「マイスターズクール」において、クイズなどを通じてごみに関する内容やリサイクル方法について学び、それらをごみ減量啓発冊子を用いながら、家庭において実践し、実践の度合いに応じてマイスターの称号を付与しています。また、特に優秀な学校に対しては、ごみマイスター推進校の称号を付与しています。

平成 25 年度は 15 校が参加し、1,221 人が受講しました。



ごみ減量啓発冊子

### 不要物の再使用の推進

#### ・市民工房の運営（資源循環課）

資源リサイクルセンターにある市民工房では、（公財）尼崎環境財団と協力して、ごみの減量・リサイクルに関する啓発やリサイクル商品の展示、家庭で不要となった家具類の提供を行っています。また、エコあまフェスタ等のイベントなどにおいても出前市民工房を実施しています。

平成 25 年度は資源リサイクルセンターに 1,811 人が来場し、387 個の家具等が再使用されました。



市民工房

#### ・リサイクル情報バンク（生活安全課）

家庭で眠っている不用品の有効活用を図るとともに、ごみの減量や資源保護への関心を高めるため、リサイクル情報を登録し、市民へ情報提供を行っています。リサイクル情報は、「あげます」（無償で提供）、「ゆずります」（5,000円以内の有償で提供）、「もとめます」（5,000円以内の有償または無償で提供を受けたい）の3つがあり、本市HPや市内3箇所の掲示板で掲示を行っています。

平成25年度は292件の登録があり、91件（31.2%）が成立しました。

#### ・図書館の本の再使用（中央図書館（北図書館））

図書館で不用となった本を市民に提供しています。古本を市民に提供することで、ごみの発生抑制と再使用につなげています。

#### ごみの収集回数の見直し（資源循環課）

平成25年4月からこれまで燃やすごみとして捨てられていたリサイクル可能な紙類の分別の強化を図るため、紙類・衣類の収集回数を月2回から週1回へ増やすとともに、燃やすごみの収集回数を週3回から週2回へ減らしました。これらの結果、平成24年度と比較すると、紙類・衣類の収集量が2,786t（37.4%）増加し、燃やすごみの収集量が4,750t（5.4%）減少しました。

#### ごみの適正搬入の指導（クリーンセンター）

事業者や家庭などから持ち込まれるごみについて、家電リサイクル法の対象となるごみや危険物等の不適切なごみが搬入されていないか確認を行っています。これにより、ごみの搬入者に対する適切な搬入の意識付け、不適切物の搬入抑止、ごみの減量化を進めています。

平成25年度は13,900件の持ち込みごみの確認、200件の事業系ごみに対して展開検査を行いました。

## 産業廃棄物

#### 多量排出事業者への立入検査（産業廃棄物対策担当）

一定量以上の産業廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）については、次年度に向けた、廃棄物の発生量の見通しや廃棄物の排出の抑制、再生利用・処理に関する計画を策定する義務があります。

計画の実施状況を把握するため、平成25年度は多量排出事業者のうち10事業所へ立入検査を行いました。

## 取組の方向性 出たごみはできるだけ資源化（リサイクル）します

### 一般廃棄物

#### 資源集団回収運動奨励金交付制度（資源循環課）

燃やすごみ量の削減や資源の有効活用を図るために、市に登録している団体等が紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）、缶類（アルミ、スチール）、びん類や布類について集団回収を行う場合、回収量に応じた奨励金（3円/kg）を交付しています。

平成25年度は8,727tが回収されました。

表 登録団体数の推移

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
登録団体数	582	585	584	595	597	606	609	609	601	567

#### ごみの分別・出し方の啓発（資源循環課）

##### ・さわやか指導員制度

ごみの分別と減量・リサイクル、ごみ出しマナーの向上を図るため、地域から推薦された者に対して「さわやか指導員」を委嘱し、指導員は地域住民に対する実践指導や意識啓発を行うとともに、ごみに関する情報提供等の活動を行っています。

平成25年度は715人に委嘱しており、研修会、施設見学会や地区会議などが行われました。

##### ・分別収集等に関する啓発

市政出前講座（ごみ減量・リサイクル講座 5回 参加者 約200人）の実施、「家庭ごみべんりちょう」や「集積所掲示ポスター」の配布等により、リサイクル資源の分別や燃やすごみの減量に向けた市民向けの啓発活動を実施しました。

#### 一般廃棄物のリサイクル（クリーンセンター）

家庭から出されたびん・缶・ペットボトル、大型ごみ、金属製小型ごみについては、資源リサイクルセンターにおいて処理、選別が行われ、リサイクルが行われています。

平成25年度は3,600tがリサイクルされました。

#### ごみの焼却による発電（クリーンセンター）

クリーンセンター第1工場・第2工場において、ごみを焼却する際に発生する熱を回収・利用するサーマルリサイクルを行い、発電を行っています。

平成25年度は第1工場で9,082,640 kWh、第2工場で53,117,550 kWhの発電が行われました。



## 産業廃棄物

### 廃棄物処理に関する研修会の開催（産業廃棄物対策担当）

産業廃棄物の中でもたびたび問題となるアスベストの適正な処理を推進するため兵庫県と協力し、解体・アスベスト廃棄物適正処理研修会を開催しました。パンフレットの配布などにより建築解体関連事業者や新規収集運搬業者への啓発・指導を行い、平成 25 年度は 109 人が参加しました。

また、産業廃棄物処理業者を対象に、兵庫県と県下の 4 政令市と（一社）兵庫県産業廃棄物協会が協力して、県下各地で廃棄物行政の動向、法令改正などに関する研修会を実施しました。平成 25 年度に本市で行われた研修会への参加者は 94 人でした。

### 産業廃棄物処理業の許可業者への立入検査（産業廃棄物対策担当）

産業廃棄物処理業の許可業者が産業廃棄物処理基準に則した処理を適正に行っているかどうかを確認するため、各業者に対して原則年 1 回の立入検査を行っています。基準違反等の問題があれば指導を行い、地域の生活環境の保全を図っています。

平成 25 年度は排出事業者や処理業者等に対し、延べ 201 回の立入検査を行いました。

### 市の事業により排出される廃棄物のリサイクル

#### ・紙資源のリサイクル（資源循環課、学校保健課）

本市の支所等から排出される事業系古紙のリサイクルを行うために、NPO 法人あまがさきエコクラブが運用するリサイクルシステムを活用しています。集められた古紙はトイレットペーパー「エコあま君ロール」にリサイクルされ、市内の公衆便所等で使用されています。また、市立学校・園において排出される古紙についても、本リサイクルシステムを活用しています。

平成 25 年は 253,693 kg の古紙が回収されました。

これとは別に、市役所本庁舎においては、紙資源として古紙を回収しており、平成 25 年度は 64,490 kg が回収されました。



エコあま君ロール  
提供：NPO 法人あまがさきエコクラブ

#### ・学校給食における廃食油のリサイクル（学校保健課）

市立小学校や尼崎養護学校では給食室から出る廃食油を売却しており、売却された廃食油は塗料インクの原料、配合飼料や石鹼等にリサイクルされています。

平成 25 年度は 2,433 缶（18 L/缶）分の廃食油を売却しました。

## 目標 3 安全で快適な生活環境の保全

\*\*\* 未来のまちのすがた \*\*\*

きれいな空気や水に囲まれて快適に暮らしています

尼崎市の環境をまもる条例第 22 条に規定される環境の状況についての監視・測定等の結果の公表を兼ねるものとしています。

第 22 条 市長は、公害の防止に関する施策を適切に実施するため、大気汚染、水質汚濁、騒音等に監視、必要な監視、測定、検査及び研究を行わなければならない。

2 市長は前項の規定により監視、測定、検査及び研究を行ったときは、その結果明らかとなった大気汚染、水質汚濁、騒音等の状況を公表しなければならない。

### 取組の方向性・施策

取組の方向性 空気・水・土・静けさを大切にします

施策ア 大気環境の保全

施策イ 水環境の保全

施策ウ 静けさの確保

施策エ 土壌環境の保全

施策オ 公害の歴史の後世への継承

施策カ その他有害化学物質や快適環境の形成への対応

### 関連資料

- ・ 尼崎市環境監視センター年報
- ・ 平成 25 年度における環境の現況
- ・ 尼崎市における環境汚染等の推移
- ・ 保健行政の概要

### 現状（成果・課題）

- ・ 大気については、多くの項目で環境基準の達成率は改善傾向にあり、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質や二酸化窒素については、達成率は 100 % でしたが、全国的に達成率の

低い光化学オキシダントについては本市においても達成率は0%でした。また、微小粒子状物質（PM2.5）についても、濃度は減少傾向にありますが達成率は0%でした。

- ・水質については、公共用水域（河川・海域）において、一部の項目・水系で環境基準を達成していませんが、水質の状況を示す代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）やCOD（化学的酸素要求量）については、達成率100%でした。また、地下水については、一部の項目・地点で環境基準を達成していませんでしたが、達成率は99.0%となっています。
- ・幹線道路沿道における騒音については、一部地域で夜間の環境基準が達成できていませんが、達成率は改善傾向にあります。新幹線沿線における騒音については、軌道に近い一部地点で環境基準を達成できていません。航空機騒音については、環境基準を達成した状況が続いています。
- ・ダイオキシンについては、環境基準を達成している状況が続いています。
- ・工場や事業場への立入検査により、法令等が遵守されているか定期的に確認を行っており、予防的な対応がされているとともに、環境質の常時監視が適切に行われています。
- ・環境質の改善には、本市だけでなく、広域的な対応が必要となる場合があり、引き続き近隣自治体等と情報共有を進めていく必要があります。
- ・過去に直面した深刻な公害については、これまでの経験や取組が風化しないよう次世代に引き継いでいくことも必要です。

## 取組状況

### 取組の方向性 空気・水・土・静けさを大切にします

#### 大気（一般環境）

##### 一般環境大気の常時監視（環境保全課）

一般環境大気を監視するため、市内に北部（立花北小学校）、中部（国設尼崎一般環境大気測定所）、南部（城内高校）の3地点に測定局を設けて状況を監視しており、いずれの物質も過去10年の傾向としては減少傾向にあります。

##### ・北部

平成25年度は光化学オキシダント以外についてはいずれも環境基準を達成していました。なお、二酸化硫黄、二酸化窒素については過去から他の2地点よりも濃度が低い傾向が続いています。

##### ・中部

平成25年度は光化学オキシダントと微小粒子状物質以外についてはいずれも環境基準を達成していました。光化学オキシダントについては、環境基準を達成していませんが、ここ数年では3地点の中で比較的低い濃度が続いています。微小粒子状物質についても、環境基準を達成していませんが、濃度は減少傾向にあります。

##### ・南部

平成25年度は測定局が設置されている城内高校の耐震化工事が行われたため、ベンゼン

等の有害化学物質については開明庁舎に測定場所を移動して調査が行われましたが、すべて環境基準を達成しています。南部では、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の濃度が3地点の中で比較的高い状況が続いています。

#### 大気汚染防止法に基づく立入検査（環境保全課）

ばい煙発生施設を設置している工場等に対して立入検査を行い、法の遵守状況等を確認するとともに、事故時や緊急時においても、状況の確認をするために立入検査を行っています。平成20年度までは兵庫県と本市が合同で立入検査を行っていましたが、平成21年度の中核市移行後は、本市単独で実施しています。

平成25年度は36件の立入検査を行いました。

#### 環境保全協定に基づく大気の調査（環境保全課）

主な固定発生源の汚染物質排出状況を把握するために、環境保全協定（平成21年4月1日締結）に基づき、35事業所とその他の大規模2事業所を対象に燃料・原料使用量を調査しています。

##### ・燃料・原料の使用量

平成25年度の液体燃料使用量は2.5万kLで、平成24年度に比べて15.0%減少しました。固体燃料使用量は1.2万tで、平成24年度に比べて3.6%増加しました。気体燃料使用量は20.3万kNm<sup>3</sup>で、平成24年度に比べて10.7%減少しました。

##### ・大気汚染物質の排出状況

平成25年度の窒素酸化物排出量は916tで、平成24年度に比べて12.6%減少しました。硫黄酸化物排出量は62tで、平成24年度に比べて23.0%増加しました。

#### 光化学スモッグへの対策（環境保全課）

兵庫県では、兵庫県広域大気汚染緊急時対策実施要綱に基づき、光化学スモッグ緊急時対策実施要領を定め、県下各市町の測定局のオキシダント濃度が発令基準に達したとき、広報等（予報・注意報等）を発令するとともに、主要工場に窒素酸化物量の削減を要請しています。

本市においても、尼崎市光化学スモッグ緊急時対策実施要綱を定め、市内3地点でのオキシダント濃度の常時監視、広報等の通報連絡網や被害発生時における救急、調査、連絡体制を整備しています。広報等発令時には、学校や支所等の公共施設に通報し、児童等の屋外での過激な運動、自動車の使用や外出をなるべく控えるよう呼びかけています。また、ひょうご防災ネットを活用し、本市内における光化学スモッグの広報発令情報を携帯電話に配信できるように体制を整えています。

平成25年度は光化学スモッグに関する広報等の発令はありませんでした。

#### 大気汚染防止強化期間における市民・事業者への呼びかけ（環境保全課）

冬期は暖房器具の使用や冬特有の気象条件により二酸化窒素濃度が高くなる傾向にあるため、11月から翌年1月までの3か月間を「大気汚染防止強化期間」とし、暖房温度の適正化やボイラー等のばい煙発生施設の燃焼管理、貨物自動車等業務用車両の適正な運行管理の徹底や不要・

不急の乗用自動車の使用自粛を市報等で市民・事業者呼びかけています。

## 大気（沿道環境）

### 沿道環境大気の常時監視（環境保全課）

沿道環境における大気の状態を監視するため、7地点の測定局において測定を行っています。一般環境と比べると沿道環境は二酸化窒素や浮遊粒子状物質の濃度が高い傾向にありますが、微小粒子状物質以外の項目については環境基準を達成しており、その濃度は減少傾向にあります。

### 簡易測定（環境保全課）

国道43号・阪神高速3号神戸線沿道における窒素酸化物の濃度分布を把握するため、平成25年5月と平成26年1月の2回（延べ6日間）にわたり、本市と西宮市、芦屋市の3市で時期を合わせて簡易測定法（PTIO法）による調査を実施しました。

調査結果では、県道尼崎池田線交差点の北側、県道米谷昆陽尼崎線交差点や県道尼崎宝塚線交差点の南側などで窒素酸化物濃度が高い傾向を示していました。

### 環境測定車（あおぞら号）による環境監視（環境保全課）

測定局における常時監視のほか、道路沿道等の局地的な大気汚染の状況を把握するため、環境測定車（あおぞら号）による環境監視を行っています。

平成25年度は延べ8地点で測定を行いました。測定結果については、特に問題となる地点はありませんでした。



あおぞら号

### 国・阪神高速道路（株）に対する要望活動（環境保全課）

本市は、昭和45年より芦屋市、西宮市とともに、国道43号・阪神高速道路自動車公害対策連絡協議会を設置し、毎年、国・阪神高速道路（株）に対して、発生源対策や道路構造対策など総合的な自動車公害対策の推進を要望しています。

平成25年度は低公害車の普及促進や超小型モビリティの実用化、環境ロードプライシングや環境レーンの推進などについても要望を行いました。

## 道路・沿道対策

### ・環境レーンの利用に関する啓発（環境保全課）

国道 43 号では、全国で初めての取組として、道路の第 1 レーンを「環境レーン」として位置付け、大型車に対し、沿道環境に配慮した走行を求めています。昼間においても、極力中央寄り車線の通行を求め、騒音や排出ガスの影響の軽減を図っています。

平成 25 年度は環境レーンの周知を行うため、エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2013 に参加し、環境省の出展ブースにおいて、啓発ポスターやチラシにより、広報を行いました。



通行ルールの案内パンフレット

### ・環境防災緑地の整備（市街地整備課）

広域防災帯に指定された国道 43 号沿道の防災機能と沿道環境の改善を目的として、環境防災緑地の整備を進めるため、沿道の土地の買取制度（国土交通省所管）を土地所有者や開発事業者以案内しています。国が買い取った土地については、植栽を中心とする緑地整備（国管理）などが行われています。

平成 7 年度の買取制度開始以降、本市における平成 25 年度末までの緑地などの整備実績は約 21,000 m<sup>2</sup> となっています。



制度の案内パンフレット

## 悪臭

### 悪臭への対応（環境保全課）

悪臭防止法等に基づき、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行っています。市民等から悪臭に係る苦情申立があった際には、被害状況を確認し、必要に応じて事業者に対して改善指導等を行っています。悪臭防止法では、アンモニアなどの 22 物質を「特定悪臭物質」として定め、敷地境界線上等における基準値を設定しています。本市では、悪臭防止法で規制されていない物質や複合臭にも対応するため、悪臭を総合的に評価できる人間の嗅覚で数値化する官能試験法を取り入れた尼崎市悪臭防止対策指導指針を定め、悪臭問題に総合的に対応しています。

## アスベスト（石綿）

### アスベスト環境濃度の監視（環境保全課）

平成 25 年度は 4 地点で測定し、アスベスト濃度はいずれも低い濃度でした。また、大気中総繊維数濃度が 1 本/L を超えた検体については、電子顕微鏡による確認を行いました。アスベスト繊維はいずれも検出されませんでした。

表 一般環境中のアスベスト測定結果

項目	アスベスト濃度			総繊維数濃度			
	測定月	5	9	1	5	9	1
測定地点							
国設尼崎大気環境測定所		0.71	0.30	0.081	1.0	0.51	0.24
国設尼崎自動車交通環境測定所		0.33	0.10	0.11	0.84	0.44	0.24
衛生研究所		0.59	0.39	0.099	1.1	0.64	0.19
浜小学校		0.58	0.23	0.11	1.1	0.76	0.33

（単位：本/L）

備考 1 「アスベスト濃度」は「アスベストモニタリングマニュアル（第 3 版）」（平成 19 年 5 月環境省）による方法

備考 2 「総繊維数濃度」は「アスベストモニタリングマニュアル（第 4.0 版）」（平成 22 年 6 月環境省）による方法

備考 3 大気汚染防止法の石綿製品製造工場の敷地境界における規制値：10 本/L

### 解体工事に伴う立入検査（環境保全課）

本市では、特定建設作業実施届出書や建設リサイクル法に基づく届出書により把握できる解体工事については、原則として全数（平成 25 年度は 580 件）の立入検査を行い、アスベストの使用の有無を確認しています。また、吹付けアスベストの除去が行われる場合は、解体現場において、飛散の有無を確認するためアスベスト濃度の測定を実施しており、平成 25 年度は 33 件の測定を行いました。

### 吹付けアスベスト除去等に係る補助制度（建築指導課）

市内にある民間建築物における吹付け材にアスベストが含まれているかどうかの調査や露出して吹付けされているアスベストの除去等に要する費用の一部を補助しています。

平成 25 年度は調査への補助が 1 件、除去等への補助が 1 件でした。

### アスベストの健康リスクに関する調査（成人保健担当）

環境省から委託を受けて、アスベストのばく露歴やアスベスト関連疾患の健康リスクに関する実態把握を目的に、アスベストばく露の医学的所見である胸膜プラーク等の有無と健康影響との関係に関する知見を収集しています。平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間は、「第 2 期石綿の健康リスク調査」として、アスベストばく露者の中長期的な健康管理のあり方を検討するための知見を収集しています。

平成 25 年度の調査結果は、調査対象者 514 人のうち、胸部 CT 受診により、ばく露歴の可能性が特定できない方で、胸膜プラークが確認された方は 64 人でした。

### 尼崎市アスベスト対策会議の開催（経済環境局企画管理課）

アスベスト問題に関する総合的な対策を推進するとともに、庁内での全体調整が必要となる案件について協議し、情報共有を図っています。

平成 25 年度は 2 回開催され、小学校の改築等工事における産業廃棄物の処理状況、第 2 期石綿の健康リスク調査や測定結果の報告などについて協議・報告が行われました。

## 水質（公共用水域 河川・海域）

### 公共用水域の水質の常時監視（環境保全課）

本市では、市内主要河川や周辺海域において、水質汚濁状況を把握するため、市内を流れる神崎川、武庫川、庄下川、蓬川と尼崎港周辺海域について、河川 11 地点、海域 3 地点（運河域 1 地点を含む。）で定期的に水質調査を実施しています。



採水の様子

#### ・神崎川水系

神崎川水系は、淀川の一津屋樋門で分岐し、猪名川、藻川と合流して尼崎市と大阪市の市境を流れ大阪湾に注ぐ一級河川です。平成 25 年度の測定結果をみると、BOD の年間平均値は、平成 24 年度とほぼ同程度であり、すべての地点で環境基準を達成していました。また、推移をみても平成 16 年度以降は、ほぼ横ばいで推移しています。人の健康の保護に関する環境基準はすべての地点で達成しています。しかしながら、生活環境の保全に関する環境基準については溶存酸素と大腸菌群数、水生生物の保全に関する環境基準については全亜鉛が環境基準を達成していない地点がありました。

#### ・武庫川水系

武庫川水系は、丹波丘陵に源を発し、三田盆地、神戸市北部、西宮市北部、宝塚市や伊丹市西部から尼崎市と西宮市の市境を流れ、大阪湾に注ぐ二級河川です。平成 25 年度の測定結果をみると、BOD はすべての地点で環境基準を達成していました。また、推移をみると平成 16 年度以降は、ほぼ横ばいで推移しています。人の健康の保護に関する環境基準については、下流域の地点においてふっ素が環境基準を達成していませんでしたが、これは海水の影響であると考えられ、この他の項目については、環境基準を達成していました。生活環境の保全に関する環境基準については pH の最大値が環境基準を達成していない地点がありました。

#### ・庄下川水系

庄下川水系は、伊丹市域を流れる伊丹川、昆陽川、富松川等が合流し、本市中央部を流れて大阪湾に注ぐ一級河川です。平成 25 年度の測定結果をみると、庄下川本流・支流の BOD



の年間平均値は平成 24 年度とほぼ同程度で、すべての地点で環境基準を達成していました。また、推移をみると本流・支流ともに平成 16 年度以降ほぼ横ばいで推移しています。人の健康の保護に関する環境基準については、本流・支流ともすべての地点・項目で環境基準を達成していました。生活環境の保全に関する環境基準については溶存酸素と pH の最大値について環境基準を達成していない地点がありました。

#### ・蓬川水系

蓬川水系は、武庫川の六樋取水口を源に、本市西部を貫流して尼崎港に注ぐ二級河川です。生活環境の保全に関する環境基準の類型指定はされていませんが、平成 25 年度の測定結果をみると、BOD の年間平均値は平成 24 年度とほぼ同程度でした。すべての地点で、人の健康の保護に関する環境基準と尼崎市の環境をまもる条例に規定される環境上の基準を達成しており、推移をみると、平成 16 年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

#### ・大阪湾（海域・運河）

尼崎港周辺海域は、大阪湾の最奥部に位置し、神崎川、武庫川、庄下川や蓬川から河川水が流入しています。平成 25 年度の測定結果をみると、COD の年間平均値は、平成 24 年度とほぼ同程度で、すべての地点で環境基準を達成していました。また、推移をみると、多少の変動はあるものの近年はほぼ横ばいで推移しています。運河の COD については、尼崎市の環境をまもる条例において、環境上の基準が規定されており、基準を達成していました。人の健康の保護に関する環境基準についてはすべての地点・項目で達成していますが、生活環境の保全に関する環境基準については、pH の最大値、全窒素、全リンについて達成していませんでした。

#### 水質汚濁防止法に基づく立入検査（環境保全課）

工場等の排水の汚染状況を監視するため、一般パトロールをはじめ、臨海部の工場等への海上パトロールを行っています。

平成 25 年度は 73 工場等に対し、延べ 282 回の立入検査を実施し、延べ 89 工場等の排水を検査しました。その結果、3 工場等で排水基準を超過し、超過項目は pH（排水基準 5.8 以上 8.6 以下のところ、9.0）、亜鉛（兵庫県条例上乗せ排水基準 1.5 mg/L 以下のところ、2.0 mg/L 検出）と COD（兵庫県条例上乗せ排水基準 40 mg/L のところ、57 mg/L）の 3 項目であり、適切な排水となるよう指導を行いました。総量規制基準については、15 工場等の排水を検査しましたが、違反した工場等はありませんでした。

#### 下水道法に基づく排除基準への適合状況の監視（北部浄化センター）

除害施設等の運転管理、特定施設の稼働状況や排水設備の状況等の調査、排水調査の採水を行うため、事業場に対して立入調査を行い、必要に応じて施設の改善や運転方法等について指導を行っています。

平成 25 年度は立入または排水調査を 121 事業場に対して実施し、これらの事業場に延べ 160 回の水質検査を行いました。

### 河川・水路の維持管理（河港・21世紀の森推進課）

本市の河川は、全般的にみて河床勾配が緩やかで平常時における流量・流速が少ないこともあり、河川水に混入した有機物（汚泥）が沈殿・堆積を促進しやすい河川環境となっています。堆積した有機物（汚泥）は、河川水等の溶存酸素を消費するため、河川や海域の水質汚濁源となっています。こうしたことから、兵庫県と本市では、本川への汚濁防止軽減策として、流入支川や水路の浚渫<sup>しゅんせつ</sup>を実施し、水質浄化に努めています。

平成 25 年度は本市の事業として市内一円各水路等で 718 t を浚渫しました。また、ごみや藻の繁茂等は水質悪化の原因となるため、河川の浮きごみの処理、除草、ポンプ等の河川管理施設の点検・整備等を行っています。浮きごみについては、市内一円各水路等で 2,144 t を除去しました。さらに、庄下川については、流量の確保や流れを創出するために、浄化ポンプや可動堰<sup>かどうせき</sup>を設置しており、これらの適切な維持管理により、水質の改善・維持を行っています。

### 浄化槽の維持管理（生活衛生課）

浄化槽の維持管理が不十分であると、モーター等の故障で臭気や騒音が発生し、近隣の迷惑となり、また放流水により公共用水域の汚濁の原因となります。これらを防ぐためにも、浄化槽管理者・保守点検業者・清掃業者に 浄化槽の適切な使用（廃油を入れないなど） 浄化槽の保守点検（年 3 回以上、消毒剤の補充など） 浄化槽の清掃（年 1 回以上） 法定検査の実施を指導しています。平成 25 年度の指導等の状況は次のとおりです。

表 浄化槽監視指導等の状況

確認申請・届出書		竣工検査	監視件数	指導件数				水質検査	法定検査
確認申請・設置届出書	その他の届出書（廃止届出）			許認可前	口頭	文書	計		
7	9	6	9	6	3	0	9	0	442

### 雨水貯留タンク設置の促進（計画担当）

水資源の有効活用、良好な水循環型社会の創出や浸水対策等に寄与する雨水貯留タンクを設置しようとする市民や事業者に対して助成金を交付することで、設置を促進しています。

平成 25 年度は 63 件の助成を行いました。

## 水質（地下水）

### 地下水の常時監視（環境保全課）

本市では市域の地下水の状況を把握するために概況調査地点を 7 地点設定するとともに、過去に環境基準を超えた項目をモニタリングするために継続監視調査地点を 3 地点設定して水質調査を行っています。概況調査地点についてはすべての地点・項目において環境基準を達成していました。継続監視調査地点では 2 地点で 2 項目（テトラクロロエチレン、塩化ビニルモノマー）が環境基準を達成していませんでした。

## 騒音・振動（一般環境）

---

### 騒音・振動の発生防止に関する指導（環境保全課）

#### ・工場・事業場

本市では、特定施設の設置や変更等の届出の際に、公害発生の未然防止を図るため、事前指導を行っています。また、相談が寄せられた場合には、特定施設を有しない事業者であっても、騒音・振動に係る規制等について説明を行っています。

#### ・建設作業

本市では、特定建設作業実施届出書の届出の際、施工業者に対し、騒音・振動の防止対策を行うとともに、事前に工事説明を行うなど周辺住民に理解を得るよう指導を行っています。

#### ・飲食店等からの騒音の未然防止に関する啓発

本市では、保健所が実施している食品衛生責任者養成講習会において、飲食店営業者に対し、カラオケ等の音響機器を中心とした営業騒音の防止について意識の啓発を行っています。

平成 25 年度は 12 回の講習会で、1,077 人に対して説明を行いました。

## 騒音・振動（自動車）

---

### 自動車騒音の常時監視（環境保全課）

本市では、沿道における自動車騒音を監視するため、沿道大気常時監視局 6 局において騒音測定を行っています。

平成 25 年度は昼間においては全測定局、夜間においては 4 測定局で環境基準を達成していました。

### 自動車騒音・振動の定点調査（環境保全課）

本市では、測定局を設置していない地点での自動車騒音・振動を把握するために、定点調査を行っています。騒音については、全測定地点（25 地点）のうち、20 地点で昼間・夜間とも環境基準を達成しており、名神高速（弥生ヶ丘町 1）、国道 43 号（南城内 2）、尼宝線（武庫之荘 8）と玉江橋（開明町 1・東塚口町 2）の 5 地点については、昼間のみ環境基準を達成していました。また、振動については、全地点で昼間・夜間とも要請限度を下回っていました。

### 自動車騒音の面的評価（環境保全課）

平成 24 年度までの定点調査の結果をもとに、主要幹線 16 路線（総延長 63.9 km）に面する地域にある評価対象全戸数 45,927 戸に対し、ばく露騒音の予測を行いました。

昼間・夜間とも環境基準を達成したのは 44,664 戸（97.2%）、昼間のみ環境基準を達成したのが 839 戸（1.8%）、夜間のみ環境基準を達成したのは 43 戸（0.1%）でした。昼間・夜間とも環境基準を 100%達成しているのは園田西武庫線、近松線、長洲線、大物線と西川線であり、最も達成率が低いのは、臨港線の 85.3%でした。

### 沿道環境における建築物の騒音対策（環境保全課）

尼崎市の環境をまもる条例で、幹線道路7路線の周辺地域を自動車騒音防止地域に指定しています。この地域内において譲渡又は賃貸を目的として新築される長屋や共同住宅を特定建築物と定義し、入居者を自動車騒音からまもるため、建築主に対し、事前に一定の騒音対策を講じるよう義務づけています。

平成25年度の届出件数等とこれまでの累計届出件数等は次のとおりです。

表 特定建築物の届出状況

道路名	平成25年度		これまでの累計	
	届出数	届出対象戸数	届出数	届出対象戸数
名神高速道路	0	0	82	861
国道43号	1	9	71	1,398
国道2号	2	68	61	1,300
国道171号	0	0	11	122
県道尼崎宝塚線	4	24	46	554
県道米谷昆陽尼崎線	2	24	46	446
県道尼崎池田線	1	4	20	218
合計	10	129	337	4,899

備考1 尼崎市民の環境をまもる条例に基づく届出を含む。

## 騒音（航空機）

### 航空機騒音の常時監視・定点調査（環境保全課）

武庫東小学校において新関西国際空港（株）、武庫北小学校において兵庫県が常時監視を行っています。

平成25年度は、すべての測定局で環境基準を達成していました。騒音レベルの推移をみると、低騒音機の導入等によって徐々に減少してきていますが、ここ数年は横ばいの状況となっています。また、本市では、武庫地域振興センターにおいて、1年に1回の頻度で定点調査を行っています。平成25年度の騒音レベルは環境基準を達成していました。

### 国・空港・航空会社に対する要望活動（環境保全課）

本市は、昭和39年より周辺市（平成25年度参画市：豊中市、池田市、箕面市、吹田市、尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市、芦屋市、伊丹市）と大阪国際空港騒音対策協議会（平成17年より大阪国際空港周辺都市対策協議会へ名称変更）を設置し、国や空港等に対して、発生源対策、空港周辺対策や安全対策の推進を要望しています。

平成25年度は逆発着時の騒音対策や低騒音機の積極的な導入などについても要望を行いました。

## 騒音・振動（新幹線）

### 新幹線騒音・振動の定点調査（環境保全課）

本市では、山陽新幹線の騒音・振動の状況を把握するため、4地区24地点において定点調査を実施しています。

騒音については、軌道中心から 12.5 m 地点の 4 地点、25 m 地点の 7 地点、50 m 地点の 8 地点の合計 19 地点 (79.2 %) で環境基準を達成していました。猪名寺地区では上下線側の 12.5 m 地点、下り線側の 25 m 地点、食満地区では、上下線側の 12.5 m 地点で環境基準を達成していませんでした。

また、振動については全地点で対策指針値を下回っていました。

#### **国・西日本旅客鉄道（株）に対する要望活動**（環境保全課）

本市は、昭和 55 年度より伊丹市と西宮市とともに、阪神三市山陽新幹線公害対策連絡協議会を設置し、毎年、国・西日本旅客鉄道（株）に対して、発生源対策、周辺対策や安全対策の促進を要望しています。

平成 25 年度は騒音に係る環境基準の早期達成、バラストマットの全線早期敷設やカーブ区間における積極的な対策、速度と車両編成の見直し等も要望しました。

## **土壌**

---

#### **「工場跡地に関する取扱要綱」による協議**（環境保全課）

2,000 m<sup>2</sup> 以上の工場が事業活動を終結するとき、土壌・地下水の調査対策、廃棄物の管理状況等について協議を行うため、工場跡地に関する取扱要綱に基づき、協議を行っています。

平成 25 年は 2 件の協議が行われました。

#### **土壌汚染対策法に基づく立入検査**（環境保全課）

土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染が判明した土地における工事が適切に行われているかを確認するため、立入検査を実施しています。

平成 25 年度は 7 事業所に対して、10 回の立入検査を行いました。

また、土壌汚染処理業の許可事業者が適切に汚染土壌を処理しているかどうかを確認するため、許可業者に対して、立入検査を行っています。基準違反等の問題があれば指導を行い、改善させることにより、地域の生活環境の保全を図っています。

平成 25 年度は 2 事業者に対して、延べ 4 回の立入検査を行いました。

## **地盤沈下**

---

#### **水準測量**（河港・21 世紀の森推進課）

土地の上下変動を精密に測り、地盤沈下対策に役立てるため、水準測量を実施しています。

平成 24 年度の測量結果は、水準点 117 点、測量延長 100 km で、比較可能な平成 21 年度の結果と比べると、全水準点の平均値はプラス（隆起）0.057 cm でした。また、全観測点からみると、沈下量 1 cm 以上の地点は 1 割弱であり、全市的には沈静化の傾向を示しています。

#### **地盤変動量・地下水位の観測**（河港・21 世紀の森推進課）

地盤の収縮量と地下水位を観測するため、本市では、昭和 46 年度に塚口本町の旧ゲンゼ工場内に地盤沈下計と地下水位計を設置しています。また、兵庫県では、昭和 29 年度に西海岸

町に地盤沈下計を設置するとともに、昭和 39 年度に中浜町に地下水位計を設置しています。

平成 25 年度と平成 24 年度の測定結果を比較すると、地盤変動量については、旧グンゼ工場調査地点では、変化はなく、西海岸町ではプラス 0.01 mm となっており、地下水位については、旧グンゼ工場地点ではプラス 0.49 m、中浜町ではプラス 0.14 m 上昇となっており、地盤沈下は沈静化の傾向にあります。

## ダイオキシン

### ダイオキシン類の監視（環境保全課）

大気については 1 地点（開明庁舎）で年 4 回、水質と水底の底質については 4 地点（尾浜橋、尾浜大橋、庄下川橋、南豊池橋）で年 1 回、土壌については、1 地点（城内高校）で年 1 回の調査を行いました。

平成 25 年度はすべての地点・項目で環境基準を達成していました。

## 大気汚染公害による健康被害者対策

### 健康被害の補償給付・救済と健康被害の予防（公害健康補償課）

大気汚染を原因とする公害による健康被害の補償給付・救済については、公害健康被害の補償等に関する法律とこれを補完する尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例に基づき実施しています。また、大気汚染による健康影響を防ぐことを目的に健康被害予防事業を実施しています。

昭和 63 年 3 月の法改正により、大気汚染による公害補償地域の指定が解除され、新たな認定は行われなくなりました。しかし、既認定患者に対する補償給付は継続されています。

## 公害の歴史の継承

### 尼崎の公害の歴史パネルの作成（環境保全課）

過去に経験した公害問題とその対策や市民運動などの歴史を伝えていくために、公害の歴史をまとめました。製作されたパネルについては、環境学習・活動の拠点「あまがさき環境オープンカレッジ」に展示することで、常時来訪者が閲覧できるようにしています。

## 快適環境

### 空地の適正管理（開発指導課）

空地の管理が不適切な場合、雑草が繁茂したり、ごみの投棄場所にされるなど空地周辺の住民の生活環境にさまざまな影響を及ぼすことがあります。本市では、尼崎市の環境をまもる条例に基づき、空地の所有者等に対し雑草の刈取りや、ごみ等の排除など適正な管理を義務付け、管理不十分な空地の解消に取り組んでいます。

平成 25 年度は 31 件の指導を行いました。

### 環境影響評価（環境創造課）

平成 25 年度末現在で、尼崎市環境影響評価等に関する条例が適用されている事業は、兵庫東流域下水汚泥処理事業（広域処理場 2 号炉更新に伴う 5 号炉建設）の 1 件となっています。

表 尼崎市環境影響評価等に関する条例の適用状況

事業名	兵庫東流域下水汚泥処理事業	
事業者	兵庫県	
事業の種類	下水道終末処理場の建設（下水汚泥焼却施設の建設）	
事業の規模	8.3 t/時	
環境影響評価項目	大気質、廃棄物、資源循環、地球温暖化、景観	
実施計画書に関する手続き	実施計画書	平成20年11月25日
	意見書	2通
	審査書	平成21年7月14日
準備書に関する手続き	準備書	平成23年6月13日
	説明会	平成23年7月28日、平成23年7月31日
	意見書	1通
	公聴会	平成23年10月19日（公述意見者数1人、傍聴者数3人）
	審査書	平成24年3月27日
評価書に関する手続き	評価書	平成24年8月29日

### 憩いの空間の創出（北部浄化センター（東部浄化センター））

東部浄化センターの水処理施設の屋上において、ため池やせせらぎ水路を設置し、市民に開放しています。

## 目標 4 多様な生き物の生息環境の保全

\*\*\* 未来のまちのすがた \*\*\*

身近な緑や水辺でいろいろな生き物が見られます

### 取組の方向性・施策

取組の方向性 生き物に関心を持ち、そのすみかを守り、創ります

施策ア 生物多様性のモデルとなる取組の重点実施

施策イ 生物多様性に対する理解の促進と意識啓発

施策ウ 地域の特性に応じた緑づくりの推進

施策エ 緑の適正な配置と維持・管理

施策オ 水辺の保全・創出

施策カ 農地の保全と活用

### 関連資料

- ・公園・緑化のあゆみ

### 現状（成果・課題）

- ・本市では市域のほとんどが市街化されており、山がない一方で、西部には武庫川、東部には猪名川・藻川・神崎川・左門殿川、中央部には庄下川・蓬川が流れるなど水辺環境には恵まれています。
- ・市域の北西部・北東部・西部には農地が残っていますが、宅地化が進んでおり、減少傾向にあります。
- ・生き物のすみかとなる緑については、開発事業緑化や建築物緑化により面積は増加傾向にあります。
- ・平成 25 年度に実施した水生生物調査によると魚類・底生動物の種類については、昭和 61 年度の調査以降、増加しています。また、底生動物の調査結果に基づく生物学的な水質判定においても、水質は改善傾向にあります。
- ・尼崎 21 世紀の森構想や自然と文化の森構想により、生物多様性に配慮しながら緑や生き物の生息環境の創造や保全が行われています。
- ・花、緑や土に触れる機会が提供されており、多くの人が参加しています。



- ・本市における生物多様性のあり方などについて、検討・整理していく必要があります。

## 取組状況

### 取組の方向性 生き物に関心を持ち、そのすみかを守り、創ります

#### 自然環境の保全・創出

##### ・自然と文化の森構想の推進（園田地域振興センター）

猪名川と藻川に囲まれた地域とその周辺に残る自然環境や歴史・文化資源の「価値」を再発見し、財産として守り、活かしながら取組を進めるため、自然と文化の森協会により、園田地区を中心に生き物観察、農業体験や歴史探索などが行われています。

また、公開型意見交換の場としてプラットフォームが設けられており、偶数月は「園田の自然を楽しもう」、奇数月は「園田の歴史を知る」というテーマで開催されています。

平成 25 年度は 12 回開催され、93 人の参加がありました。



プラットフォームの様子

##### ・尼崎 21 世紀の森構想の推進（河港・21 世紀の森推進課）

臨海部において、自然環境の回復・創造、都市のアメニティ空間の創出や操業環境の向上などにより「森と水と人が共生する環境創造のまち」をテーマとして、魅力と活力のあるまちに再生するための取組を進めており、平成 25 年度には、尼崎の森中央緑地で、植樹会などが行われ、運河では運河クルージングや尼崎運河博覧会（うんぱく）等が行われました。また、臨海部の工場緑化を推進するため、平成 21 年度にガイドブックが作成されており、企業においては尼崎 21 世紀の森型工場緑化が進められています。



うんぱくチャリン



工場緑化ガイドブック

表 主なイベントの開催状況

開催日	イベント名	概要	参加者(人)	実施主体
6月1日	尼崎運河クルージング	工都を船から体感できる1日限定の運河クルーズを行った。	110	NPO法人尼崎21世紀の森、尼崎南部再生研究室
10月6日	尼崎運河博覧会(うんぱく)	運河を舞台にした博覧会を開催し、運河を身近に感じてもらった。	600	尼崎運河博覧会実行委員会
11月23日 12月1日 12月20日 3月2日 3月21日	尼崎の森中央緑地 苗木の里親さん植樹会	「尼崎の森中央緑地」に植える苗木を育てるために、市民・事業者などが「苗木の里親」となり、苗木を預かり、植樹が可能となる大きさに育ったものを、自分たちの手で植樹した。	400	兵庫県

### 生き物に対する理解の醸成

#### ・公園等における講座・イベントの開催(公園課)

市内の公園を活用して野鳥やセミの羽化を観察する等のイベントが行われており、身近な緑に生息する生き物について知る機会を提供しています。

平成 25 年度はキッズ講習会として、夏休み期間中に子どもを対象としたセミの羽化観察など、18回の講習会が行われ、191人が参加しました。

#### ・魚つり公園の管理(公園課)

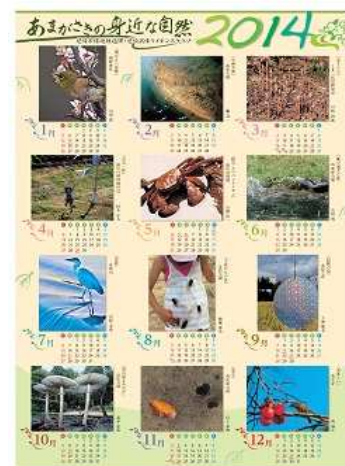
本市には武庫川河口に栈橋型の魚つり公園があり、様々なイベントが行われているとともに、魚釣りを通じて、スズキやクロダイをはじめ様々な魚と触れ合うことができます。

平成 25 年度は 48,005 人の利用がありました。

#### ・あまがさきの身近な自然写真展の開催・カレンダーの作成(環境創造課)

環境に対する関心、理解を深めるため、市内の身近な自然を題材とした写真を募集し、写真展を開催するとともに、入選作品を用いてカレンダーを作成し、小中学校等の公共施設や市民へ配布しています。

平成 25 年度で 25 回目を迎えました。総数 275 作品の応募があり、カレンダーを 4,000 枚作成し、1,500 枚を市民へ配布しました。



あまがさきの身近な自然カレンダー

#### 水生生物調査(環境創造課)

平成 25 年度は市内の河川・水路等を中心に 20 地点で水生生物調査を行いました。魚類については 33 種が確認され、スズキ目が全体確認種数の 46%を占めていました。希少種としては、ニホンウナギ、コウライモロコ、ドジョウ、アカザ、メダカ南日本集団、ウキゴリやチチブが確認され、外来種としては、カダヤシ、ブルーギルやオオクチバスなどが確認されました。底

生動物については、110種が確認され、ハエ目が全体確認種数の18%を占めていました。希少種としては、カワザンショウガイ、ヒラマキミズマイマイ、ナガオカモノアラガイ、ヤマトシジミ、イボビル、ミゾレヌマエビ、ミナミヌマエビ、ユビナガスジエビ、クロベンケイガニやムスジイトトンボが確認され、外来種としては、コウロエンカワヒバリガイ、イガイダマシ、タテジマフジツボ、アメリカフジツボやアメリカザリガニが確認されました。

なお、底生生物の調査結果を基にした生物学的水質判定の結果は、前回の調査（平成11年度）と比較すると、水質が向上したのは8地点、悪化したのが1地点であり、全体的には改善傾向にありました。

## 緑の保全・緑化の推進

### ・保護樹木・保護樹林の指定（公園課）

緑が少ない本市において、点在する景観木や景観林は長年かけて築きあげられた貴重な財産です。本市では、先祖から引き継がれてきた樹木や古木を、尼崎市の環境をまもる条例に基づき、「保護樹木等」として指定しています。また、保護樹木等の保護養生に関する費用の助成も行っています。

平成25年度は障害枝剪定等に対し6件の助成を行いました。しかし、近年は、樹林の保護よりも周辺住環境の変化に伴う苦情等への対応として剪定が行われていることが多くなってきています。



保護樹林（伊佐具神社）

表 保護樹木・樹林の指定箇所数

種類		年度				
		21	22	23	24	25
樹木（本）		69	66	65	65	65
樹林	箇所数	40	40	41	41	41
	面積（m <sup>2</sup> ）	76,796	76,796	77,423	77,423	77,423

### ・生垣設置の推進（公園課）

緑視率を高め、まちの景観の向上に役立つだけでなく、防災上の効果もあることから、生垣を新設もしくは改善した市民に対し、一定の助成を行っています。

平成25年度は2件（28.10m）の助成を行っており、これまでに239件、総延長3,333.24mの生垣に対して助成を行いました。

#### ・工場緑化（公園計画推進担当）

本市では尼崎市の環境をまもる条例に基づき 10,000 m<sup>2</sup> 以上の敷地を有する工場においては、敷地の 10 %以上の緑化を義務付けています。昭和 57 年度末には事業者の努力により対象となるすべての工場の緑化が完了しました（昭和 57 年度末 94 社、104 工場 緑地面積 約 651,000 m<sup>2</sup>）。

なお、平成 25 年度では 89 社、97 工場で緑地面積が約 634,000 m<sup>2</sup>（累計）となっています。なお、平成 22 年 4 月に尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例が制定され、この条例が適用される事業所については、尼崎市の環境をまもる条例の緑化義務が適用されないこととなりました。



工場緑化

#### ・地域に応じた工場の緑化（経済活性化対策課）

工場立地法に規定される緑地面積を地域に応じて緩和することにより、住工混在を防止するなど操業環境の維持・保全を進めながら、本市独自の地域緑化を進めるとともに、太陽光発電設備の導入を推進しています。

平成 25 年度は 7 件が本制度を活用しました。

#### ・県民まちなみ緑化事業（公園課）

都市における環境の改善や防災性の向上などを目的として、市が作成する緑化計画に適合した緑化活動を実施する場合には、兵庫県により助成が行われます。

平成 25 年度は 12 件が補助金の交付を受け、4,705.67 m<sup>2</sup> の緑地が造成されました。

#### ・開発事業緑化（公園計画推進担当）

本市では尼崎市住環境整備条例に基づき、市内で事業施行地積が 500 m<sup>2</sup> 以上 3,000 m<sup>2</sup> 未満の共同住宅又は 500 m<sup>2</sup> 以上の住宅以外の建築物の建設を目的とする開発事業を行う場合には、一定規模の緑地を事業者の協力で造成し、その維持管理等について協定を締結し、地域の環境改善に役立てています。

平成 25 年度は 74 件の緑化協定を締結し、7,643 m<sup>2</sup> の緑地が造成されました。



集合住宅における開発緑化

・建築物緑化（公園計画推進担当）

本市では、平成 14 年 10 月から環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）に基づき、建築面積が 1,000 m<sup>2</sup> 以上の建築物を新築・増築・改築する場合には、当該建築物の屋上面積の 20% 以上を屋上や壁面等を活用し、建築物上で緑地として確保するよう義務付けられています。

平成 25 年度は 13 件の届出があり、2,140 m<sup>2</sup> の建築物緑化が行われました。



商業施設における建築物緑化

・壁面緑化（環境創造課）

市役所本庁舎南館の東西二面 480 m<sup>2</sup> においてイリオモテアサガオによる壁面緑化をするとともに、市内保育所、幼稚園や小学校等の 87 施設に対してゴーヤの種 200 袋・苗 1,500 株、イリオモテアサガオの苗 60 株を配布し、壁面緑化を推進することで児童生徒への環境教育や地域への啓発を図りました。また、市民に対して、壁面緑化リーフレットと緑・白のゴーヤ苗を約 500 セット、種を約 400 セット配布するとともに壁面緑化に適した植物の紹介や育て方などについて講習会を開催しました。

平成 25 年度は市内 3 地区で行い、84 人の参加がありました。

表 壁面緑化講習会の開催状況

開催場所	参加者（人）
立花地区会館	35
ベイコム総合体育館	22
中央地区会館	27



本庁舎南館の壁面緑化



保育所における壁面緑化

### 公園等の整備・維持管理（公園課）

尼崎市緑の基本計画を踏まえ、適切な公園等の配置や維持管理を行っています。

平成 25 年度は 3 公園（戸の内公園、潮江 5 丁目公園、額田公園）を整備し、東園田町 8 丁目の街路に植栽を行いました。

### 花・緑と触れ合う機会の創出（公園課）

#### ・2013 春の花と緑のフェスティバル

毎年 4 月 29 日（祝）に上坂部西公園で緑の月間行事として、本市と（公財）尼崎緑化公園協会との共催で、市民の緑化への関心の向上、公園利用者の増加を目的に開催しています。花と緑に関わる協力団体による花苗の販売や幼稚園児、中高生によるステージなどを実施するとともに、あまがさきフラワーガーデニングコンテストの表彰を行うなど、子どもから大人まで幅広い年齢層が楽しめる緑化イベントとなっています。



2013 春の花と緑のフェスティバル

平成 25 年度は約 8,500 人の来場がありました。

#### ・緑化・園芸講習会の開催

上坂部西公園や中央公園などにおいて、緑化に関する講習会を行っています。今後は、参加者の年齢層拡大のためにテーマの幅を広げ、多種多様な内容を扱っていく必要があります。

表 講習会の開催状況

講習会名	概要	回数	参加者(人)
一般講習会	花と緑の普及・啓発を目的に、上坂部西公園や中央公園において、菊作り・小型盆栽・皐月盆栽など、各種テーマに沿って講習会を実施した。	68	784
依頼講習会	自治会・幼稚園などからの依頼に応じて寄せ植えやフラワーアレンジメントなどについて出張講座を実施した。	21	385

#### ・緑に関する展示会の開催

市民の緑に関する意識の向上を図るため、様々な展示会を開催しました。

表 展示会の開催状況

展示名	概要	期間・回数	来場者(人)
緑化展示会	上坂部西公園の緑の相談所や温室、中央公園パークセンターにおいて小品盆栽展やあじさい展など各種緑化に関する展示会を実施した。	41回	22,762
尼崎さつき展	中央公園において、伝統的な花の魅力を楽しんでもらうことや花・緑に対する関心を深め緑化意識の向上を図った。	5月25日～6月2日	6,507
尼崎市菊花展	市内高等学校 <sup>そらぎょく</sup> 箏曲部や茶道部の合同で、琴演奏との <sup>のぞ</sup> 野点を行うなど若い人たちが園芸に触れ合える機会を作った。	10月23日～11月13日	13,519

## ・緑に関する相談

花と緑づくりの指導・相談を行うため、上坂部西公園と中央公園に緑の相談所を設置し、緑化協会園芸相談員や緑化協力団体が市民の相談に応じています。現在は、相談方法が来所か電話に限られていますが、今後はホームページでの FAQ の充実などインターネットでの対応を図っていく必要があります。

平成 25 年度は上坂部西公園で 2,413 件、中央公園では 1,455 件の相談を受けました。



緑の相談所（上坂部西公園）

表 「緑の相談所」における利用状況

相談数	相談内容									
	花卉	そ菜	果樹	樹木	地被類	土壌・肥料	病虫害	植栽計画	同定	その他
3,868	1,171	360	251	1,083	8	223	354	14	231	173

備考 1 市外居住者からの相談 335 件も含む

備考 2 電話相談含む

## ・情報の発信

緑化に関する情報の発信として「緑の相談所だより」を発行しています。

平成 25 年度は、季節の園芸作業などに加え、幅広い視点から植物を捉えた「古典と植物」、尼崎の魅力を発信する「尼崎のちょっとすごい植物の人・植物のこと」等の新コーナーを設け、読者層の拡大を図りました。



緑の相談所だより

## 花・緑づくりの推進（公園課）

### ・街なみ街かど花づくり運動

市民自らの手で街を花で飾ることにより、美しい街なみ景観の向上を図り、尼崎のイメージアップを目的とする「花の世話役さん」と呼ばれる市民（企業の従業員を含む。）からなる花づくりボランティアグループ「あまがさき花のまち委員会」が公園、駅前、河川沿い、公共施設の入り口や街なかの空地等で多くの人目を楽しませることができると見つけ、花づくり運動を進めています。

平成 25 年度は 135 グループ（786 人）の花の世話役さんが活動しました。



花がきれいに植えられたスペース

### ・花のまちあまがさきチューリップ運動

栽培が簡単で幅広く親しまれているチューリップを市民・事業者・市が身近な場所に咲かせることにより、花のまちのイメージを内外に発信することを目的とし、平成 11 年度から市民と市の協働で「花のまちあまがさきチューリップ運動」に取り組んでいます。「チューリップから始まる四季花咲くまち」をキャッチフレーズに市民や事業者等に幅広く協力を呼びかけ、同運動の普及・啓発を行っています。



中央公園芝生広場

平成 25 年度には市内の 19 箇所に大型市民花壇が作られ、特に中央公園（21,000 本）や JR 尼崎駅北緑道（10,000 本）のチューリップは市民や来訪者を楽しませています。

### 武庫川コスモス園の整備（公園課）

かつてごみの不法投棄などで荒れ果てていた武庫川河川敷において、昔「髭の渡し」と呼ばれていた一帯を、地元住民からなる市民グループ「髭の渡し花咲き会」のメンバーをはじめとするボランティアの努力により立派なコスモス園として、生まれ変わらせることができました。

平成 25 年度で 11 年目を向かえ、秋には 13,000 m<sup>2</sup> の敷地に、約 550 万本のコスモスが咲いています。

### 水辺の保全

#### ・21 世紀の尼崎運河再生プロジェクトの推進（河港・21 世紀の森推進課）

臨海部では産業が集積しているという特色を活かしながら、運河や河川を核に、自然と人と産業との良好な共生関係による持続的発展が可能な 21 世紀の環境先進都市の創造を目指しています。これまでに PR 用の DVD、冊子等の作成や社会実験等を実施するとともに、市域の小学生に広く運河のことについて知ってもらうために、環境体験事業の充実化を図っています。また、兵庫県が運河を学ぶための施設として、水質浄化施設や北堀チャンネルベースを整備しています。



水質浄化施設

平成 25 年度は、臨海地域の魅力を広く伝えるために尼崎チャンネルガイド養成講座が行われ、この講座の修了生 19 人により、尼崎チャンネルガイドの会が発足し、チャンネルウォークなどのイベントも行われました。



・むこっ子ロードの整備（武庫地域振興センター）

武庫幼稚園、武庫小学校と武庫中学校の間の道路・水路を市民とともに子ども達が水辺と触れ合える空間の創出を目指して、むこっ子ロード整備計画に基づき整備を行っています。

平成 24 年度以降は「まちづくり」に資する取組を中心に行っており、武庫小学校にホタル飼育施設を設置したり、水路での生き物調査、清掃活動や花壇の整備等を行っています。また、様々なイベントを通じて、地域交流を深めています。



生き物調査の様子

農地の利用・保全

・市民農園・学童農園・体験型市民農園の整備（農政課）

市民や児童に土と触れ合う機会を提供し、農業への理解を深めるとともに、農地の有効利用と緑地の保全を図っています。また、体験型市民農園を新規開設する農家に対して整備費用の一部を助成しています。

表 地区別市民農園・学童農園・体験型市民農園

区分 地区	市民農園		学童農園		体験型市民農園	
	数	面積（m <sup>2</sup> ）	数	面積（m <sup>2</sup> ）	数	面積（m <sup>2</sup> ）
中央	-	-	-	-	-	-
小田	-	-	-	-	-	-
大庄	-	-	1	519	1	1,322
立花	4	3,217	3	1,248	-	-
武庫	6	5,308	-	-	-	-
園田	7	11,147	-	-	1	717
計	17	19,672	4	1,767	2	2,039

・生産緑地地区の指定（都市計画課）

市街化区域内の農地は、都市の中での貴重な緑のオープンスペースとして機能し、災害時の避難場所となるなど豊かで安全な都市生活の実現に貢献しています。このような農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するために、土地所有者等の申出に基づき、指定基準を満たす農地については、「生産緑地地区」として指定しています。近年は、農家の高齢化や後継者不足等の問題から、農地が年々減少しているため、生産緑地地区の追加指定に努める等、都市農地の維持保全に取り組んでいます。

表 市街化区域内農地・生産緑地面積

市街化区域内農地（ha）	生産緑地（ha）
94.9	79.9

（平成 26 年 1 月 1 日現在）

### ・農業の振興（農政課）

農業支援を目的に、野菜の出荷に必要となるロゴ入り結束帯と有機肥料の配布を行っています。また、農業祭においてそ菜品評会を行うなど、市民の農業に対する理解を深めるとともに、農家の営農技術や意欲の向上を図っています。

平成 25 年度は結束帯を 34 戸（985,000 本）、有機肥料を 382 戸（14,579 袋）に配布しました。

### ・伝統野菜の普及（農政課）

市内農家や援農ボランティアの協力のもと、伝統野菜である「<sup>あまいも</sup>尼蒔」の栽培・収穫を行っています。また、毎年、尼蒔を原材料とした焼酎を、酒販組合が中心となり製造・販売しており、取組が定着してきています。さらに、尼蒔を原料とした、スイーツや<sup>つる</sup>蔓を材料とした佃煮の製造も行われており、農家や農業協同組合（JA）、尼崎商工会議所と連携を図りながら、伝統野菜を活用した特産品の商品化を進めています。



尼蒔の収穫

尼蒔については、平成 25 年度は栽培農家数 5 戸で約 3,267 kg の収穫がありました。

### 有害動物への対応（農政課）

本市では、アライグマとヌートリアによる農作物への被害等が増加しているため、防除実施計画を策定し、防除を行っています。

平成 25 年度はアライグマ 3 頭、ヌートリア 2 頭を捕獲・処分しました。

## 目標 5 環境と経済の共生

\*\*\* 未来のまちのすがた \*\*\*  
環境に関連した製品やサービスが次々と  
生まれています

### 取組の方向性・施策

取組の方向性 環境によい製品・サービスを供給します

施策ア 環境関連産業の育成

施策イ 環境経営への支援

取組の方向性 環境によい製品・サービスを選びます

施策ア 環境負荷の低い製品・サービスについての意識啓発

施策イ 環境負荷の低い製品・サービスや事業所の取組のPR

### 現状（成果・課題）

- ・市内環境の向上と地域経済の活性化を目指している「尼崎版グリーンニューディール」の取組として、環境関連製品・サービスの導入や環境分野の技術開発等について積極的な支援が行われています。
- ・市民生活や産業活動において、環境関連製品やサービスがより一層選ばれるための仕組み作りや啓発について検討を行う必要があります。

## 取組状況

### 取組の方向性 環境によい製品・サービスを供給します

#### 環境関連産業の育成（産業振興課）

##### ・あまがさきECO事業促進貸付

市内中小企業の省エネ・二酸化炭素排出量の削減に寄与する事業の新たな立ち上げや拡大のために必要な設備資金・運転資金を融資するため、日本政策金融公庫と連携して特別融資を実施しており、本市では、利息額の一部を助成金として交付しています。

平成 25 年度は 1 社に交付しました。



制度の案内チラシ

##### ・中小企業に対する新技術・新製品創出の支援

中小企業の新技術・新製品等の研究開発を推進するため、市内事業者が行う研究開発に対して、経費の一部を補助しています。平成 24 年度より、新エネルギー、省エネルギーや環境改善分野の研究開発について積極的に支援しています。

平成 25 年度は環境分野において、2 社に対し補助しました。

##### ・起業家への支援

新規・成長分野の担い手となる事業者が尼崎リサーチ・インキュベーションセンターに入居する場合に賃料を補助しています。通常は月額賃料の 1/4 が補助率となっていますが、環境分野に関する事業者の場合は補助率を 1/2 としており、重点的に支援を行っています。

平成 25 年度は環境分野において、1 社に対し補助しました。

##### ・グリーンイノベーションの推進

近畿高エネルギー加工技術研究所が運営する「ものづくり支援センター」が実施しているグリーンイノベーション推進事業の事業費に対し補助を行うことにより、環境・エネルギー関連の基盤技術開発や企業の研究会開催のコーディネート等を推進しています。

平成 25 年度は技術支援を 6 社が受け、講演会等には 316 人が参加しました。

#### 環境経営の推進

##### ・環境経営に関する情報提供（環境創造課）

環境保全活動に積極的に取り組む事業者間でネットワーク(エコカンパニーネットワーク)を作り、環境保全に関する市・市民団体の取組やネットワークに参加する事業者の取組事例等の情報を発信することで、メンバー間の交流や情報交換等を促し、効率のかつ効果的な環

境保全活動を推進しています。

平成 25 年度は 52 社がネットワークに参加しました。

#### ・エコアクション 21 自治体イニシアティブ・プログラム（環境創造課）

より多くの事業者が短期間で効率よくエコアクション 21 に取り組めるよう市域内でエコアクション 21 の認証・登録を目指す事業者を募り、(公財)ひょうご環境創造協会と協力し、エコアクション 21 認証&エコセミナーを開催しています。

平成 25 年度は 5 社が参加しました。

エコアクション 21 とは、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、主に中小企業を対象とした環境経営認証・登録制度です。二酸化炭素・廃棄物排出量などの削減に取り組み、その活動レポートを作成、公表することで、環境にやさしい経営の証明が得られる仕組みです。



エコアクション21

エコアクション 21 のロゴマーク

#### ・中小企業に対する省エネ活動の支援（産業振興課）

「中小企業エコセミナー in 尼崎」を開催し、事業者の省エネ等に関する施策について講演を実施しました。また、年間エネルギー使用量が原油換算で 100 kL 未満の事業者を対象に、無料省エネ診断を実施するとともに、診断の提案に従い、省エネ設備を導入した事業者には費用の一部を補助しています。

平成 25 年度は、無料省エネ診断を 5 社で実施し、省エネ設備を導入した 2 社に対して補助しました。

### 取組の方向性 環境によい製品・サービスを選びます

シンポジウム「ECO未来都市・尼崎」を目指して～みんなで考える「スマートな社会」～の開催（経済活性化対策課）

「環境モデル都市」である本市にふさわしい環境配慮型のまちづくりを目指すため、「ECO未来都市・尼崎」宣言団体との連携事業としてシンポジウムを開催し、今後のまちづくりの方向性を考えました。

#### 環境関連製品のPR

##### ・あまがさきエコプロダクツグランプリ（環境創造課）

市内の環境負荷の少ない優れた製品を「エコプロダクツグランプリ」として表彰し、環境に貢献するものづくり技術を本市 HP や市報で広報することを通じて、環境関連産業の育成や活性化を図っています。

平成 25 年度は例年の PR に加え、受賞製品を市ごみ収集車などに掲示するとともに、あまがさき産業



ごみ収集車による受賞製品のPR

フェア 2013 で展示しました。

応募製品 10 点 (10 社)

グランプリ : アトッチ (AGC グラスプロダクツ (株))

準グランプリ : 100 年コンバーター ((株) ニブロン)

特別賞 : GENEX ((株) クボタ) ROCK-CUTTER (新日本溶業 (株))

・ **各種イベントでの環境関連製品のPR** (経済活性化対策課)

阪神南ふれあいフェスティバル(来場者 延べ 3,200 人)において、「あまがさきエコプロダクツグランプリ」や尼崎信用金庫の「グリーンプレミアム」を受賞した環境関連製品の紹介ブースを出展しました。

## 目標 6 環境意識の向上・行動の輪の拡大

\*\*\* 未来のまちのすがた \*\*\*

みんなが環境に関心をもって行動・活動しています

### 取組の方向性・施策

**取組の方向性** 環境について知り、まわりに伝えます

施策ア 環境教育・学習に役立つ情報の整備・提供

施策イ 積極的な取組の表彰や普及啓発の推進

**取組の方向性** 身近なところから環境のために活動します

施策ア 環境に関する情報交換、交流の機会づくり、人材育成

施策イ 市民・事業者の連携による取組の拡大

### 現状（成果・課題）

- ・あまがさき環境オープンカレッジを中心として、市民・学校・事業者・市の協力のもと「エコあまフェスタ」をはじめ、子どもから大人まで幅広い層を対象とした環境に関連するイベントや講座が多数行われています。また、新たな環境団体の発掘も行われています。
- ・市民・学校・事業者が主体的に活動を行うために、あまがさき環境オープンカレッジ実行委員会のNPO法人化が進められました。
- ・新たな人材の育成・確保、事業者との連携や団体のネットワーク化を進めていくことが課題となっています。

## 取組状況

### 取組の方向性 環境について知り、まわりに伝えます

#### あまがさき環境オープンカレッジの環境への取組（環境創造課）

あまがさき環境オープンカレッジは、尼崎の環境を思う人が出会い、ともに学び、実践へのきっかけを作る場として平成 22 年度に開校しました。身近な自然、地球環境、暮らしやまちづくりなど環境に関連した幅広い分野の学習・体験プログラムが用意されており、市民・学校・事業者・市で構成される実行委員会によって運営されています。

#### ・あまがさき環境オープンカレッジの主催による講座

あまがさき環境オープンカレッジ実行委員会が提案・実施する講座で、エコあまフェスタや打ち水大作戦などのイベントをはじめ、様々な講座が実施されています。

平成 25 年度は 16 の講座・イベントが行われ、約 3,000 人の参加がありました。

表 平成 25 年度に行われた主催講座

開催日	イベント・講座名	概要	参加者（人）
4月13日	エコあまっぷでまち歩き 園田地区編	JR猪名寺駅から阪急園田駅まで歩き、佐璞丘や猪名川自然林における環境保全の取組等を学んだ。	12
6月8日	エコあまフェスタ 2013	公募ワーキングチームとともに広場の催しなどの企画・運営を行い、環境団体・学校・事業者・市等から25ブースが出展された。	2,600
6月15日	第1回サツマイモ農業体験	サツマイモの植付けと収穫の体験を通じて、都市部で身近に行われている農業を学んだ。	33
7月21日	夏休みの宿題シリーズ 藻川で生き物探し	身近な川で魚捕りや生き物を観察し、自然や生き物に興味を持ち、大切に作る心を育んだ。	16
7月23日 ～ 8月23日	打ち水大作戦 in あまがさき2013 強化月間	環境保全協定締結事業者を中心に打ち水を依頼し、29事業所から報告を受けた。	-
7月26日	打ち水大作戦 in あまがさき2013 イベント	サマーコンサートや環境紙芝居、竹の水鉄砲作り、一斉打ち水を行い、参加者や通行人に対し打ち水の啓発を行った。	90
7月30日	夏休みの宿題シリーズ 古着リメイク講座	子供用浴衣をリメイクして巾着やお弁当袋を作り、物を大切に使う心を学んだ。	19
8月3日	夏休みの宿題シリーズ ものづくりワークショップ	自然素材の羊毛を用いてペットボトルケースを作り、ものづくりの楽しさとマイボトルを持ち歩く習慣を広めた。	17
8月4日	夏休みの宿題シリーズ セミの羽化観察会	セミの羽化が見られなかったため、写真や資料を用いて説明を行うとともにカミキリムシやコガネムシを観察した。	23
8月9日	夏休みの宿題シリーズ セミの抜け殻調べ	セミの種類や雌雄の見分け方を学び、抜け殻の標本を作った。	16
9月21日	里山バスツアー	生き物調査に参加し、稲刈りと稲木干し体験を通じて、棚田や里山の重要性や自然との繋がりを学んだ。	15



開催日	イベント・講座名	概要	参加者（人）
10月23日	尼崎の農業を知ろう	尼崎の農業の現状について説明を受け、市内の農地を見学した。尼薩の収穫体験については、雨天のため中止した。	18
11月2日	第2回 サツマイモ 農業体験	サツマイモの植付けと収穫の体験を通じて、都市部で身近に行われている農業を学んだ。	29
11月9日	エコあまっぷでまち歩き 武庫地区編	宮ノ北団地から西武庫公園までを歩き、武庫川の取水口から分流地点を確認しながら六樋の流れを追った。	4
12月20日	尼崎北高校ワークショップ	環境類型のクラスの生徒を対象に、1年間の環境学習を振り返り、行動のきっかけを作るワークショップを行った。	40
2月22日	環境映画上映会	映画「もったいない！」を上映し、映画の感想や自分達に何ができるかについて意見交換を行った。	60
3月29日	フードバンクって何？	消費者の行動と食料廃棄問題の関係や地域における余剰食品の活用事例を学んだ。	17



エコあまっぷでまち歩き 2013



打ち水大作戦 in あまがさき 2013

### ・「あまがさき通信」の発行

市内で開催される環境学習講座・イベントのお知らせや市の環境関連施策の紹介などを広報する情報誌を発行しています。月刊で、市内の図書館、公民館や地区会館等で配布するほか、本市HPにも掲載しています。また、希望者には「あまがさき通信メール版」の配信を行っています。

平成25年度は毎月号を12回、特別号を2回発行しました。



あまがさき通信

### 児童生徒向け環境学習プログラムの作成（環境創造課）

環境学習の推進事業者や市民団体等が実施している環境学習プログラムを冊子にまとめ、本市 HP に掲載し、市内の小中学校に紹介しています。

平成 25 年度の掲載講座は、事業者 12 社 15 講座、大学 1 校 1 講座、市民団体 4 団体 11 講座、市 5 講座で、合計 32 講座でした。



プログラム冊子

### 環境学習支援用品の貸出（環境創造課）

市民等が環境調査を行う際に役立つ水質検査キット、双眼鏡や虫・魚取り網などの用品のほか、環境啓発パネル、約 2,100 冊の環境図書の整備・充実を図っています。

平成 25 年度は環境図書の貸出が 218 冊、双眼鏡等の環境学習用品の利用が 37 件ありました。



環境図書の貸出



環境学習用品の貸出

### 小学生を対象とした体験型環境学習（学校教育課）

小学校 3 年生を対象に、地域の自然に出かけ、地域の人々等の協力を得ながら、自然観察や栽培・飼育など五感を使って自然に触れ合う体験型環境学習を実施しています。平成 25 年度は 3,611 人の児童が参加しました。また、小学校 5 年生を対象に、4 泊 5 日の日程で、豊かな自然の中で自然観察、登山・ハイキング、星空観察、野外炊飯や農業体験などの活動を通じて、心身ともに調和のとれた子どもの育成を図っています。平成 25 年度は 3,787 人の児童が参加しました。



自然学校

## 取組の方向性 身近なところから環境のために活動します

### あまがさき環境オープンカレッジと連携して行われた講座（環境創造課）

環境団体等が企画・提案した環境保全に資する講座・イベント等に対し、経費の一部を補助することで、新たな団体の発掘を行うとともに、市報やあまがさき通信等により広報を行うことで、環境団体や市民の自主的な取組を推進しており、平成 25 年度は 18 講座が行われ、約 350 人の参加がありました。また、あまがさき環境オープンカレッジ実行委員会や環境団体などからの代表者で意見交換会を実施し、団体同士のネットワーク化を進めるとともに課題や事例の情報交換を行いました。

表 平成 25 年度に行われた連携講座

開催日	講座名	主催者	参加者（人）
5月26日	森づくりを楽しもう タネ拾いと自然観察	アマフォレストの会	9
7月14日	地域住民による猪名川の自然環境保全を基礎にしたコミュニティ活動	出会いの島（豆島）プロジェクト実行委員会	20
7月20日	庄下川と遊ぼう	こどもエコクラブ・にこにこキッズ	13
7月27日	森づくりを楽しもう 森づくりと虫捕りで遊ぼう	アマフォレストの会	9
7月28日	知って特する！住まいの見直し～エコ生活をはじめよう～	住まいのエコひろめ隊	9
8月5日	お店で探検 環境ウォッチング	尼崎コープEARTHくらぶ	30
8月6日	牛乳パックを使った紙すき エコ・ハガキ作り	尼崎消費者協会	30
8月8日	夏の公園不思議発見～セミの羽化を見つけよう～	ひょうご尼崎シェアリングネイチャーの会	26
8月24日	包丁を使わずにできる！夏休み親子エコクッキング	食育サポーターの会	24
10月27日	猪名川の自然環境保全を基礎にしたコミュニティ活動	出会いの島（豆島）プロジェクト実行委員会	19
11月3日	藻川で魚釣り	自然と文化の森協会	20
11月9日	自然エネルギー学校・尼崎 自然エネルギー普及の最新動向	NPO法人あまっこ市民エネルギープロジェクト	20
11月17日	森づくりを楽しもう 木を植えよう	アマフォレストの会	13
12月7日	自然エネルギー学校・尼崎 太陽光発電と太陽熱利用を知ろう	NPO法人あまっこ市民エネルギープロジェクト	21
1月8日	自然エネルギー学校・尼崎 ミニソーラー発電がある暮らし	NPO法人あまっこ市民エネルギープロジェクト	27
1月19日	毎月19日は食育の日！だいこん一本まるごと使って親子エコクッキング！	食育サポーターの会	24
3月15日	ごみのゆくえシリーズ 回収ルートをとどる - テーマ：小型家電 -	尼崎3Rをすすめる会	24
3月31日	春です。武庫川から尼崎の森へ歩きませんか！！	大庄まちづくり懇話会	10

### 教職員に対する環境に関する研修（教育総合センター）

本市の環境に対して教職員の理解を深めるとともに、学校での環境学習を進めていくため、教職員に対して各種の研修を行いました。

表 教職員に対する研修内容

研修日	内容	参加者(人)
8月8日	・幼少期に自然環境にふれることの重要性 幼少の頃より、山・川・森など自然と触れ合ってきた講師の方の体験などを中心に、具体物を使って、子ども達の興味をひきつける植物や遊び方についても学んだ。	27
8月20日	・尼崎の伝統野菜と農業について 農業についての一般的なことから、尼崎市の現状や伝統野菜である尼蒔に関する取組などについて学んだ。	20
10月1日	・環境に関する総合的な学習 自然への発見を中心に子どもの環境学習の方法について学んだ。また、環境教育は地域学習と密接であるということについても学んだ。	94
11月26日	・環境学習、職場体験フォーラム 市民として社会活動に参加することから、環境学習がはじまることを学んだ。	94
12月4日	・地域学習代表発表 農業について一般的なことから、自分の生活や自分と向き合うこと等の理解を深めた。	92

### 社会教育における環境学習の推進（中央公民館）

公民館では市民大学講座や市民企画講座の中で、環境問題について学んでいます。幅広い学習の場の中で環境問題を取り上げるとともに、市民に対して、身近な問題として環境問題を考える機会を提供しています。

表 社会教育における環境学習

講座名	参加者(人)
園田市民大学講座 廃棄物から始める環境づくり	58
小田市民企画講座 災害・老いから命を守る 身近な公害 尼崎アスベストの実情	12
大庄市民大学講座 春はつらいよ！「花粉・黄砂・PM2.5」どんな時にやってくる？	30

### 庄下川の河川環境を利用した環境学習プログラムの構築（衛生研究所、環境保全課）

児童生徒の親水性を向上させるために、園田学園女子大学と連携し、庄下川中流域における水質や生き物と歴史文化などを関連させ、学校教育で用いることのできる学習プログラムの構築を検討しています。

### 街の清掃（市民活動推進担当）

市制 80 周年を契機として、市民・事業者・市が一体となって取り組んだ全市一斉「春の 10 万人わがまちクリーン運動」を継続して実施することにより、市民のわがまち意識を醸成し、住みよきさわやかなまちづくりを推進しています。

平成 25 年度は 31,392 人（「わがまちクリーン月間」参加者数含む）が参加しました。

## 河川の清掃（河港・21世紀の森推進課）

### ・ラブリバー庄下川作戦

庄下川を「ふるさとの川」として守り、未来に受け継いでいくため、周辺企業や地域団体が中心となった「庄下川ラブリバー委員会」が平成7年度より実施している事業です。

平成25年度は、106人が参加し、0.93tのごみを回収しました。

### ・市内一斉 河川清掃大作戦

様々な団体が市内の河川を一斉に清掃しています。

平成25年度は4団体の参加がありました。



ラブリバー庄下川作戦



河川清掃大作戦のチラシ

### ・猪名川クリーン作戦

河川清掃や水質調査などを通じて、猪名川流域の市民、事業者、自治体のネットワークづくりを目指しながら、猪名川への関心を高め、多様な生物が棲める自然や清流を取り戻すことを目的に、流域で活動する市民団体や事業者が中心となり平成16年度より実施している事業です。

平成25年度は流域の24箇所で開催され、市内では6箇所で開催されました。

## ポイ捨て防止啓発（業務課）

市内主要駅を中心として、自分たちの住むまちは、自分たちできれいにするといったわがまち意識を創出するために、「クリーンキャンペーン」を実施しています。市民・事業者・市が協働のもと実施する「たそがれクリーンキャンペーン」では平成25年度は計3回実施され、延べ827人が参加しました。クリーンパートナー（ボランティア）により、毎月2回行われているクリーンキャンペーンでは、計15回実施され、延べ198人が参加しました。



たそがれクリーンキャンペーン

表 主な美化推進事業

事業名	事業内容	場所	実績
春の 10 万人わがまちクリーン運動	5月20日に市内一斉のクリーン運動を実施した。	市内の9駅前広場、3河川敷や2公園等	参加者 21,985人 収集したゴミの量 28.46t 可燃ゴミ 28.12t 資源ゴミ 0.34t
わがまちクリーン月間	5月をクリーン運動月間に指定し、清掃活動を実施した。	学校・公共施設周辺道路	参加者 9,407人
ラブリバー庄下川作戦	12月9日に清掃活動を実施した。	庄下川玉江橋周辺	参加者 106人 収集したゴミの量 0.93t ゴミは他事業と合同のため算出できず
市内一斉 河川清掃大作戦	10月27日に清掃活動を実施した。	庄下川・昆陽川流域4箇所	実施団体 4団体 参加者 72人
猪名川クリーン作戦	2月1日に猪名川流域24箇所で一斉清掃活動を実施した。	猪名川流域24箇所(うち市内6箇所)	実施団体 45団体 参加者 1,147人
たそがれクリーンキャンペーン	6～8月にかけて市内の主要駅を中心としてクリーンキャンペーンを行い、清掃活動と啓発活動を行った。	JR 尼崎駅周辺	実施日 6月25日 参加者 444人
		阪神尼崎駅周辺	実施日 6月28日 参加者 262人
		阪急武庫之荘駅周辺	実施日 8月27日 参加者 121人

## 【資料編】

### 関連資料について

資料編に掲載されている内容以外にも、関連する資料として以下のようなものがありますので、必要に応じてご活用ください。

温室効果ガスの排出量に関する資料	市内温室効果ガス排出量推計結果報告書
ごみの処理に関する資料	事業概要 - 平成26年度版 -
公害（環境質・公害健康補償など）に関する資料	尼崎市環境監視センター年報 平成25年度における環境の現況 尼崎市における環境汚染等の推移 保健行政の概要
公園・緑に関する資料	公園・緑化のあゆみ

## 【目次】

### 資料編

---

・二酸化炭素 .....	1
・再生可能エネルギー .....	2
・尼崎市環境マネジメントシステム .....	3
・一般廃棄物 .....	4
・産業廃棄物 .....	5
・環境基準の達成状況 .....	7
・大気 .....	11
・水質（公共用水域 河川・海域） .....	25
・水質（地下水） .....	35
・騒音・振動（自動車） .....	38
・騒音（航空機） .....	44
・騒音・振動（新幹線） .....	47
・土壌 .....	50
・地盤沈下 .....	51
・ダイオキシン .....	53
・環境保全協定.....	54
・公害に関する苦情・相談 .....	55
・尼崎の公害の歴史 .....	56
・尼崎大気汚染公害訴訟 .....	58
・公害健康被害補償制度 .....	59
・アスベスト問題 .....	65
・緑化 .....	68
・水生生物調査 .....	70
・基礎データ .....	72

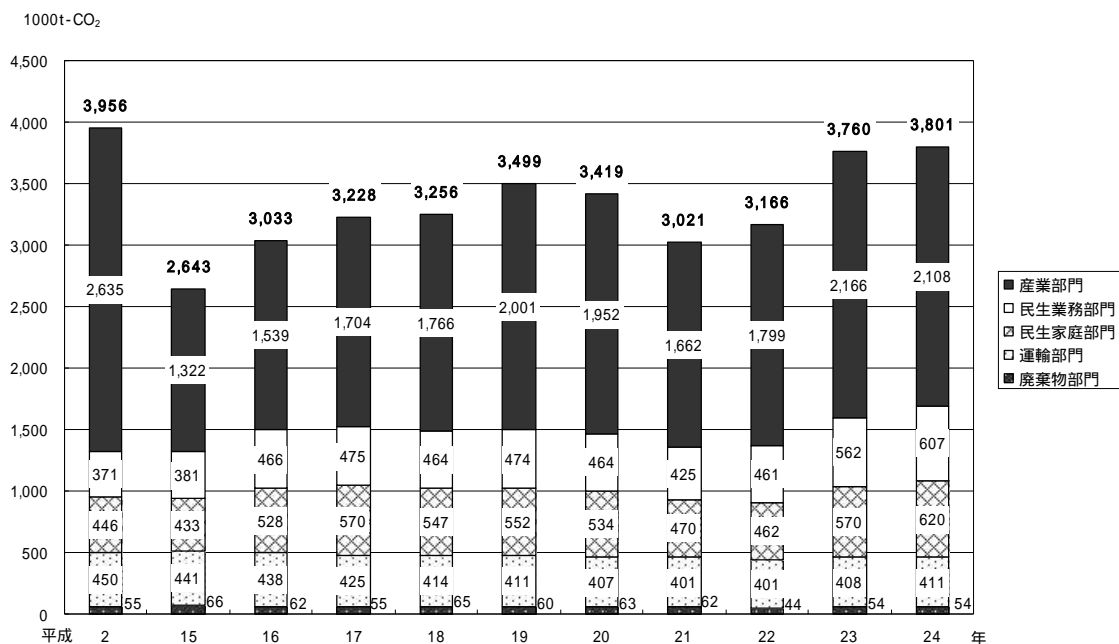


## 二酸化炭素

### 部門別の二酸化炭素排出量

温室効果ガス排出量の約 99 %を占める二酸化炭素排出量の平成 24 年の部門別内訳をみると、産業部門（製造業、建築業、鉱業など）が 55.5 %を占め、以下、民生業務部門（商業、サービス、事務所など）が 16.0 %、民生家庭部門（家庭での冷暖房、給湯、家電など）が 16.3 %、運輸部門（鉄道、自動車など）が 10.8 %となっています。

図 二酸化炭素排出量の推移（部門別）



備考 1 温室効果ガス排出量推計は、平成 22 年報告分から、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）策定マニュアル（第 1 版 / 平成 21 年 6 月環境省）」に基づき、推計方法を一部変更している。主な変更点は、電力排出係数を全国(電気事業連合会)値から関西電力の係数へ変更、運輸部門において車種別交通量データを基に算出する方法から市内の車種別登録台数などから推計する方法へ変更、個別部門として計上していたエネルギー転換部門を産業部門に統合など。

備考 2 平成 24 年の値は速報値

備考 3 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

## 再生可能エネルギー

### 公共施設における再生可能エネルギーの導入状況

表 公共施設における再生可能エネルギーの導入状況

導入施設	出力規模 (kW)	導入施設	出力規模 (kW)
尼崎市立尼崎高等学校	10	尼崎北小学校	3
東部浄化センター	3	尼崎双星高等学校	6
市営久々知住宅 1号棟	9	園田東中学校	10
成良中学校	10	大庄北中学校	10
大庄支所 (別棟)	3	園田保育所	3
杭瀬小学校	10	上坂部小学校	10
開明庁舎	3	武庫東小学校	10
大庄中学校	10	クリーンセンター	64
女性勤労・婦人センター	3	東消防署	11
難波小学校	10		

## 尼崎市環境マネジメントシステム

### 環境目標の実績

平成 25 年度については、環境負荷の低減に関する事項 7 項目のうち、「上水使用量」の 1 項目で目標を達成していましたが、その他 6 項目では達成できませんでした。

表 環境目標の達成状況

項目	基準年度（平成11年度）実績	平成25年度目標値	平成25年度実績	達成状況
二酸化炭素排出量（t-CO <sub>2</sub> ）	46,797	40,957	41,787 （ - 10.7 % ）	× （ 2.03 %未達成 ）
電気使用量（千kWh）	107,468	94,153	96,189 （ - 10.5 % ）	× （ 2.16 %未達成 ）
都市ガス使用量（千m <sup>3</sup> ）	2,625	2,956	2,973 （ + 13.2 % ）	× （ 0.55 %未達成 ）
ガソリン・軽油使用量（kL）	2,880	2,300	2,366 （ - 17.9 % ）	× （ 2.89 %未達成 ）
上水使用量（kL）	2,001	1,301	1,277 （ - 36.2 % ）	
コピー用紙使用量（t）	112	103	120 （ + 6.9 % ）	× （ 16.4 %未達成 ）
ごみ排出量（%）	-	すべての所属において 燃やすごみの排出量を 50 g/日・人以下にする。 （達成率100%）	66.7	×

備考 1 二酸化炭素排出量については、省エネ等による効果を把握することを主な目的としているため、排出係数は関西電力（株）の平成 21 年度排出係数である 0.294 kg-CO<sub>2</sub>/kWh で固定して算出している。

備考 2 平成 25 年度実績の欄にある（ ）の数値は基準年度の実績に対する削減率を示す。

## 一般廃棄物

### 一般廃棄物の発生・処理状況

表 ごみ発生量・ごみ処理状況の推移

年度	発生量			処理量	
	クリーンセンター搬入量	紙類・衣類の日回収量	資源集団回収運動回収量	焼却量	資源化・再利用量
16	176,665	9,075	12,718	167,216	27,172
17	175,425	11,700	12,127	172,247	29,279
18	177,520	11,684	11,856	164,371	28,550
19	171,686	11,256	11,288	159,768	27,344
20	166,174	9,557	10,235	156,312	24,307
21	159,904	8,588	9,654	150,816	22,323
22	153,102	8,102	9,644	146,362	21,419
23	152,378	7,697	9,335	147,058	20,719
24	149,362	7,458	8,963	142,221	20,027
25	144,653	10,244	8,727	135,374	22,581

(単位：t)

### し尿の搬入・処理状況

表 し尿処理状況の推移

年度	区分	搬入量			処理量
		し尿	浄化槽汚泥	計	
16		1,794	4,588	6,382	7,018
17		1,652	4,824	6,476	6,571
18		1,670	4,971	6,641	6,928
19		1,520	4,498	6,018	6,277
20		1,316	4,507	5,823	6,100
21		1,089	4,315	5,404	5,396
22		956	4,472	5,428	7,262
23		932	4,428	5,360	6,508
24		768	4,274	5,042	5,303
25		849	4,267	5,116	5,492

(単位：kL)

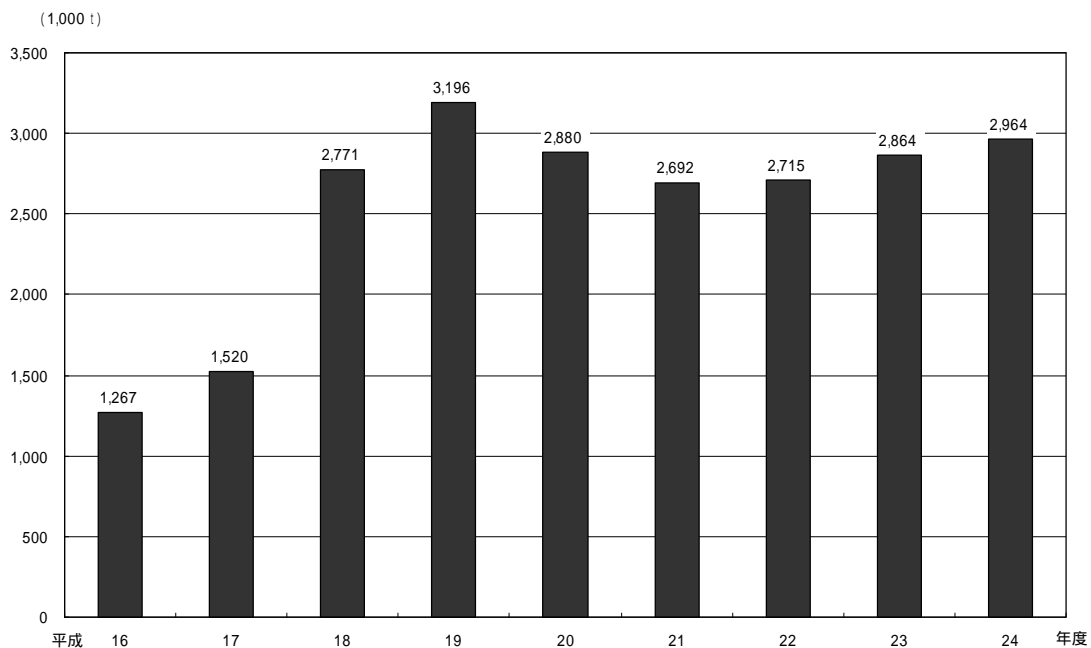
## 産業廃棄物

### 産業廃棄物の排出状況

廃棄物処理法により、前年度に産業廃棄物が 1,000 t 以上または特別管理産業廃棄物が 50 t 以上発生した事業場を設置している事業者は「多量排出事業者」として、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用などについて定める処理計画とその実施状況について市長に報告しなければなりません。現在、市内の多量排出事業者は 70～80 事業所あります。

近年は、市内の多量排出事業者から出される産業廃棄物は概ね横ばいで、約 2,800 千 t 前後で推移しています。

図 産業廃棄物排出量の推移



備考 1 グラフの値は、多量排出事業者が排出した産業廃棄物量である。なお、市内の産業廃棄物の約 90 %は多量排出事業者が排出したものと推計される。

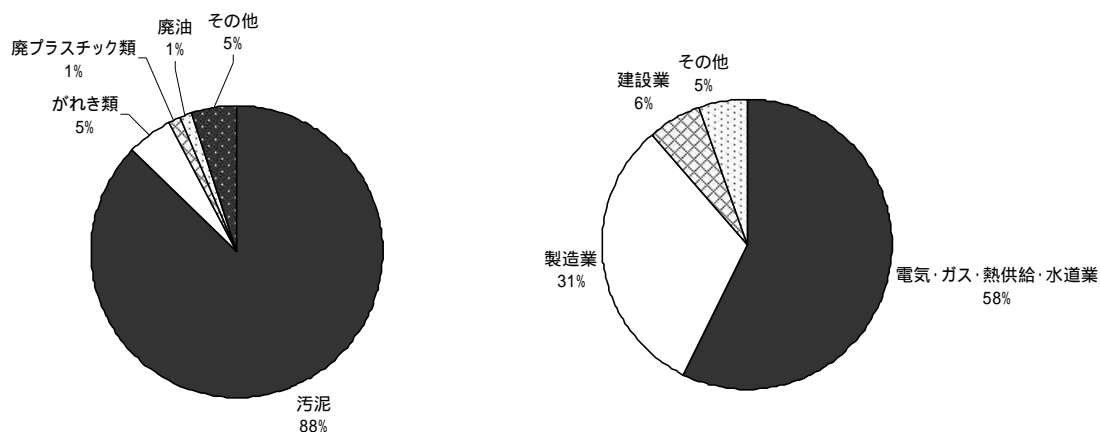
備考 2 多量排出報告書の性質上、前年度の排出量によって提出する義務が発生するかどうか決まるため、各年度により母数にばらつきが生じ、数字に変動がある。

備考 3 平成 25 年度の多量排出事業者による報告書に関しては、集計中であるため平成 24 年度の集計結果までを掲載している。

### 種類別・業種別の産業廃棄物の排出状況

産業廃棄物の種類別排出量では汚泥が全体の 88 %を占めています。汚泥の排出量の約 60 %が下水汚泥であり、次いで製造業などの排水処理汚泥が約 30 %を占めています。また、業種別排出量では、電気・ガス・熱供給・水道業から出る産業廃棄物が最も多く全体の 58 %、次いで製造業から排出される産業廃棄物が 31%で、この 2 業種で全体の 89 %を占めています。

図 産業廃棄物の内訳（種類別・業種別）

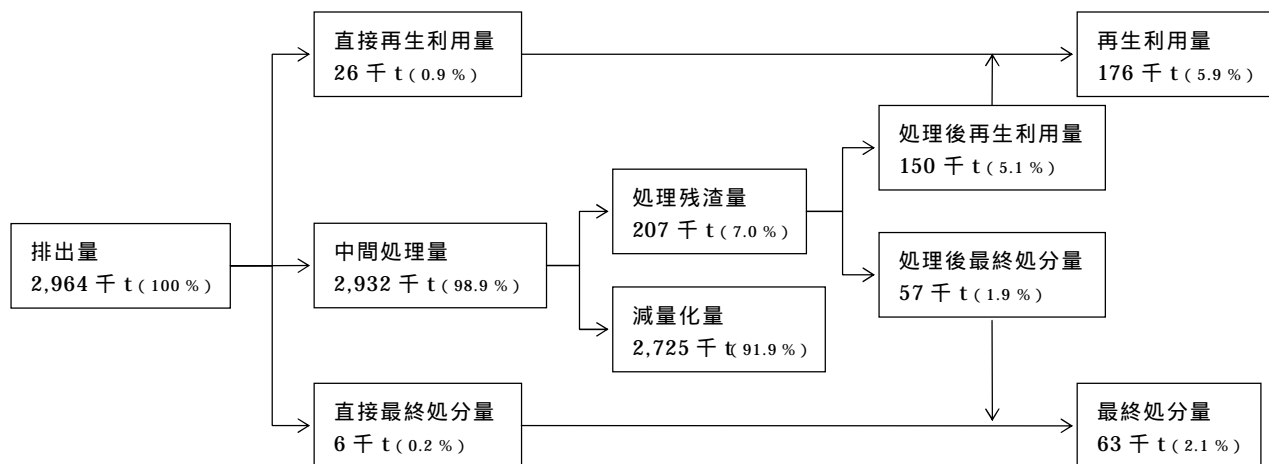


備考 1 平成 24 年度尼崎市多量実績報告及び管理票交付等状況報告書より算出

### 産業廃棄物の処理の流れ

平成 24 年度の多量排出事業者から発生した産業廃棄物の処理の流れは次のとおりです。総排出量のうち 91.9%が減量化されており、5.9%が再利用され、残りの 2.1%が埋立処分されています。本市の場合、汚泥の排出量が最も多く、汚泥は水分を多量に含んでいるため、脱水などによる減量化量が多くなっています。

図 産業廃棄物の処理の流れ



## 環境基準の達成状況

本市において環境基準が指定されている項目について、環境改善の目安として、項目ごとに達成率を算出しました。達成率は、環境基準を達成した測定局・地点数を全測定局・地点数で除することで算出しています。なお、機器の故障等により、測定を行うことができなかった測定局・地点については、計算の対象としていません。

なお、環境基準とは、人の健康の保護と生活環境の保全のうえで維持することが望ましい基準のことであり、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。個別の発生源を対象に規制を行う「規制基準」とは別のものであり、「環境基準」で規制を行うものではありません。

$$\text{達成率 (\%)} = \frac{\text{環境基準を達成した測定局・地点数}}{\text{全測定局・地点数}} \times 100$$

## 大気

表 大気の汚染に係る環境基準の達成状況

測定対象	評価方法	達成局数	測定局数	達成率 (%)
二酸化硫黄	短期的評価	2	2	100
	長期的評価	2	2	100
一酸化炭素	短期的評価	4	4	100
	長期的評価	4	4	100
浮遊粒子状物質	短期的評価	8	8	100
	長期的評価	8	8	100
光化学オキシダント	-	0	3	0
二酸化窒素	-	14	14	100
微小粒子状物質	-	0	4	0
<b>合計</b>		<b>42</b>	<b>49</b>	<b>85.7</b>

備考 1 国土交通省や阪神高速道路(株)が設置しているものなど本市に設置してあるすべての測定局を評価の対象としている。

備考 2 南部(城内高校)測定局については、校舎耐震化工事のため年間測定時間が6,000時間に達していないため、評価対象としていない。

表 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準の達成状況

測定対象	達成地点数	測定地点数	達成率 (%)
ベンゼン	2	2	100
トリクロロエチレン	2	2	100
テトラクロロエチレン	2	2	100
ジクロロメタン	2	2	100
<b>合計</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>100</b>

## 水質（公共用水域 河川・海域）

表 人の健康の保護に関する環境基準の達成状況

測定対象	達成地点数	測定地点数	達成率（％）	測定対象	達成地点数	測定地点数	達成率（％）
カドミウム	14	14	100	1,1,2-トリクロロエタン	14	14	100
全シアン	14	14	100	トリクロロエチレン	14	14	100
鉛	14	14	100	テトラクロロエチレン	14	14	100
六価クロム	14	14	100	1,3-ジクロロプロペン	14	14	100
砒素	14	14	100	チウラム	10	10	100
総水銀	14	14	100	シマジン	10	10	100
アルキル水銀	14	14	100	チオベンカルブ	10	10	100
P C B	14	14	100	ベンゼン	14	14	100
ジクロロメタン	14	14	100	セレン	10	10	100
四塩化炭素	14	14	100	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	14	14	100
1,2-ジクロロエタン	14	14	100	ふっ素	10	11	90.9
1,1-ジクロロエチレン	14	14	100	ほう素	9	9	100
シス-1,2-ジクロロエチレン	14	14	100	1,4-ジオキサン	10	10	100
1,1,1-トリクロロエタン	14	14	100	<b>合計</b>	<b>349</b>	<b>350</b>	<b>99.7</b>

備考1 ふっ素・ほう素については海域は評価対象としていない。

表 生活環境の保全に関する環境基準の達成状況

測定対象	河川			海域		
	達成地点数	測定地点数	達成率（％）	達成地点数	測定地点数	達成率（％）
水素イオン濃度	5	9	55.6	0	3	0
BOD	9	9	100	-	-	-
COD	-	-	-	3	3	100
浮遊物質量	9	9	100	-	-	-
溶存酸素	6	9	66.7	3	3	100
大腸菌群数	0	2	0	-	-	-
全窒素	-	-	-	0	3	0
全燐	-	-	-	0	3	0
<b>合計</b>	<b>29</b>	<b>38</b>	<b>76.3</b>	<b>6</b>	<b>15</b>	<b>40.0</b>

表 水生生物の保全に係る環境基準の達成状況

測定対象	河川			海域		
	達成地点数	測定地点数	達成率（％）	達成地点数	測定地点数	達成率（％）
全亜鉛	1	2	50.0	3	3	100
ノニフェノール	1	1	100	3	3	100
<b>合計</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>66.7</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>100</b>



## 水質（地下水）

表 地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成状況

測定対象	達成地点数	測定地点数	達成率（％）	測定対象	達成地点数	測定地点数	達成率（％）
カドミウム	7	7	100	1,1,2-トリクロロエタン	7	7	100
全シアン	7	7	100	トリクロロエチレン	8	8	100
鉛	7	7	100	テトラクロロエチレン	7	8	87.5
六価クロム	7	7	100	1,3-ジクロロプロペン	7	7	100
砒素	7	7	100	チウラム	7	7	100
総水銀	7	7	100	シマジン	7	7	100
アルキル水銀	7	7	100	チオベンカルブ	7	7	100
P C B	7	7	100	ベンゼン	7	7	100
ジクロロメタン	7	7	100	セレン	7	7	100
四塩化炭素	8	8	100	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7	7	100
塩化ビニルモノマー	7	8	87.5	ふっ素	7	7	100
1,2-ジクロロエタン	7	7	100	ほう素	7	7	100
1,1-ジクロロエチレン	8	8	100	1,4-ジオキサン	7	7	100
1,2-ジクロロエチレン	8	8	100	<b>合計</b>	<b>201</b>	<b>203</b>	<b>99.0</b>
1,1,1-トリクロロエタン	8	8	100				

## 自動車騒音

表 常時監視における騒音に係る環境基準の達成状況

区分	達成地点数	測定地点数	達成率（％）
昼間	6	6	100
夜間	4	6	66.7
<b>合計</b>	<b>10</b>	<b>12</b>	<b>83.3</b>

表 定点調査における騒音に係る環境基準の達成状況

区分	達成地点数	測定地点数	達成率（％）
昼間	25	25	100
夜間	20	25	80.0
<b>合計</b>	<b>45</b>	<b>50</b>	<b>90.0</b>

表 面的評価における騒音の環境基準の達成状況

達成状況	対象戸数	達成戸数	達成率（％）
昼間のみ達成	45,927	839	1.8
夜間のみ達成		43	0.1
昼間・夜間とも非達成		401	0.9
<b>昼間・夜間とも達成</b>		<b>44,644</b>	<b>97.2</b>

## 航空機騒音

表 航空機騒音に係る環境基準の達成状況

測定地点	達成地点数	測定地点数	達成率(%)
武庫東小学校	1	1	100
武庫北小学校	1	1	100
合計	2	2	100

## 新幹線騒音

表 新幹線騒音に係る環境基準の達成状況

測定地点	達成地点数	測定地点数	達成率(%)
12.5 m	4	8	50.0
25 m	7	8	87.5
50 m	8	8	100
合計	19	24	79.2

## ダイオキシン

表 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び  
土壌汚染に係る環境基準の達成状況

測定地点	達成地点数	測定地点数	達成率(%)
大気	1	1	100
水質	4	4	100
水底の底質	4	4	100
土壌	1	1	100
合計	10	10	100

# 大気

## 一般環境・沿道環境

図 大気測定局の位置

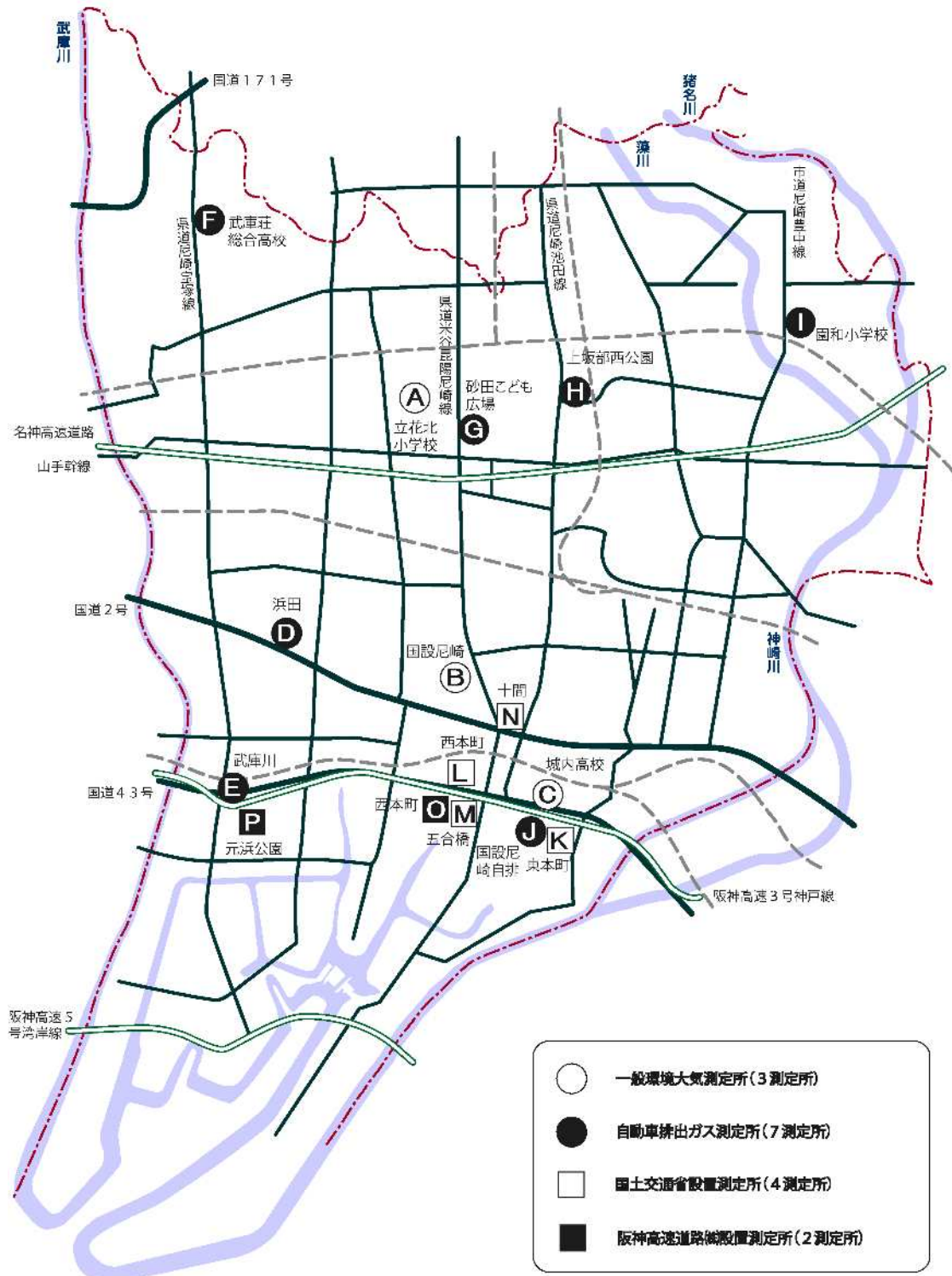


表 測定局における測定項目

地点記号	測定局		項目	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素	微小粒子状物質	メタン	非メタン炭化水素	風向・風速	気温・湿度	降水量・日射量	酸性雨・紫外線	騒音	交通量	測定開始年月
A	北部（立花北小学校）	栗山町2-6-1																昭和42年6月
B	中部（国設尼崎大気環境測定所）	東難波町4-9-12																昭和41年8月
C	南部（城内高校）	北城内47-1																昭和44年6月
D	国道2号（浜田）	大庄北5-2-1地先																昭和49年4月
E	国道43号（武庫川）	武庫川町1-25																昭和50年4月
F	県道尼崎宝塚線（武庫荘総合高校）	武庫之荘8-31-1																昭和51年4月
G	県道米谷昆陽尼崎線（砂田子ども広場）	南塚口町7-17																昭和52年4月
H	県道尼崎池田線（上坂部西公園）	東塚口町2-2																昭和53年4月
I	市道尼崎豊中線（園和小学校）	東園田町4-79																平成元年4月
J	国道43号（国設尼崎自動車交通環境測定所）	東本町4-47地先																平成14年4月
K	国道43号（東本町交差点局）	東本町4																平成14年4月
L	国道43号（西本町局）	西本町5																平成10年4月
M	国道43号（五合橋局）	西本町3																平成14年4月
N	国道2号（十間交差点局）	東難波町5																平成15年4月
O	阪神高速3号神戸線（西本町）	西本町3-46																昭和56年5月
P	阪神高速3号神戸線（元浜公園）	元浜町1-1																昭和56年7月

備考1 K、L、M、Nについては国土交通省が設置・管理し、測定している大気常時監視局（測定結果については、国土交通省から提供を受けている。）

備考2 O、Pについては、阪神高速道路（株）が設置し、市が委託を受けて管理している。

備考3 西本町測定局の浮遊粒子状物質の測定は、サイクロン式分粒装置付きローボリウム・エアサンプラーを用いた標準測定法

備考4 A～B：一般環境大気測定所、D～J：自動車排出ガス・騒音・交通量測定所、K～N：国土交通省設置測定所、O・P：阪神高速道路（株）設置測定所

## 気象に関する測定結果

表 最多風向・平均風速

測定局	項目	月												年間
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
北部 (立花北小学校)	最多風向	N	N	SW	WSW	SE	N	ENE	NNE	N	N	N	N	N
	平均風速 (m/秒)	3.1	3.1	3.1	3.4	3.2	2.9	3.0	2.4	2.6	2.3	2.9	2.8	2.9
中部 (国設尼崎大気環境測定所)	最多風向	WSW	WSW	WSW	WSW	WSW	N	NNE	NNE	W	NNE	N	N	N
	平均風速 (m/秒)	2.2	2.1	2.0	2.2	2.2	2.1	2.1	1.7	1.8	1.6	2.2	2.0	2.0
南部 (城内高校)	最多風向	NE	NE	ENE	SW	SW	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均風速 (m/秒)	2.8	2.5	2.6	2.9	2.5	-	-	-	-	-	-	-	-

備考1 南部(城内高校)については、校舎耐震化工事のため平成25年8月13日から測定を停止している。

備考2 風向は16方位で示している。

表 気温・湿度・降水量・日射量・紫外線

測定局	項目	月												年間
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
中部 (国設尼崎大気環境測定所)	気温 ( )	14.9	20.5	25.3	29.2	30.8	26.2	22.1	14.0	8.8	6.6	5.6	10.4	18.2
	湿度 (%)	52	53	62	64	59	59	61	57	56	57	57	57	58
	降水量 (mm)	87.5	50.5	257.5	60.5	192.5	289.5	200.5	83.5	51.5	39.0	46.0	137.5	1496.0
	日射量 (MJ/m <sup>2</sup> ・日)	18.15	21.06	17.20	19.35	19.64	15.46	10.67	9.28	7.36	8.54	9.87	13.83	14.23
	紫外線 (kJ/m <sup>2</sup> ・日)	14.4	20.0	20.0	24.6	23.3	16.4	10.2	5.0	2.8	3.4	1.6	10.9	13.7

備考1 降水量は月合計値で示し、それ以外についても月平均値で示している。

## 酸性雨に関する測定結果

表 酸性雨

測定局	項目	月												年間
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
中部 (国設尼崎大気環境測定所)	pH	5.05	4.77	4.81	4.66	4.93	4.92	4.84	4.58	4.80	4.57	4.73	4.61	4.78
	降水量 (mm)	80.5	57.5	257.5	52.5	231.5	258.5	220.5	63.5	51.5	39.0	52.5	131.0	1496.0

備考1 pHは月平均値、降水量は月合計値。

備考2 降水量は、酸性雨のpHを測定した際の降水量を示す。

## 監視・測定結果

## ・環境基準項目

表 大気の汚染に係る環境基準の達成状況

測定の対象		一般環境			沿道環境												
設置者		尼崎市	環境省	尼崎市							環境省	国土交通省				阪神高速道路(株)	
測定局	測定項目	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
		(立花北小学校) 北部	(国設尼崎大気環境測定所) 中部	(城内高校) 南部	国道2号 (浜田)	国道43号 (武庫川)	(武庫荘総合高校) 県道尼崎宝塚線	(砂田子ども広場) 県道米谷昆陽尼崎線	県道尼崎池田線 (上坂部西公園)	市道尼崎豊中線 (園和小学校)	(国設尼崎自動車交通環境測定所) 国道43号	(東本町交差点局) 国道43号	(西本町局) 国道43号	(五合橋局) 国道43号線	(十間交差点局) 国道2号	阪神高速3号神戸線 (西本町)	阪神高速3号神戸線 (元浜公園)
<b>二氧化硫(SO<sub>2</sub>)</b>		ppm															
短期的評価																	
1時間値の最高値		0.1	0.016	0.016	0.019	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1日平均値の最高値		0.04	0.008	0.008	0.009	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長期的評価																	
1日平均値の2%除外値		0.04	0.005	0.005	0.007	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1日平均値が2日以上連続して0.04 ppmを超えたことの有無		無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(参考)1年平均値		0.001	0.002	0.003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>一酸化炭素(CO)</b>		ppm															
短期的評価																	
1時間値の最高値		20	-	2.1	-	-	1.6	-	1.7	-	-	2.5	-	-	-	-	-
1日平均値の最高値		10	-	0.9	-	-	0.9	-	1.0	-	-	1.3	-	-	-	-	-
長期的評価																	
1日平均値の2%除外値		10	-	0.7	-	-	0.7	-	0.7	-	-	1.0	-	-	-	-	-

1日平均値が2日以上連続して10 ppmを超えたことの有無	無	-	無	-	-	無	-	無	-	-	無	-	-	-	-	-	-
(参考)1年平均値		-	0.4	-	-	0.4	-	0.4	-	-	0.6	-	-	-	-	-	-
<b>浮遊粒子状物質 (SPM)</b>	mg/m <sup>3</sup>																
短期的評価				-	-		-		-	-	-					-	-
1時間値の最高値	0.20	0.108	0.110	0.133	-	0.142	-	0.141	-	-	-	0.101	0.103	0.132	0.191	-	-
1日平均値の最高値	0.10	0.069	0.059	0.077	-	0.077	-	0.067	-	-	-	0.069	0.069	0.070	0.074	-	-
長期的評価				-	-		-		-	-	-					-	-
1日平均値の2%除外値	0.10	0.058	0.045	0.068	-	0.064	-	0.055	-	-	-	0.053	0.058	0.056	0.061	-	-
1日平均値が2日以上連続して0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えたことの有無	無	無	無	-	-	無	-	無	-	-	-	無	無	無	無	-	-
(参考)1年平均値	-	0.021	0.017	0.031	-	0.025	-	0.022	-	-	-	0.22	0.23	0.23	0.26	-	-
<b>光化学オキシダント (Ox)</b>	ppm																
短期的評価		×	×	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昼間の1時間値の最高値	0.06	0.097	0.112	0.095	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(参考)昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数		59	70	56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(参考)昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた時間数		240	299	226	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(参考)監視期間の平均値		0.035	0.036	0.037	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

備考1 環境基準の達成状況については、達成：、非達成：×で示す。

備考2 - は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考3 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については短期的評価と長期的評価の2評価を行うこととなっている。

備考4 1日平均値の2%除外値とは、1年間を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%範囲にある測定値を除外した後の最高値。二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質では環境基準の長期的評価の達成状況を評価する際の値として用いる。ただし、1日平均値の環境基準を超えた日が2日以上連続した場合には、このような評価にかかわらず非達成と評価する。

備考5 光化学オキシダントの監視期間は平成25年4月から平成25年10月まで、昼間は5時から20時までの時間帯をいう。

備考6 南部(城内高校)については、校舎耐震化工事のため平成25年8月13日から測定を休止している。(年間測定時間が6,000時間に達しないため評価対象とならない)

備考7 南部(城内高校)における光化学オキシダントについては平成25年4月1日から平成25年8月12日までの測定値から判断している。(年間測定時間の規定がないため評価対象としている)

備考8 大気汚染に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki1.html>

(参考)表 炭化水素の状況

測定の対象		一般環境									沿道環境						
設置者		尼崎市	環境省	尼崎市							環境省	国土交通省				阪神高速道路(株)	
測定項目	測定局	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
		(立花北小学校) 北部	(国設尼崎大気環境測定所) 中部	(城内高校) 南部	国道2号 (浜田)	国道43号 (武庫川)	(武庫荘総合高校) 県道尼崎宝塚線	県道米谷昆陽尼崎線 (砂田子ども広場)	県道尼崎池田線 (上坂部西公園)	市道尼崎豊中線 (園和小学校)	(国設尼崎自動車交通環境測定所) 国道43号	(東本町交差点局) 国道43号	(西本町局) 国道43号	(五合橋局) 国道43号線	国道2号 (十間交差点局)	阪神高速3号神戸線 (西本町)	阪神高速3号神戸線 (元浜公園)
<b>メタン</b>		ppmC															
1年平均値		-	1.90	-	-	2.03	-	1.90	-	-	1.94	-	-	-	-	-	-
<b>非メタン炭化水素</b>		ppmC															
1年平均値		-	0.13	-	-	0.21	-	0.28	-	-	0.18	-	-	-	-	-	-
3時間平均値		0.31	0.17	-	-	0.22	-	0.41	-	-	0.24	-	-	-	-	-	-
<b>全炭化水素</b>		ppmC															
1年平均値		-	2.03	-	-	2.24	-	2.18	-	-	2.12	-	-	-	-	-	-

備考1 非メタン炭化水素の3時間平均値は、午前6時から午前9時までの平均値。

備考2 大気中の炭化水素濃度の指針値は、昭和51年に光化学オキシダントの生成防止のため中央公害対策審議会答申で示されたもの。



表 二酸化窒素に係る環境基準の達成状況

測定の対象		一般環境			沿道環境												
設置者		尼崎市	環境省	尼崎市							環境省	国土交通省				阪神高速道路(株)	
測定局	環境基準	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
		(立花北小学校) 北部	(国設尼崎大気環境測定所) 中部	(城内高校) 南部	国道2号 (浜田)	国道43号 (武庫川)	(武庫荘総合高校) 県道尼崎宝塚線	(砂田子ども広場) 県道米谷昆陽尼崎線	(上坂部西公園) 県道尼崎池田線	(園和小学校) 市道尼崎豊中線	(国設尼崎自動車交通環境測定所) 国道43号	(東本町交差点局) 国道43号	(西本町局) 国道43号	(五合橋局) 国道43号線	(十間交差点局) 国道2号	阪神高速3号神戸線 (西本町)	阪神高速3号神戸線 (元浜公園)
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	ppm			-							-						
評価																	
1日平均値の年間98%値	0.06	0.033	0.040	0.036	0.038	0.058	0.043	0.044	0.042	0.035	-	0.059	0.050	0.057	0.048	0.050	0.053
(参考)1年平均値	-	0.015	0.020	0.021	0.018	0.029	0.022	0.022	0.022	0.016	-	0.036	0.025	0.036	0.029	0.028	0.032

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考2 - は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考3 1日平均値の年間98%とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に該当する値。二酸化窒素の環境基準の達成状況を評価する際の値として用いる。

備考4 南部(城内高校)については、校舎耐震化工事のため平成25年8月13日から測定を休止している。(年間測定時間が6,000時間に達しないため評価対象とならない)

備考5 二酸化窒素に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki2.html>

表 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準の達成状況

測定局の対象		一般環境			沿道環境												
設置者		尼崎市	環境省	尼崎市							環境省	国土交通省				阪神高速道路(株)	
測定局	環境基準	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
		(立花北小学校) 北部	(国設尼崎大気環境測定所) 中部	(城内高校) 南部	国道2号 (浜田)	国道43号 (武庫川)	県道尼崎宝塚線 (武庫荘総合高校)	県道米谷昆陽尼崎線 (砂田子とも広場)	県道尼崎池田線 (上坂部西公園)	市道尼崎豊中線 (園和小学校)	(国設尼崎自動車交通環境測定所) 国道43号	(東本町交差点局) 国道43号	(西本町局) 国道43号	(五合橋局) 国道43号線	(十間交差点局) 国道2号	阪神高速3号神戸線 (西本町)	阪神高速3号神戸線 (元浜公園)
測定項目																	
微小粒子状物質 (PM2.5)	μg/m <sup>3</sup>																
評価		-	×	-	-	×	-	×	-	-	×	-	-	-	-	-	-
1日平均値の年間98パーセントイル値 (短期基準)	35	-	42.2	-	-	48.0	-	38.7	-	-	40.8	-	-	-	-	-	-
		-	(42.2)	-	-	(48.0)	-	(38.7)	-	-	(40.8)	-	-	-	-	-	-
1年平均値 (長期基準)	15	-	16.9	-	-	19.6	-	16.0	-	-	19.2	-	-	-	-	-	-
		-	(16.9)	-	-	(19.6)	-	(16.0)	-	-	(19.1)	-	-	-	-	-	-

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考2 - は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考3 ( )は黄砂の影響を除いた場合の値。平成25年度において気象庁が公表した黄砂の観測日は平成25年10月12日である。

備考4 1日平均値の年間98パーセントイル値とは、1年間を通じて得られた1日平均値のうち低い方から数えて98%目に該当する値。微小粒子状物質では短期基準の達成状況を評価する際の値として用いる。

備考5 中部測定局の測定器は、平成26年1月に濾過捕集と等価性を有するものとなっている。

備考6 国道43号(武庫川)の測定器は濾過捕集との等価性がないので、測定結果は参考値。

備考7 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki4.html>

表 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準の達成状況

測定局の種類		一般環境				沿道環境											
設置者		尼崎市	環境省	尼崎市							環境省	国土交通省				阪神高速道路(株)	
測定項目	測定局	A	B	-	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
		(立花北小学校) 北部	(国設尼崎大気環境測定所) 中部	開明庁舎	国道2号 (浜田)	国道43号 (武庫川)	国道尼崎宝塚線 (武庫荘総合高校)	国道米谷昆陽尼崎線 (砂田子ども広場)	国道尼崎池田線 (上坂部西公園)	市道尼崎豊中線 (園和小学校)	(国設尼崎自動車交通環境測定所) 国道43号	国道43号 (東本町交差点局)	国道43号 (西本町局)	国道43号線 (五合橋局)	国道2号 (十間交差点局)	阪神高速3号神戸線 (西本町)	阪神高速3号神戸線 (元浜公園)
ベンゼン	mg/m <sup>3</sup>																
評価		-	-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1年平均値	0.003	-	-	0.0016	-	0.0017	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	mg/m <sup>3</sup>																
評価		-	-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1年平均値	0.2	-	-	0.001	-	0.00061	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	mg/m <sup>3</sup>																
評価		-	-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1年平均値	0.2	-	-	0.00027	-	0.00022	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	mg/m <sup>3</sup>																
評価		-	-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1年平均値	0.15	-	-	0.0016	-	0.0012	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考2 - は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考3 平成25年度は南部(城内高校)が学校耐震化工事のため、近隣の開明庁舎で測定を実施。

備考4 ベンゼン等に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki3.html>

## ・有害大気汚染物質

大気汚染防止法では、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」として有害大気汚染物質が定められており、現在 248 物質が選定されています。これらの中で、健康リスクがある程度高いと考えられる 23 物質が優先取組物質として指定されています。このうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類の 5 物質については環境基準が設定されており、平成 25 年度時点ではアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物の 8 物質に指針値が定められています。

表 有害大気汚染物質の測定結果

測定の対象				一般環境	沿道環境
地点記号				-	E
測定項目	環境基準	指針値	測定局 単位	開明庁舎	国道43号 (武庫川)
アクリロニトリル	-	2	μg/m <sup>3</sup>	0.022	-
アセトアルデヒド	-	-		2.4	2.1
塩化ビニルモノマー	-	10		0.040	-
塩化メチル	-	-		1.9	-
クロム及びクロム化合物	-	-	ng/m <sup>3</sup>	12	-
クロロホルム	-	18	μg/m <sup>3</sup>	0.30	-
酸化エチレン	-	-		0.10	-
1,2-ジクロロエタン	-	1.6		0.32	-
ジクロロメタン	150	-		1.6	1.2
水銀及びその化合物	-	40	ng Hg/m <sup>3</sup>	1.7	-
テトラクロロエチレン	200	-	μg/m <sup>3</sup>	2.7	2.2
トリクロロエチレン	200	-		1.0	0.61
トルエン	-	-		12	12
ニッケル化合物	-	25	ng Ni/m <sup>3</sup>	14	-
ヒ素及びその化合物	-	6	ng As/m <sup>3</sup>	1.3	-
1,3-ブタジエン	-	2.5	μg/m <sup>3</sup>	0.14	0.17
ベリリウム及びその化合物	-	-	ng/m <sup>3</sup>	0.0093	-
ベンゼン	3	-	μg/m <sup>3</sup>	1.6	1.7
ベンゾ[a]ピレン	-	-	ng/m <sup>3</sup>	0.15	0.19
ホルムアルデヒド	-	-	μg/m <sup>3</sup>	3.0	2.6
マンガン及びその化合物	-	-	ng Mn/m <sup>3</sup>	31	-

備考 1 平成 25 年度は南部（城内高校）が学校耐震化工事のため、近隣の開明庁舎で測定を実施。

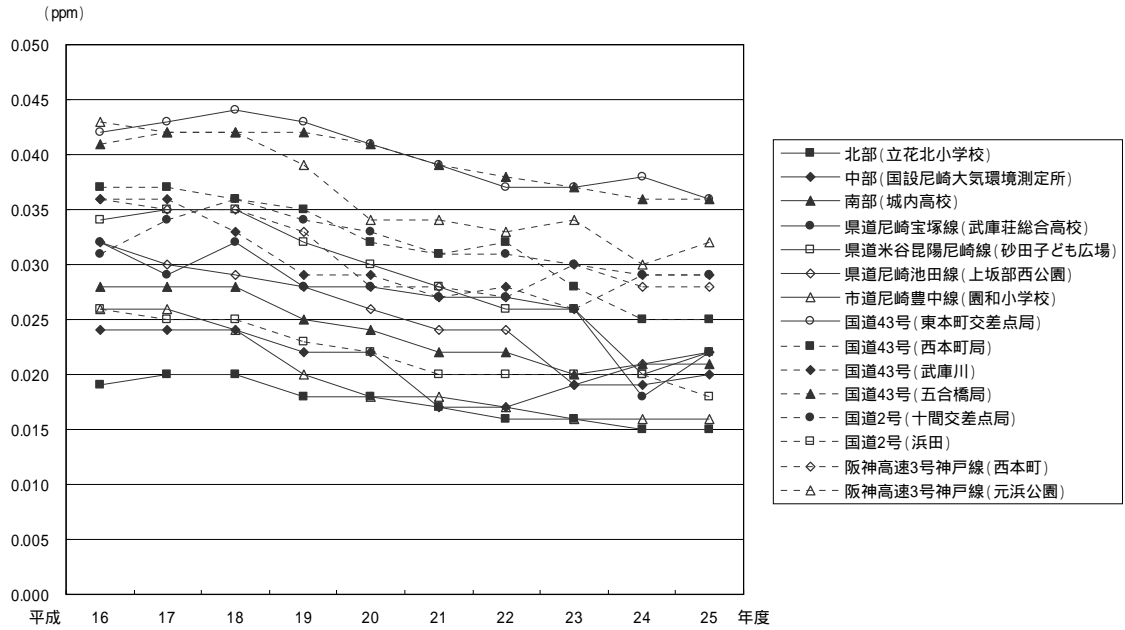
備考 2 「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」については分析方法が確立していないため「クロム及びその化合物」として掲載している。

備考 3 国道 43 号（武庫川）の測定局は、沿道環境を調査することを目的としており、自動車排出ガスに関連する項目を対象に測定している。

備考 4 指針値は「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申～第十次答申）について」（第七次答申：平成 15 年 9 月 30 日 環境省環境管理局长、第八次答申：平成 18 年 12 月 20 日 環境省水・大気環境局长、第九次答申：平成 22 年 10 月 15 日 環境省水・大気局长、第十次答申：平成 26 年 5 月 1 日 環境省水・大気環境局长）により通知されている。なお、「マンガン及びその化合物」の指針値については平成 26 年 4 月に設定されている。

## 主要な物質の年間平均値の推移

図 二酸化窒素濃度の推移（年間平均値）



備考1 南部(城内高校)については、校舎耐震化工事のため平成25年8月13日から測定を停止しているため平成25年度の値は参考値として扱う。

図 浮遊粒子状物質濃度の推移（年間平均値）

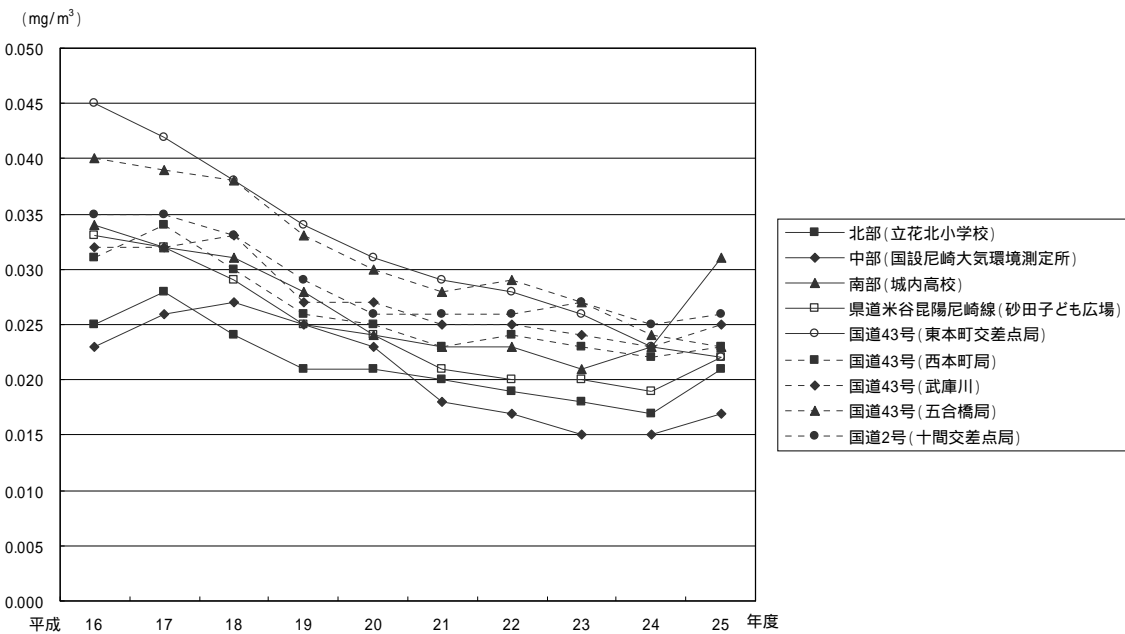
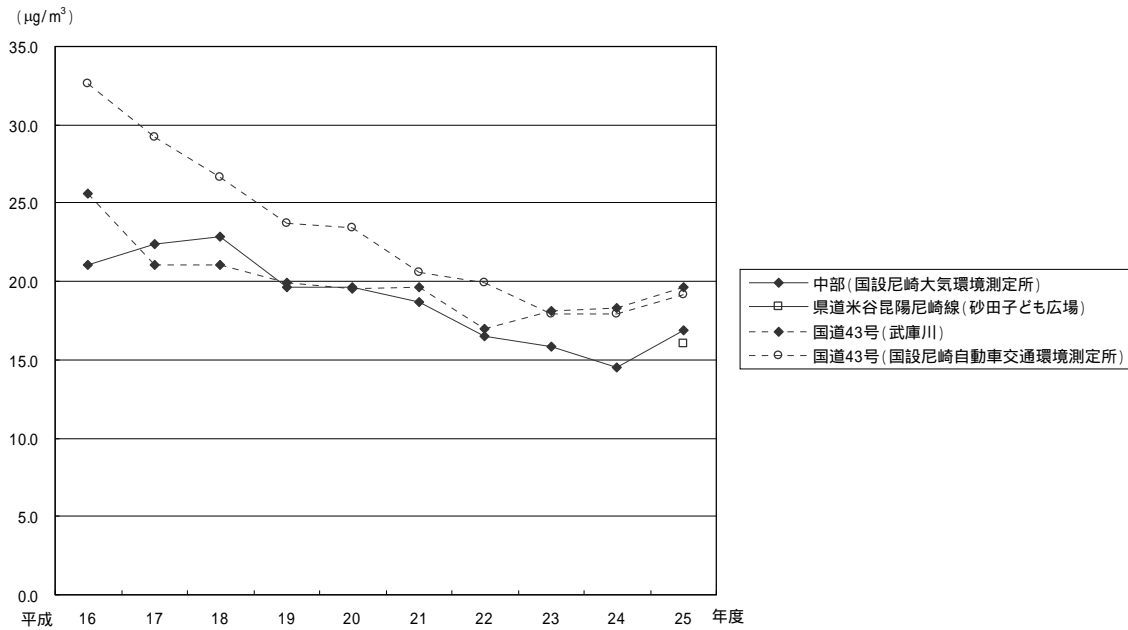
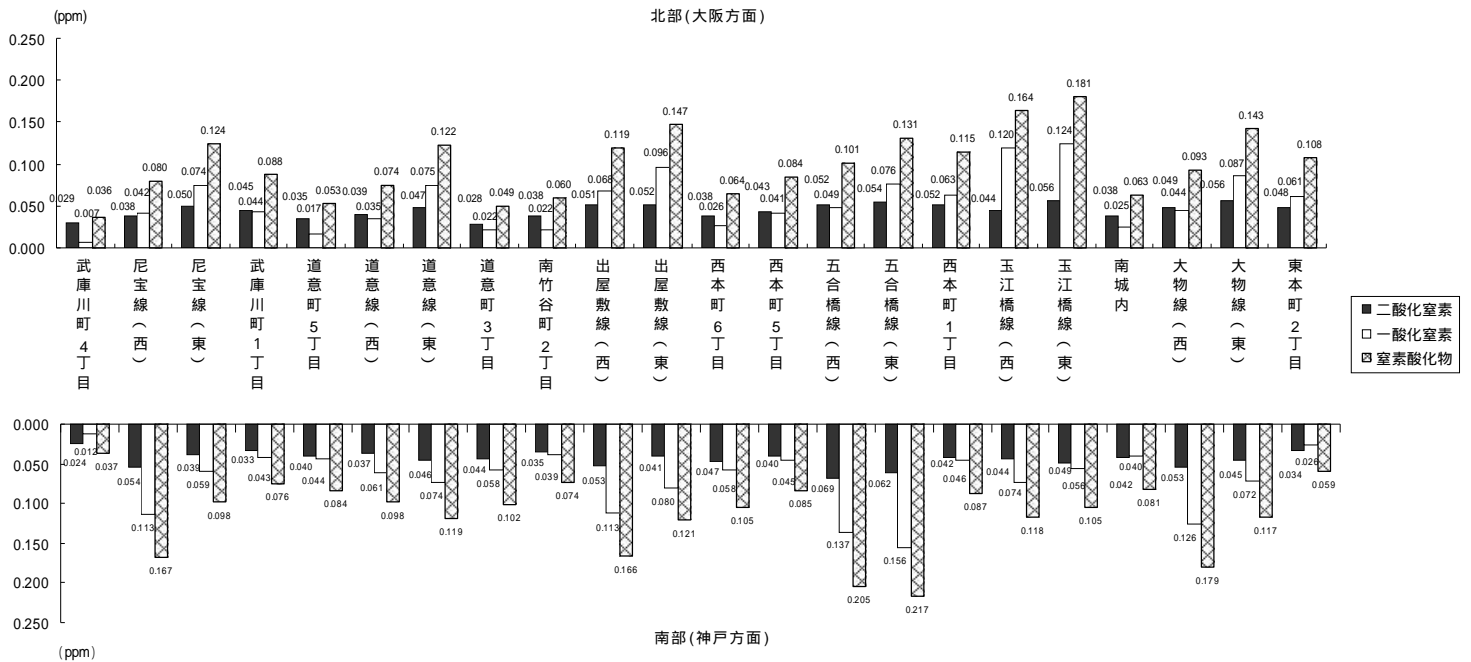


図 微小粒子状物質濃度の推移（年間平均値）



国道 43 号における窒素酸化物の簡易測定 (PTIO法) 結果

図 簡易測定 (PTIO法) による窒素酸化物の濃度分布



## 環境測定車（あおぞら号）による測定結果

表 環境測定車（あおぞら号）の測定結果

測定地点		測定期間	測定日数（日）	期間平均値		
				浮遊粒子状物質 （mg/m <sup>3</sup> ）	一酸化窒素 （ppm）	二酸化窒素 （ppm）
国道43号	東本町2丁目	4/23～5/30	38	0.025	0.017	0.030
道意線	道意町6丁目	6/4～6/27	24	0.022	0.010	0.023
昭和東本町線	大物町2丁目	7/11～8/1	22	0.033	0.008	0.023
国道43号	東本町2丁目	8/6～8/29	24	0.034	0.023	0.028
大物線	東本町3丁目	10/1～10/29	29	0.019	0.009	0.021
五合橋線	東向島東之町	11/7～12/3	27	0.024	0.026	0.028
道意線	道意町6丁目	1/16～2/13	29	0.020	0.036	0.030
山手幹線	栗山町2丁目	2/18～3/18	29	0.025	0.006	0.019

備考1 測定日数は222日（設置から撤収に至る日数）

備考2 測定項目は浮遊粒子状物質（SPM）、窒素酸化物（NO、NO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>）、風向、風速。

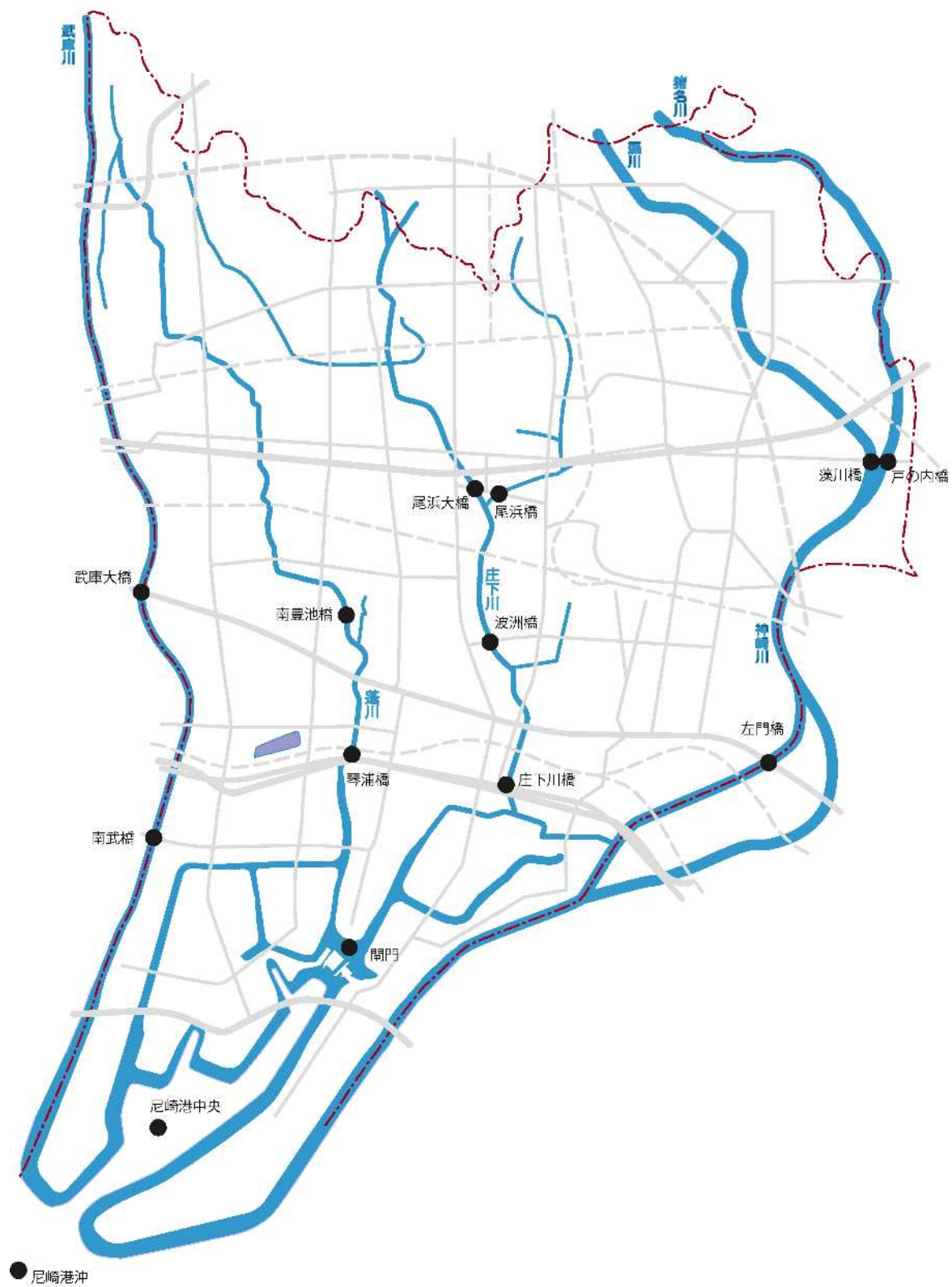
備考3 昭和49年5月から継続的に測定を行っている。

【余白】



## 水質（公共用水域 河川・海域）

図 河川・海域における水質調査地点



## 監視・測定結果

## ・環境基準項目

表 人の健康の保護に関する環境基準の達成状況

項目	測定地点 環境基準	河川										海域			
		神崎川水系			武庫川水系		庄下川水系			蓬川水系		大阪湾			
		神崎川	猪名川	藻川	武庫川		庄下川		昆陽川	蓬川		大阪湾			
		左門橋	戸ノ内橋	藻川橋	南武橋	武庫大橋	庄下川橋	波洲橋	尾浜大橋	尾浜橋	琴浦橋	南豊池橋	尼崎港沖	尼崎港中央	開門
カドミウム	0.003 mg/L	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
全シアン	検出されないこと。	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	0.01 mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
六価クロム	0.05 mg/L	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
砒素	0.01 mg/L	0.001	0.001	0.001	< 0.001	0.001	< 0.001	0.001	< 0.001	0.001	< 0.001	< 0.001	0.001	0.001	< 0.001
総水銀	0.0005 mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
アルキル水銀	検出されないこと。	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
PCB	検出されないこと。	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	0.02 mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
四塩化炭素	0.002 mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
トリクロロエチレン	0.03 mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
チウラム	0.006 mg/L	-	< 0.0006	< 0.0006	-	< 0.0006	< 0.0006	-	< 0.0006	< 0.0006	-	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
シマジン	0.003 mg/L	-	< 0.0003	< 0.0003	-	< 0.0003	< 0.0003	-	< 0.0003	< 0.0003	-	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003

チオベンカルブ	0.02 mg/L	-	< 0.002	< 0.002	-	< 0.002	< 0.002	-	< 0.002	< 0.002	-	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
ベンゼン	0.01 mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
セレン	0.01 mg/L	<0.001	<0.001	-	-	< 0.001	< 0.001	-	< 0.001	< 0.001	-	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L	1.4	3.7	1.5	0.4	0.49	0.68	0.7	0.76	0.64	0.69	0.65	0.5	0.5	1.3
ふっ素	0.8 mg/L	0.57	0.33	0.32	0.84	0.45	0.35	0.41	0.39	0.36	0.57	0.6	( 0.15 )	( 0.77 )	( 1.1 )
ほう素	1 mg/L	0.61	0.41	0.47	-	0.15	0.15	0.14	0.14	0.12	-	0.15	( 2.1 )	( 2.9 )	( 2.1 )
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L	-	< 0.005	< 0.005	-	< 0.005	< 0.005	-	< 0.005	< 0.005	-	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005

備考1 (灰色の塗りつぶし)については、環境基準の非達成を示す。

備考2 - は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考3 < は1年間を通じて得られたすべての値が報告値下限値未満を示す。NDは検出限界以下を示す。

備考4 海域(大阪湾)において、ふっ素及びほう素については評価をしないため( )で示す。「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等処理基準について(平成13年5月31日環水企92号)」の抜粋:ふっ素及びほう素は自然状態で海水中に高濃度で存在していることから、汽水域等において環境基準を超過している水域が多く存在する。環境基準を超過している汽水域等については、海水の影響の程度を把握し、その他の水域とは別に整理する。

備考5 環境基準及び測定結果は年間平均値であり、年間測定回数は測定項目により異なる。

備考6 水質汚濁に係る環境基準について 別表1 人の健康の保護に関する環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>



日間平均値の最大値	130,000	230,000	130,000	230,000	79,000	230,000	110,000	33,000	94,000	17,000	110,000	13,000	1,100	1,300	
(参考)年間平均値	24,000	46,000	30,000	39,000	18,000	47,000	32,000	16,000	24,000	4,500	23,000	2,600	220	460	
<b>n-ヘキサン抽出物(油分等)(mg/L)</b>															
評価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
日間平均値の最大値	0.8	0.7	0.8	< 0.5	0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	
環境基準の水域類型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
<b>全窒素(mg/L)</b>															
評価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	×	×
年間平均値	2.2	6.0	2.2	0.70	0.75	1.1	0.94	1.0	0.93	1.1	0.83	1.3	1.1	2.0	
<b>全燐(mg/L)</b>															
評価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	×	×
年間平均値	0.28	0.61	0.16	0.053	0.025	0.076	0.069	0.046	0.050	0.083	0.051	0.13	0.095	0.11	

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考2 (灰色の塗りつぶし)については、環境基準の非達成を示す。

備考3 - は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 < は報告値下限値未満を示す。

備考5 水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

備考6 75%水質値とは、1年間の測定を通じて得られた日間平均値のうち低い方から数えて75%目に該当する値。河川のBODや海域でのCODの環境基準の達成状況を評価する際の値として用いる。

表 水生生物の保全に係る環境基準の達成状況

項目	測定地点	河川										海域		
		神崎川水系			武庫川水系		庄下川水系			蓬川水系		大阪湾		
		神崎川	猪名川	藻川	武庫川		庄下川		昆陽川	蓬川		大阪湾		
		左門橋	戸ノ内橋	藻川橋	南武橋	武庫大橋	庄下川橋	波洲橋	尾浜大橋	尾浜橋	琴浦橋	南豊池橋	尼崎港沖	尼崎港中央
環境基準の水域類型	生物B	生物B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	生物A	生物A	生物A
<b>全亜鉛 (mg/L)</b>														
評価		x	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
年間平均値	0.013	0.040	0.014	0.007	0.005	0.012	0.012	0.016	0.019	0.008	0.007	0.010	0.007	0.011
<b>ノニルフェノール (mg/L)</b>														
評価	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-			
年間平均値	-	0.00017	0.00020	-	0.00009	0.00007	-	0.00010	0.00009	-	0.00006	0.00008	<0.00006	0.00027
<b>直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)</b>														
評価						平成 26 年度から調査を実施予定								
年間平均値														

備考 1 環境基準の達成状況については、達成：、非達成：xで示す。

備考 2 (灰色の塗りつぶし)については、環境基準の非達成を示す。

備考 3 - は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考 4 < は報告値下限値未満を示す、ND は検出限界以下を示す。

備考 5 水質汚濁に係る環境基準について 別表 2 生活環境の保全に関する環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

#### ・要監視項目

要監視項目とは、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努める物質」として設定されているものです。公共用水域では「人の健康の保護に関する項目」として 26 項目、「水生生物の保全に関する項目」として 6 項目が設定されています。

表 公共用水域における要監視項目の測定結果

項目	測定地点 指針値	河川											海域		
		神崎川水系			武庫川水系		庄下川水系				蓬川水系		大阪湾		
		神崎川	猪名川	藻川	武庫川		庄下川			昆陽川	蓬川		大阪湾		
		左門橋	戸ノ内橋	藻川橋	南武橋	武庫大橋	庄下川橋	波洲橋	尾浜大橋	尾浜橋	琴浦橋	南豊池橋	尼崎港沖	尼崎港中央	開門
<b>人の健康の保護に関する項目</b>															
クロロホルム	0.06 mg/L	-	< 0.006	< 0.006	-	< 0.006	< 0.006	-	< 0.006	< 0.006	-	< 0.006	< 0.006	< 0.006	0.011
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L	-	< 0.006	< 0.006	-	< 0.006	< 0.006	-	< 0.006	< 0.006	-	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L	-	< 0.02	< 0.02	-	< 0.02	< 0.02	-	< 0.02	< 0.02	-	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
イソキサチオン	0.008 mg/L	-	< 0.0008	< 0.0008	-	< 0.0008	< 0.0008	-	< 0.0008	< 0.0008	-	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008
ダイアジノン	0.005 mg/L	-	< 0.0005	< 0.0005	-	< 0.0005	< 0.0005	-	< 0.0005	< 0.0005	-	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L	-	< 0.0003	< 0.0003	-	< 0.0003	< 0.0003	-	< 0.0003	< 0.0003	-	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
イソプロチオラン	0.04 mg/L	-	< 0.004	< 0.004	-	< 0.004	< 0.004	-	< 0.004	< 0.004	-	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L	-	< 0.004	< 0.004	-	< 0.004	< 0.004	-	< 0.004	< 0.004	-	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
プロピザミド	0.008 mg/L	-	< 0.0008	< 0.0008	-	< 0.0008	< 0.0008	-	< 0.0008	< 0.0008	-	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008
EPN	0.006 mg/L	-	< 0.0006	< 0.0006	-	< 0.0006	< 0.0006	-	< 0.0006	< 0.0006	-	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L	-	< 0.0008	< 0.0008	-	< 0.0008	< 0.0008	-	< 0.0008	< 0.0008	-	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L	-	< 0.002	< 0.002	-	< 0.002	< 0.002	-	< 0.002	< 0.002	-	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L	-	< 0.0008	< 0.0008	-	< 0.0008	< 0.0008	-	< 0.0008	< 0.0008	-	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008
クロルニトロフェン (CNP)	-	-	< 0.0001	< 0.0001	-	< 0.0001	< 0.0001	-	< 0.0001	< 0.0001	-	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001
トルエン	0.6 mg/L	-	< 0.06	< 0.06	-	< 0.06	< 0.06	-	< 0.06	< 0.06	-	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06
キシレン	0.4 mg/L	-	< 0.04	< 0.04	-	< 0.04	< 0.04	-	< 0.04	< 0.04	-	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L	-	< 0.003	< 0.003	-	< 0.003	< 0.003	-	< 0.003	< 0.003	-	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003
ニッケル	-	-	0.007	0.001	-	< 0.001	0.001	-	< 0.001	0.001	-	< 0.001	0.002	< 0.001	0.026
モリブデン	0.07 mg/L	-	< 0.007	< 0.007	-	< 0.007	< 0.007	-	< 0.007	< 0.007	-	< 0.007	< 0.007	< 0.007	0.02
アンチモン	0.02 mg/L	-	< 0.002	< 0.002	-	< 0.002	< 0.002	-	< 0.002	< 0.002	-	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L	-	< 0.0002	< 0.0002	-	< 0.0002	< 0.0002	-	< 0.0002	0.0005	-	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002



エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
全マンガン	0.2 mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ウラン	0.002 mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
<b>水生生物の保全に関する項目</b>																
環境基準の水質類型		生物B	生物B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	生物A	生物A	生物A
クロロホルム	3 mg/L・0.8 mg/L	-	< 0.006	< 0.006	-	< 0.006	< 0.006	-	< 0.006	< 0.006	-	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	0.011
フェノール	0.08 mg/L・2 mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	1 mg/L・0.3 mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-t-オクチルフェノール	0.004 mg/L・0.0009 mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニリン	0.02 mg/L・0.1 mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,4-ジクロロフェノール	0.03 mg/L・0.02 mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

備考1 - は測定していないことを示す。

備考2 < は報告値下限値未満を示す。

備考3 「水生生物の保全に関する項目」については指針値を「河川及び湖沼 生物B」・「海域 生物A」の順で示している。

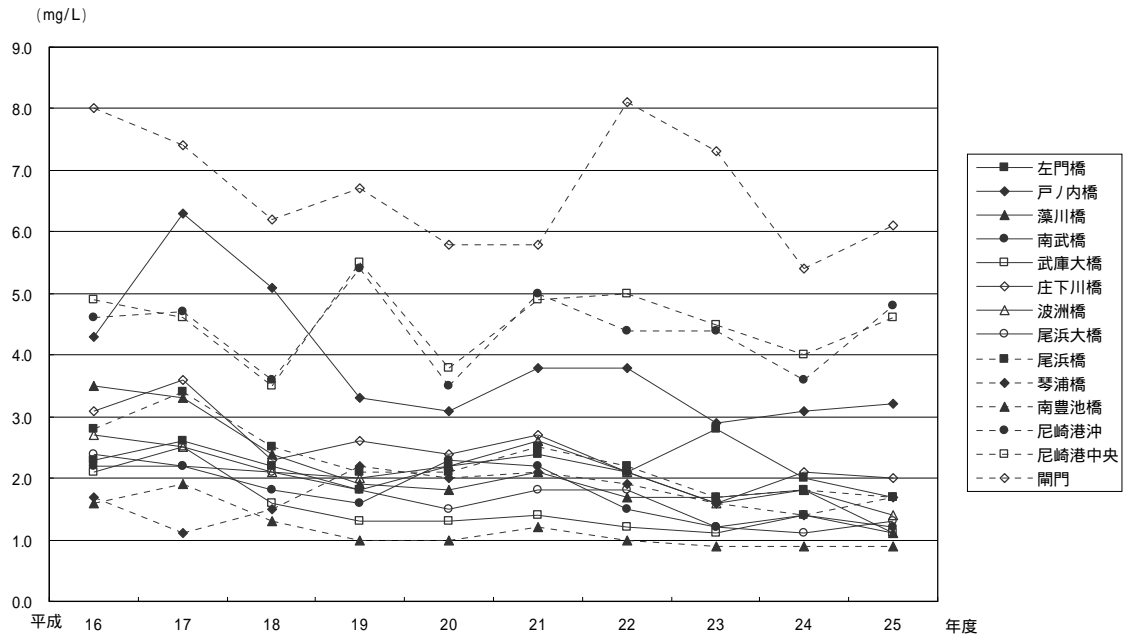
備考4 クロロホルムについては「人の健康の保護に関する項目」及び「水生生物の保護に関する項目」のいずれにも要監視項目として設定されており、指針値は異なるが、測定結果は同じ値である。

備考5 「人の健康の保護に関する項目」の指針値 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について（平成21年11月30日 環境省水・大気環境局長）

備考6 「水生生物の保全に関する項目」の指針値 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（平成25年3月27日 環境省水・大気環境局長）

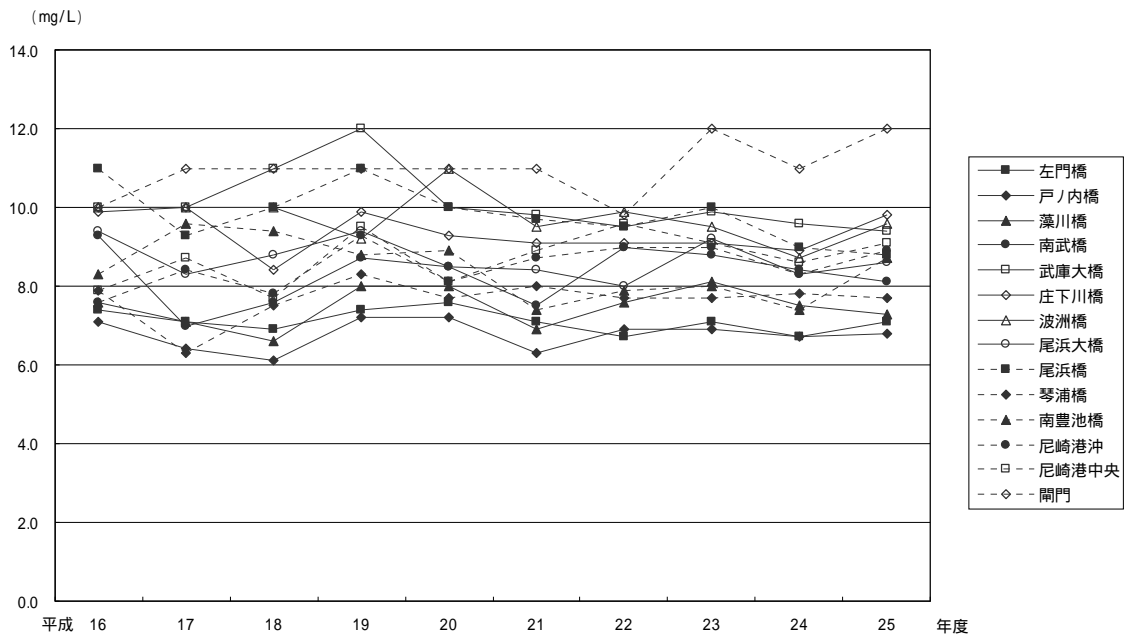
## 主要な物質の年間平均値の推移

図 BODの推移（年間平均値）



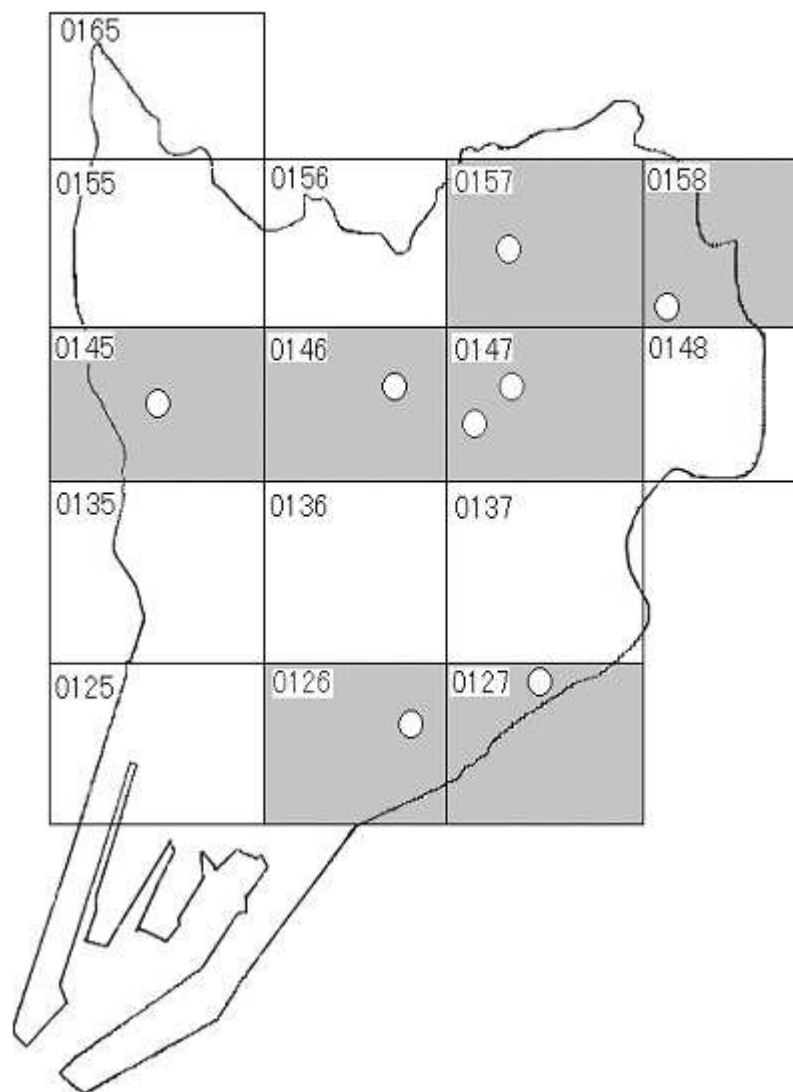
備考1 海域についてはCODの値を示す。

図 溶存酸素量の推移（年間平均値）



## 水質（地下水）

図 地下水における水質調査地点



備考1 〇は調査井戸の位置を示す。

備考2 番号は調査地域番号を示す。

## 監視・測定結果

### ・環境基準項目

表 地下水における水質汚濁に係る環境基準の達成状況

調査地域番号		0126	0127	0145	0146	0146-2	0147	0147-2	0147-3	0157	0158
調査区分		概況	概況	概況	概況	継続監視	概況	継続監視	継続監視	概況	概況
項目	調査地区	築地地区	抗瀬	南武庫之荘	南塚口町	南塚口町	東塚口町	東塚口町	東塚口町	南清水	東園田町
	環境基準										
カドミウム	0.003 mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	<0.0003	-	-	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと。	ND	ND	ND	ND	-	ND	-	-	ND	ND
鉛	0.01 mg/L	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	-	<0.001	-	-	<0.001	<0.001
六価クロム	0.05 mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	-	<0.01	<0.01
砒素	0.01 mg/L	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	-	<0.001	-	-	0.004	0.002
総水銀	0.0005 mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005	-	-	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと。	ND	ND	ND	ND	-	ND	-	-	ND	ND
PCB	検出されないこと。	ND	ND	ND	ND	-	ND	-	-	ND	ND
ジクロロメタン	0.02 mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-	<0.002	-	-	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002 mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	0.0060	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0013	-	<0.0004	-	-	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	-	0.006	-	0.032	0.027	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	<0.0006	-	-	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03 mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	-	<0.002	-	0.007	0.005	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005	-	0.018	0.006	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	-	-	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006 mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	<0.0006	-	-	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003 mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	<0.0003	-	-	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02 mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-	<0.002	-	-	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01 mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	<0.001	-	-	<0.001	<0.001
セレン	0.01 mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	<0.001	-	-	<0.001	<0.001
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	10 mg/L	2.3	<0.055	<0.055	0.060	-	0.62	-	-	4.8	2.1
ふっ素	0.8 mg/L	0.25	0.20	0.22	0.18	-	0.17	-	-	0.21	0.33
ほう素	1 mg/L	0.14	0.23	0.19	0.28	-	0.11	-	-	0.10	0.12
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.006	-	<0.005	-	-	<0.005	<0.005

備考1 (灰色の塗りつぶし)については、環境基準を達成していないことを示す。

備考2 - は測定していないことを示す。

備考3 < は報告値下限値未満を示す。NDは検出限界以下を示す。

備考4 「概況」は概況調査(本市の地下水の水質の概況を把握するための調査)を示し、「継続監視」は継続監視調査(過去の調査で環境基準を超えた項目を継続的にモニタリングするための調査)を示す。

備考5 地下水の水質汚濁に係る環境基準について <http://www.env.go.jp/kijun/tika.html>

・要監視項目

要監視項目とは、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努める物質」として設定されているものです。地下水では「人の健康の保護に関する項目」として24項目が設定されています。

表 地下水における要監視項目の測定結果

調査地域番号		0126	0127	0145	0146	0146-2	0147	0147-2	0147-3	0157	0158
調査区分		概況	概況	概況	概況	継続監視	概況	継続監視	継続監視	概況	概況
項目	調査地区	築地地区	抗瀬	南武庫之荘	南塚口町	南塚口町	東塚口町	東塚口町	東塚口町	南清水	東園田町
	指針値										
クロロホルム	0.06 mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	-	<0.006	-	-	<0.006	<0.006
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	-	<0.006	-	-	<0.006	<0.006
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	-	<0.02	-	-	<0.02	<0.02
イソキサチオン	0.008 mg/L	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	-	<0.0008	-	-	<0.0008	<0.0008
ダイアジノン	0.005 mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005	-	-	<0.0005	<0.0005
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	<0.0003	-	-	<0.0003	<0.0003
イソプロチオラン	0.04 mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	-	<0.004	-	-	<0.004	<0.004
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	-	<0.004	-	-	<0.004	<0.004
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	-	<0.004	-	-	<0.004	<0.004
プロピザミド	0.008 mg/L	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	-	<0.0008	-	-	<0.0008	<0.0008
EPN	0.006 mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	<0.0006	-	-	<0.0006	<0.0006
ジキルボス (DDVP)	0.008 mg/L	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	-	<0.0008	-	-	<0.0008	<0.0008
フェノバルブ (BPMC)	0.03 mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-	<0.002	-	-	<0.002	<0.002
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	-	<0.0008	-	-	<0.0008	<0.0008
クロルニトロフェン (CNP)	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	<0.0001	-	-	<0.0001	<0.0001
トルエン	0.6 mg/L	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	-	<0.06	-	-	<0.06	<0.06
キシレン	0.4 mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	-	<0.04	-	-	<0.04	<0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	-	<0.003	-	-	<0.003	<0.003
ニッケル	-	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	<0.001	-	-	<0.001	<0.001
モリブデン	0.07 mg/L	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	-	<0.007	-	-	<0.007	<0.007
アンチモン	0.02 mg/L	0.005	<0.002	<0.002	<0.002	-	<0.002	-	-	<0.002	<0.002
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全マンガン	0.2 mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウラン	0.002 mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

備考1 - は測定していないことを示す。

備考2 < は報告値下限値未満を示す。

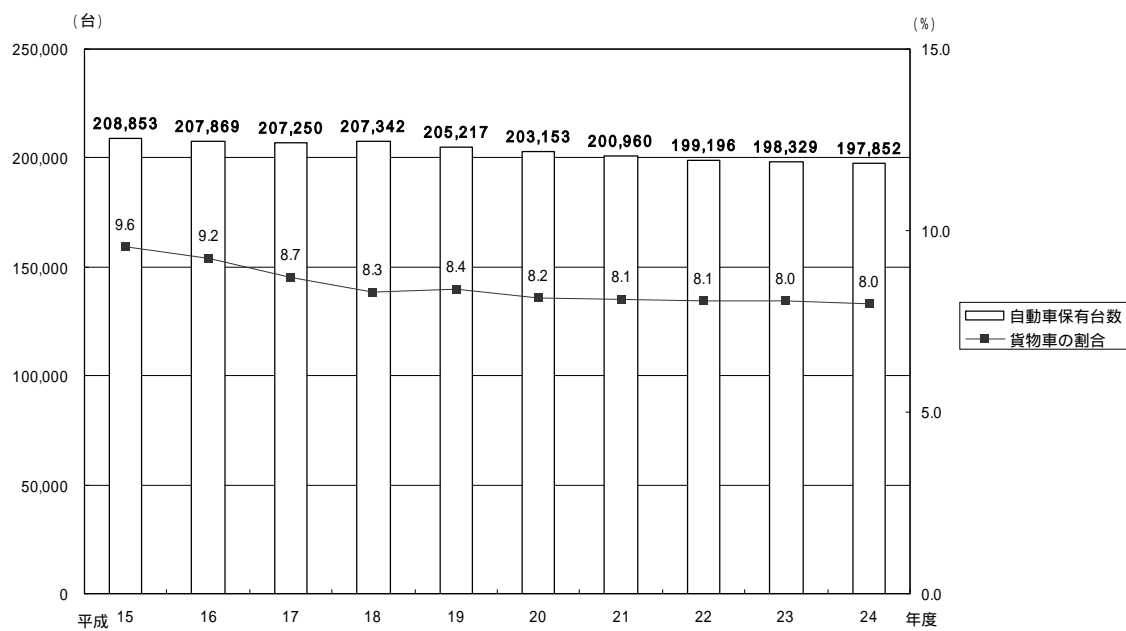
備考3 「概況」は概況調査（本市の地下水の水質の概況を把握するための調査）を示し、「継続監視」は継続監視調査（過去の調査で環境基準を超えた項目を継続的にモニタリングするための調査）を示す。

備考4 「人の健康の保護に関する項目」の指針値 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について（平成21年11月30日 環境省水・大気環境局長）

# 騒音・振動（自動車）

## 自動車保有台数

図 自動車保有台数の推移

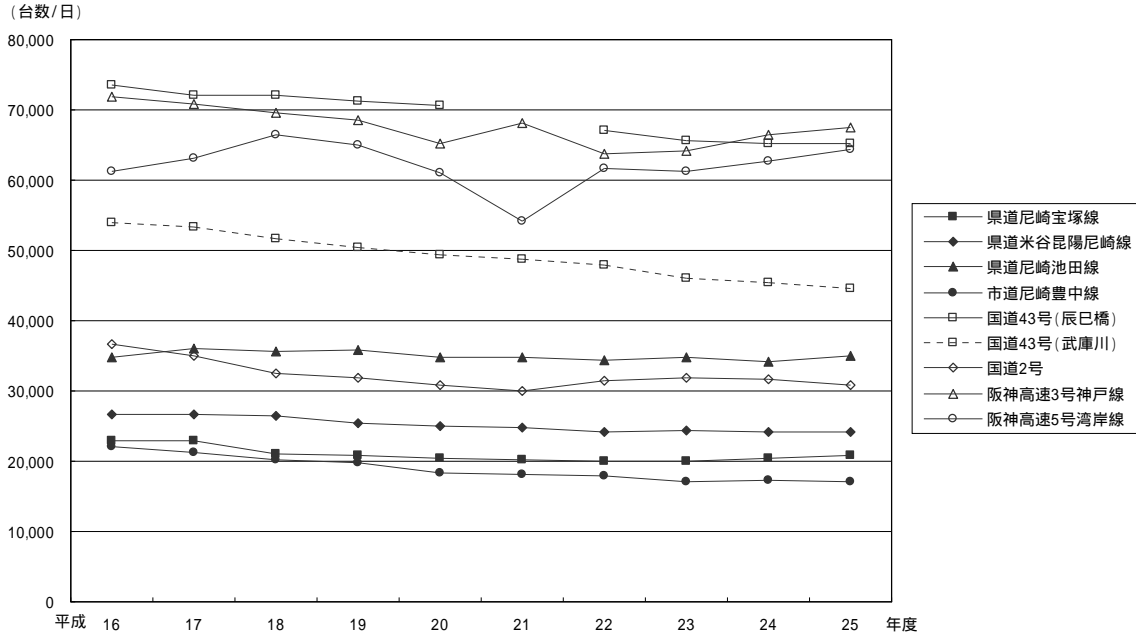


備考 1 尼崎市統計書平成 24 年度版より作成

## 日平均交通量

国道43号、国道2号と阪神高速3号神戸線において、近年増加傾向にあり、その他の主要幹線道路においてはほぼ横ばい、または緩やかな減少傾向にあります。

図 日平均交通量の推移



備考1 国道43号線(辰巳橋)の数値については、機器の故障等により平成20年度：4月から9月まで、平成21年度：欠測、平成22年度：4月から翌年2月まで、平成23年度：4月から翌年2月までの期間の測定結果である。

## 騒音に係る監視・測定結果

表 道路に面する地域における騒音に係る環境基準の達成状況

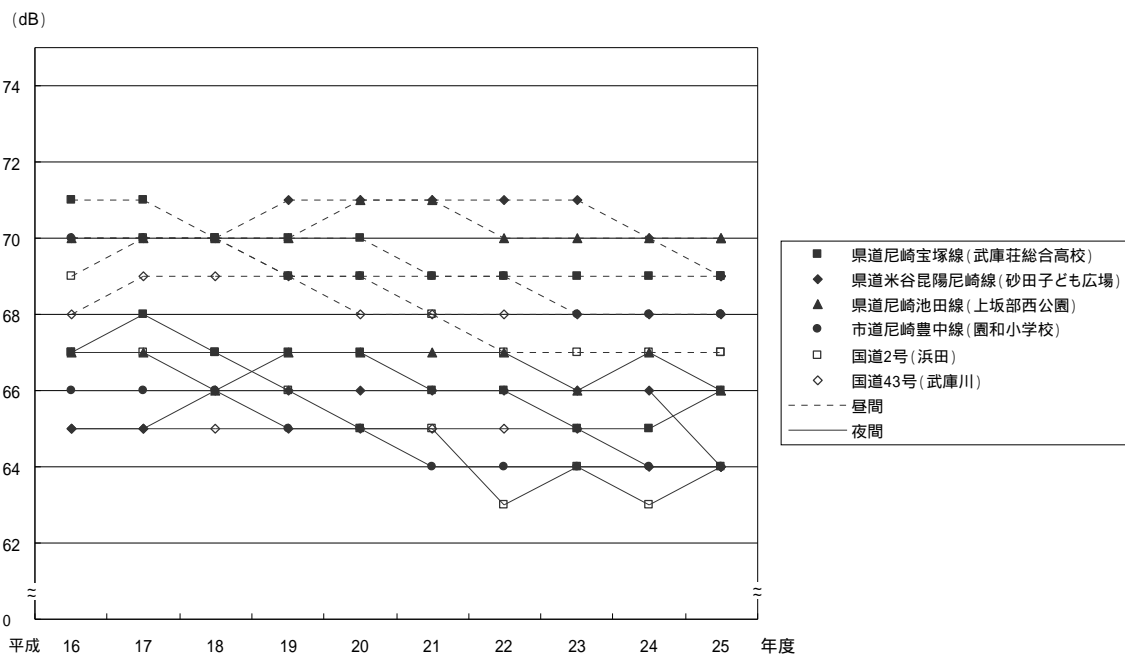
区分	環境基準	(武庫荘総合高校) 県道尼崎宝塚線	(砂田子ども広場) 県道米谷昆陽尼崎線	(上坂部西公園) 県道尼崎池田線	(園和小学校) 市道尼崎豊中線	国道2号 (浜田)	国道43号 (武庫川)
昼間	70	69	69	70	68	67	68
夜間	65	66	64	66	64	64	64

(単位：dB)

備考1 (灰色の塗りつぶし)については、環境基準の非達成を示す。

## 騒音の推移

図 騒音 (L<sub>Aeq</sub>) の推移

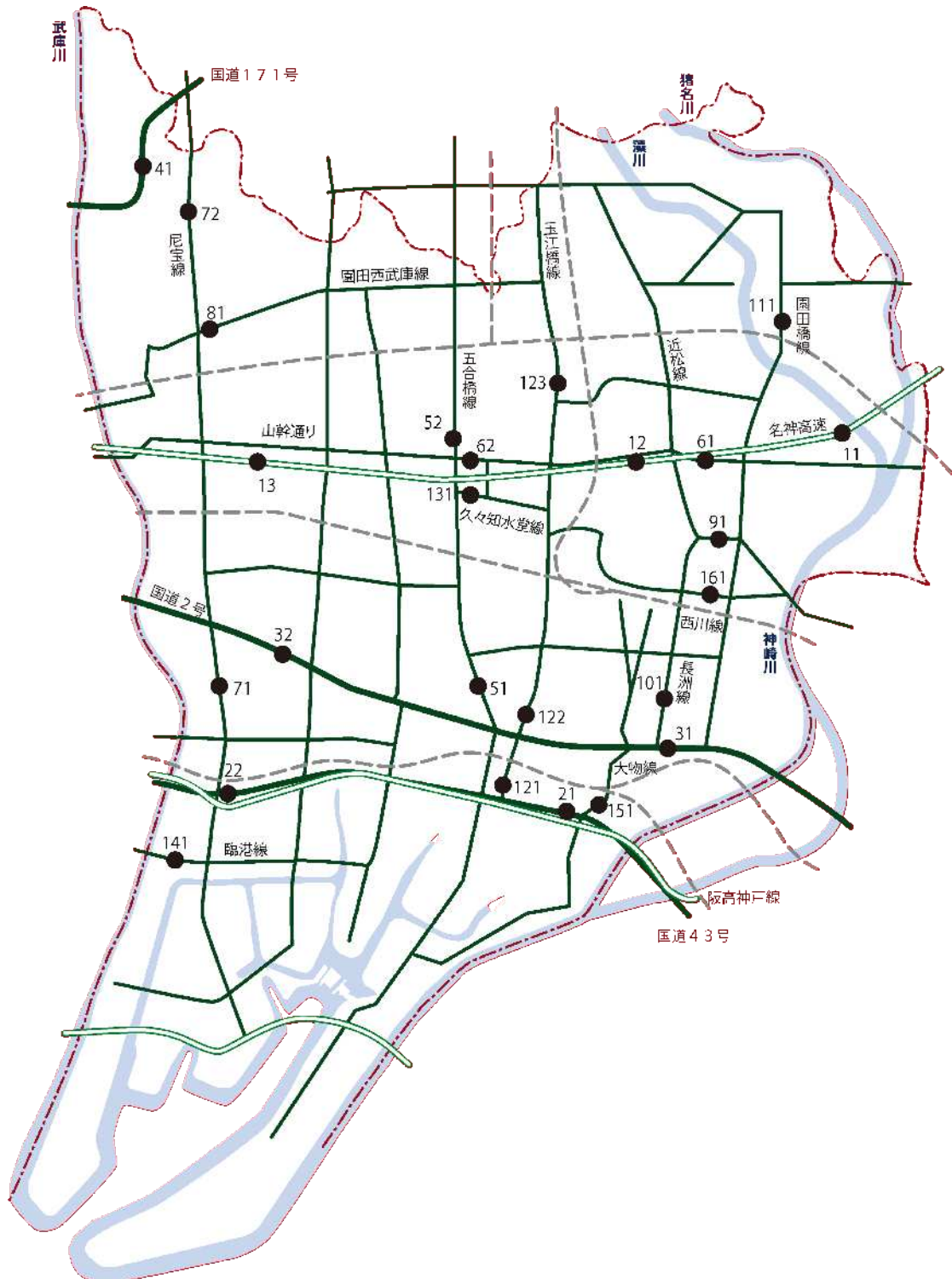


備考 1 県道米谷昆陽尼崎線 (砂田子ども広場)、国道 43 号 (武庫川) は通年測定。その他は、年間約 3 ヶ月間の測定の結果である。



騒音・振動・交通量に係る定点調査・測定結果

図 主要幹線道路自動車騒音等測定地点



備考1 数字は地点番号

表 調査地点の騒音・振動・交通量結果

路線 番号	道路名	地点 番号	測定場所	車線数	用途地域	騒音 L <sub>Aeq</sub> (dB)			振動 L <sub>10</sub> (dB)			交通量 (台)				大型車混入率 (%)		速度 (km/h)		備考
						昼間	夜間	日平均	昼間	夜間	日平均	昼間	夜間	日平均	前年比	昼間	夜間	大型	小型	
1	名神高速	11	弥生ヶ丘町1	4	第2種住居地域	69	66	68	-	-	-	45,038	6,981	52,019	0.99	21.9	46.1	-	-	
		12	久々知2-29-13	4	工業地域	66	62	65	-	-	-	44,813	7,796	52,609	1.02	22.2	47.1	-	-	
		13	水堂町1-11-18	4	第1種住居地域	68	64	67	43	42	43	38,032	5,862	43,894	0.99	20.8	45.8	-	-	
2	国道43号	21	南城内2-35	6	準工業地域	69	66	68	-	-	-	(3,516)	-	-	-	(33.4)	-	(49.9)	(50.9)	
		22	武庫川町1-25	6	準住居地域	67	64	66	43	41	42	(2,547)	-	-	-	(30.3)	-	(46.1)	(44.4)	
3	国道2号	31	杭瀬本町3-3	4	近隣商業地域	68	65	67	35	31	33	(2,067)	-	-	-	(10.2)	-	(45.3)	(45.9)	
		32	大庄北5-2	4	近隣商業地域	67	64	66	-	-	-	(1,752)	-	-	-	(12.0)	-	(49.8)	(51.2)	
4	国道171号	41	西昆陽1-26	4	準住居地域	68	65	67	33	30	31	(2,172)	-	-	-	(14.0)	-	(46.4)	(49.2)	
5	五合橋線	51	東難波町3-20	4	準住居地域	68	63	67	43	36	39	(1,278)	-	-	-	(17.6)	-	(43.2)	(48.1)	
		52	南塚口町7-17	4	準住居地域	65	60	64	38	31	34	(1,275)	-	-	-	(10.5)	-	(46.5)	(47.1)	
6	山幹通り	61	下坂部3-21-18	4	準工業地域	68	63	67	41	37	39	(1,398)	-	-	-	(8.6)	-	(50.7)	(52.1)	
		62	南塚口町6-10	6	工業地域	67	64	66	-	-	-	(2,094)	-	-	-	(8.5)	-	(40.9)	(42.4)	
7	尼宝線	71	大庄西町2-4	4	準住居地域	65	61	64	42	35	38	(879)	-	-	-	(23.7)	-	(47.5)	(50.6)	
		72	武庫之荘8-31	4	第2種住居地域	68	66	68	43	39	41	(1,293)	-	-	-	(23.9)	-	(51.8)	(54.7)	
8	園田西武庫線	81	武庫之荘3-16	2	第1種住居地域	64	58	63	30	<30	<30	(708)	-	-	-	(10.6)	-	(40.9)	(46.3)	
9	近松線	91	次屋2-3-1	4	工業地域	65	61	64	39	33	36	(669)	-	-	-	(7.2)	-	(40.6)	(41.9)	
10	長洲線	101	長洲東通2-12-1	4	第1種住居地域	66	60	65	39	<30	34	(756)	-	-	-	(17.5)	-	(44.8)	(46.4)	
11	園田橋線	111	東園田町4-79	4	第1種住居地域	67	63	66	42	36	39	(1,254)	-	-	-	(16.3)	-	(43.4)	(44.7)	
12	玉江橋線	121	開明町1-80	4	第2種住居地域	69	66	69	47	44	46	(696)	-	-	-	(44.4)	-	(19.8)	(24.0)	平成 23 年度実施
		122	東難波町5-29-55	6	工業地域	67	64	66	47	41	44	(1,578)	-	-	-	(28.7)	-	(46.7)	(48.1)	
		123	東塚口町2-2	2	第1種住居地域	70	66	68	-	-	-	(2,127)	-	-	-	(21.0)	-	(43.7)	(44.0)	
13	久々知水堂線	131	名神町1-2-32	4	準工業地域	66	62	65	-	-	-	(903)	-	-	-	(15.9)	-	(41.8)	(46.5)	
14	臨港線	141	元浜町5-71-1	4	第1種住居地域	68	62	67	44	40	42	(900)	-	-	-	(27.0)	-	(42.4)	(50.0)	平成 23 年度実施
15	大物線	151	大物町1-8-18	4	準工業地域	70	63	68	-	-	-	(909)	-	-	-	(30.0)	-	(44.1)	(49.1)	平成 24 年度実施
16	西川線	161	浜1-3-1	4	第1種住居地域	68	62	66	-	-	-	(936)	-	-	-	(18.9)	-	(44.5)	(46.3)	平成 24 年度実施

備考1 (灰色の塗りつぶし)については、環境基準を達成していないことを示す。

備考2 -は測定していないことを示し、<は測定下限値未満を示す。

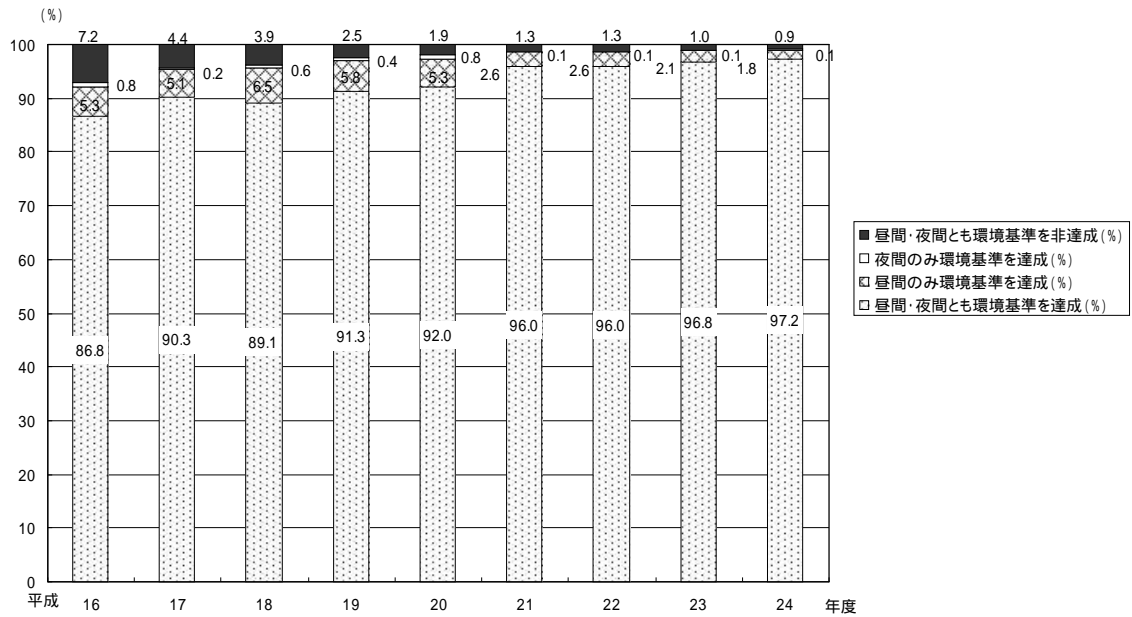
備考3 ( )については、10時台・14時台における10分交通量からの推計値

備考4 騒音・大型車混入率の時間区分は、昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～午前6時、振動の時間区分は、昼間：午前8時～午後7時、夜間：午後7時～午前8時

備考5 騒音における環境基準は、昼間70dB、夜間65dB、要請限度は、昼間75dB、夜間70dBである。

## 騒音に係る面的評価結果

図 面的評価結果



備考 1 定点調査を行った 16 路線が評価対象である。

備考 2 1 路線につき 5 年ごとの評価となる。

備考 3 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

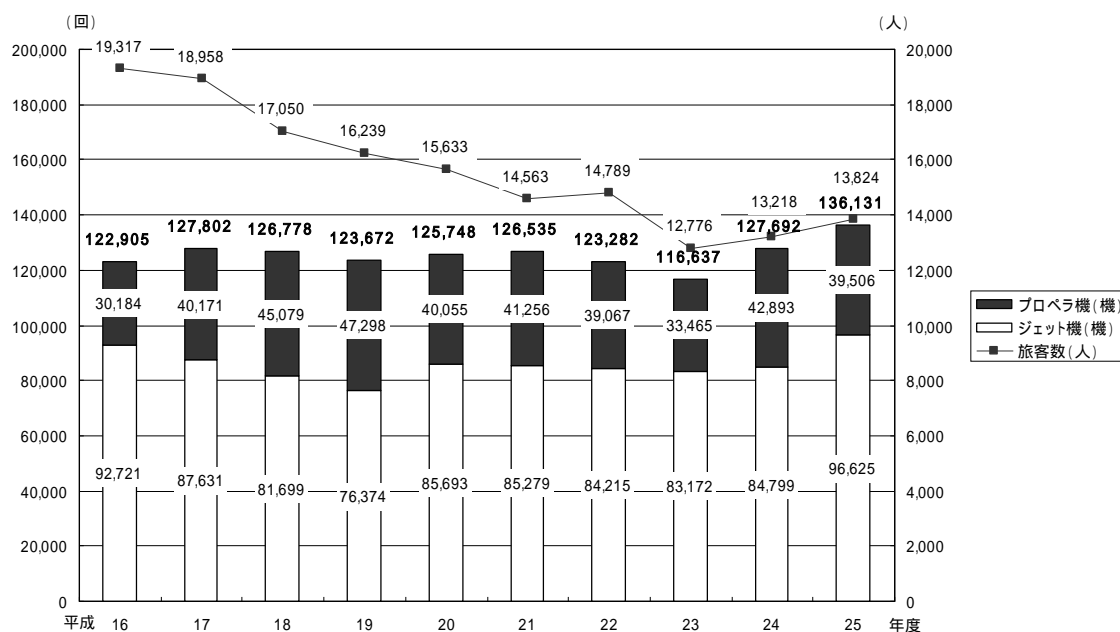
## 騒音（航空機）

### 大阪国際空港の概要

現空港の施設能力は、317 haの空港敷地に1,828 mと3,000 mの2本の滑走路を有しており、年間の処理能力は175,000発着です。

平成 25 年度の航空機の年間発着回数は136,131回（373回/日）で、平成 24 年度に比べ約 9.5 %の増便となっています。このうちジェット機の発着回数は96,625回（265回/日 臨時便、空港での点検・整備を含む。）となっています。

図 大阪国際空港の発着回数・旅客数

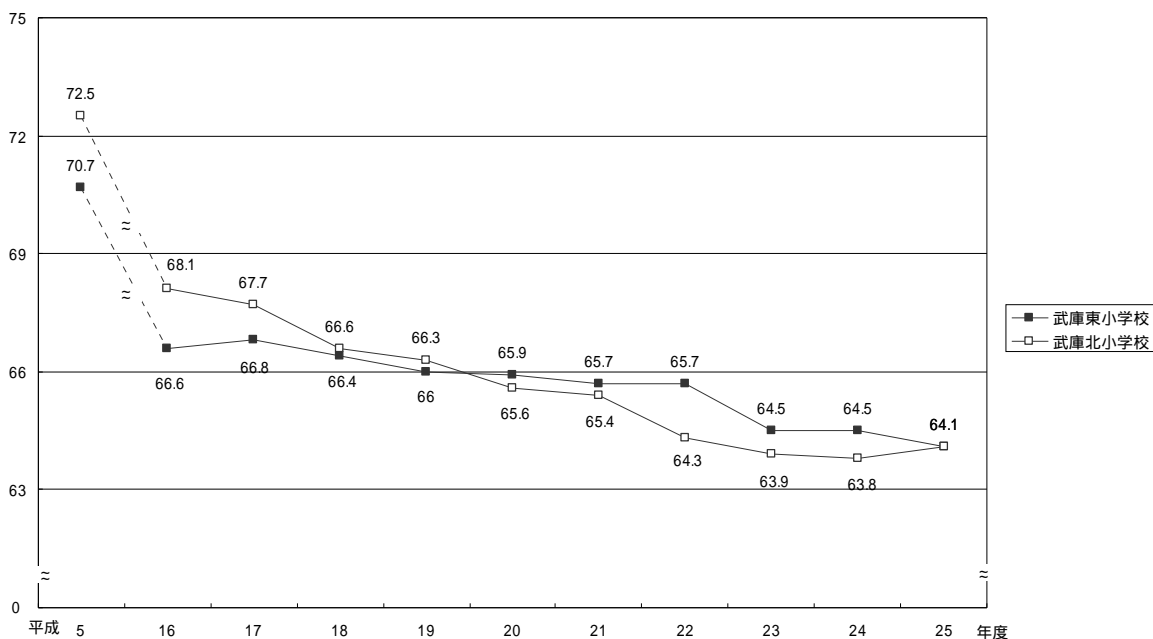


備考 1 平成 23 年度の発着回数の減少は東日本大震災の影響と考えられる。

## 定点調査・測定結果

### ・加重等価平均感覚騒音レベル（WECPNL）

図 騒音の推移



備考 1 WECPNL は、騒音レベル平均と航空機の離着陸の時間帯や回数を考慮し、人の感覚に近づけた単位。

備考 2 平成 5 年度は関西国際空港開港（平成 6 年 9 月）前年度にあたる。

備考 3 平成 17 年度からは武庫荘高校廃校に伴い、武庫北小学校で測定を開始。

### ・時間帯補正等価騒音レベル（ $L_{den}$ ）

平成 25 年度から航空機騒音の評価方法が WECPNL から  $L_{den}$  へと変更されています。平成 25 年度においては両地点において環境基準を達成していました。

表 航空機騒音に係る環境基準の達成状況

環境基準	武庫東小学校	武庫北小学校
57	48	50

（単位：dB）

### 機種別の騒音状況

本市では、武庫地域振興センターにおいて年に 1 度、1 日の始発便から最終便までの航空機騒音を測定しています。発着枠の種類に応じてジェット機、低騒音ジェット機、プロペラ機の 3 つの区分に分けて  $L_{den}$  を算出しました。平成 25 年度の結果は次のとおりです。

表 発着枠別の航空機騒音

ジェット機	低騒音ジェット機	プロペラ機
50	49	41

（単位：dB）

備考 1 時間帯ごとの重み付けは行っていない。

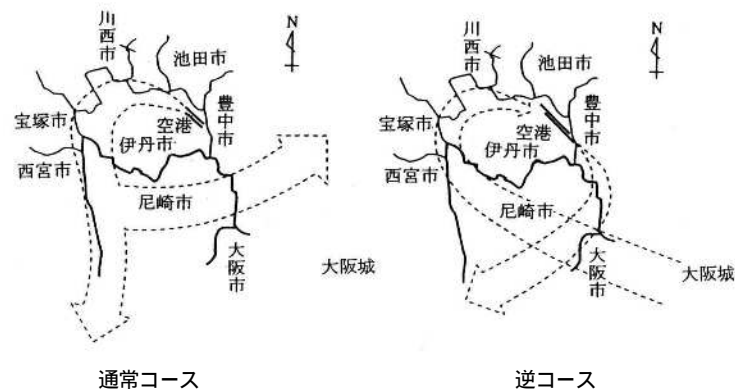
## 飛行コース

航空機は、揚力をつけるため風に向かって離陸するが、東又は南よりの風で風速5ノット(約2.5 m/s)以上になると通常コースと逆方向の発着となります。

通常コースでは本市域においては、県道尼崎宝塚線を中心とする武庫地区が特に離陸機の騒音の影響を受けています。逆発着時においては航空機が本市上空を低空で飛行するため、本市の北部及び東部地域が騒音の影響を受けます。

逆発着の発生する日数の頻度は、平成23年度は7.7%(1.4%)、平成24年度は11.5%(1.4%)、平成25年度は7.1%(2.0%)で、春から夏にかけて多いです。( )内は、航空機数に対する割合)

図 飛行コース



## 大阪国際空港における騒音対策

表 大阪国際空港における騒音対策

発生源対策	機材改良	低騒音機の導入	
		現用機エンジンの低騒音改良	
	便数規制	370回/日(ジェット機200回/日・プロペラ機140回/日・プロペラ機枠CRJ30回/日)	
	運行方式の改良	運用時間の短縮(7時~21時の運行) 騒音軽減運航方式(急上昇方式等)	
空港周辺対策	土地利用 (本市は対象外)	立地規制	
		計画的土地利用 (空港周辺整備計画)	緩衝緑地帯等の整備 空港周辺再開発等
	補償等	防音工事	教育施設等の防音工事 民間防音工事 (本市は平成12年4月1日より対象外)
		共同利用施設整備(本市は平成23年4月1日より対象外)	
		テレビ受信料助成等(本市は平成17年4月1日より対象外)	
		移転補償(本市は対象外)	

備考1 太文字は本市で実施されている対策内容を示す。

## 騒音・振動（新幹線）

### 山陽新幹線の概要

山陽新幹線は、昭和 47 年 3 月 15 日に新大阪から岡山間で営業を開始し、昭和 50 年 3 月 10 日に博多までの全線が開通しました。また、平成 23 年 3 月から九州新幹線と相互乗り入れを専用車両で開始しました。山陽新幹線は、阪神間の住宅が密集する市街地を通過するため、列車走行に伴う騒音・振動が沿線住民の生活環境に大きな影響を与えています。

表 本市における山陽新幹線の運行状況

距離	陸地部		河川部		通過列車本数 (定期)	列車速度 (km/h)		運行時間帯	
	住居系	工業系	神崎川	武庫川		上り	下り	上り	下り
6,104m	4,195 m	1,360 m	400 m	149 m	209 本/日	191 ~ 222	205 ~ 224	6:21 ~ 23:37	6:00 ~ 23:25
	5,555 m		549 m						

備考 1 通過列車本数は臨時・季節列車・回送を除く。(平成 25 年 3 月 31 日 ダイヤ改正時 新大阪 姫路間)

備考 2 列車速度は平成 24 年の実測で、測定地点ごとに平均速度を算出し、最高・最低速度を掲載

備考 3 運行時間帯は時刻表の新大阪駅発着時刻 (平成 25 年 3 月 31 日 ダイヤ改正時 新大阪 姫路間)

### 騒音・振動の監視・測定結果

表 新幹線鉄道騒音に係る環境基準・振動に係る指針値の達成状況

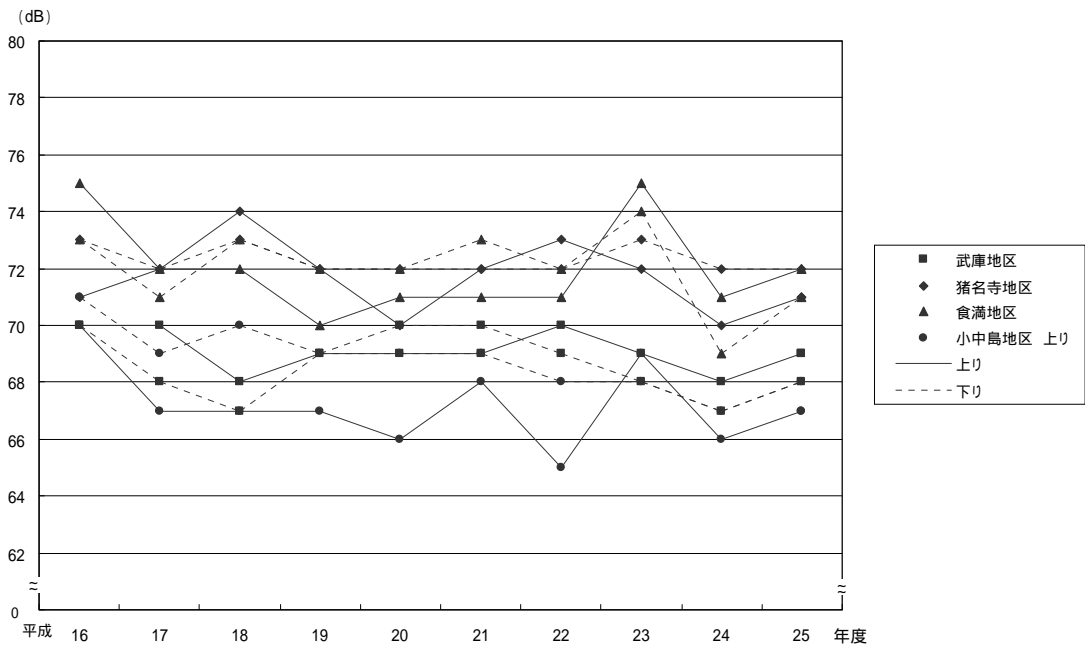
区分 地区名	上下線側の別	騒音 (dB)			振動 (dB)			列車速度 (km/h)
		12.5 m	25 m	50 m	12.5 m	25 m	50 m	
武庫地区	上り	69	66	63	55	53	48	222
	下り	68	69	64	56	52	49	224
猪名寺地区	上り	71	70	65	53	51	49	221
	下り	72	71	68	53	49	46	224
食満地区	上り	72	69	65	55	56	53	218
	下り	71	69	67	61	58	49	223
小中島地区	上り	67	62	59	62	57	51	191
	下り	68	63	61	57	53	49	205

備考 1 (灰色の塗りつぶし) については、環境基準 (70 dB) を達成していないことを示す。

備考 2 振動の環境保全上緊急を要する対策指針値は 70 dB

# 騒音の推移

図 騒音の推移（軌道中心から 12.5 m の地点の結果）





## これまでの対策

表 山陽新幹線における環境対策実施状況

区分	項目	内容
発生源対策	車両の改良	軽量車両への転換
	弾性枕木の設置	小中島地区 24 m (平成 7 年度) 54 m (平成 9 年度) 瓦宮地区 120 m (平成 14 年度) 瓦宮、食満地区 474 m (平成 4 年度) 123 m (平成 5 年度) 食満地区 108m (平成 6 年度) 食満、南清水地区 1,540 m (平成 2 年度) 武庫、食満、南清水地区 1,094 m (平成 3 年度) 武庫地区 977 m (平成元年度)
	バラストマットの敷設	神崎地区 400 m(昭和 51 年度)、80 m (平成 16 年度) 100 m (平成 19 年度) 善法寺地区 179 m (平成 20 年度) 小中島地区 50 m (平成 22 年度) 瓦宮地区 506 m (昭和 51 年度～平成元年度)、186 m (平成 17 年度) 食満地区 240 m (昭和 47 年度) 110 m (平成 6 年度) 177 m (平成 21 年度) 143 m (平成 22 年度) 251 m (平成 23 年度) 164 m (平成 24 年度) 猪名寺地区 38 m (平成 22 年度) 100 m (平成 24 年度) 武庫地区 193 m (平成 2 年度) 44 m (平成 6 年度) 120 m (平成 8 年度)
	レールの研磨	全線にわたり、レールの平坦性を保つために研磨 (年 1 回)
	運行方法の改善	騒音、振動の継続時間の短い短編成列車の運行 (昭和 62 年度)
	防音壁等の設置	側壁に吸音板の内張り (昭和 49 年度完成) 側壁 (軌道面から高さ 1.3 m) の上に高さ 1 m の防音壁を日照問題のある部分を除き、ほぼ全線に設置 (昭和 53 年度、平成 6 年度) 防音壁上に音の干渉作用を利用したラムダ型防音壁の設置 (昭和 61 年度、平成 2 年度)
周辺対策	民家防音工事助成	昭和 53 年度から、80 dB を超える家屋 646 戸、75～80 dB の家屋 1,207 戸について実施
	教育施設防音工事助成	沿線の園田小学校 (昭和 59 年度) 園田中学校 (昭和 59 年度) 小田北中学校 (昭和 60 年度) について実施
	民家防振工事助成	振動対策指針値 70 dB を超える家屋について実施 (昭和 59 年度) 2 棟 5 戸
	電波障害対策	昭和 53 年度に共同受信施設の工事を実施、平成 20 年度ケーブル TV に切替え
	振動実害補償	振動による被害の申し出のあった住宅のうち、65 dB 以上等の要件を満たす 5 戸について旧国鉄が実施

## 土壌

---

### 土壌汚染対策の経緯

土壌汚染は、揮発性有機化合物や重金属類を含む原材料等の不適切な取扱による漏出やこれらの物質を含んだ排水が地下に浸透することが主な原因となって引き起こされると考えられています。土壌は、いったん汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるといった特徴があります。また、土壌汚染による人の健康への影響については、汚染された土壌に直接ふれたり、口にしたりする直接摂取によるリスクと、汚染土壌から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用するなどの間接的なリスクが考えられます。

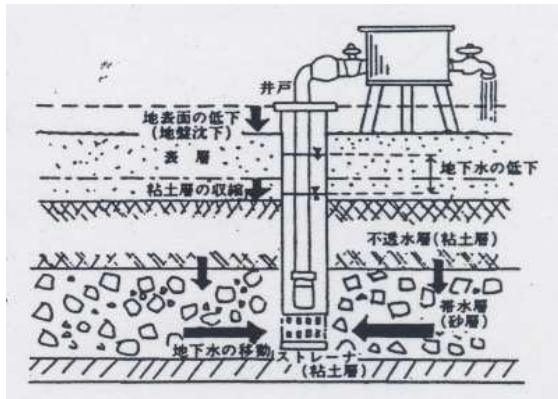
平成 3 年 8 月に、環境基本法に基づき「土壌の汚染に係る環境基準」が定められ、平成 11 年 1 月には、土壌汚染等の調査対策を進めるための指針として「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針及び運用基準」が策定され、自主的な調査・対策実施の条件が整備されてきました。

さらに、土壌汚染の状況の把握及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置等を定めた土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）が平成 15 年 2 月 15 日に施行されました。

同法の施行から 6 年が経過し、同法に基づく土壌汚染の調査・対策とは別に、一般の土地取引等の際に、自主的に土壌汚染の調査、対策が広く実施されるようになり、また汚染土壌が不適正に処理される事例も明らかになってきました。こうした現状を鑑み、土壌汚染対策法が一部改正され平成 22 年 4 月 1 日に施行されました。このようなことから、土壌汚染の状況調査及びその汚染対策については法に基づき実施されるほか、工場跡地売却時や工場・事業場における ISO14001 認証取得などのための自主調査など、近年活発に行われるようになってきました。

## 地盤沈下

### 地盤沈下の仕組み



地盤沈下の仕組み

地下水を農業用水や工業用水として長期にわたり過剰に揚水したり、建設（掘削）工事現場等で地下水を排除した結果、粘土層の中の間隙水がしぼり出され、粘土層が脱水し、圧密されて収縮します。これが地表における地盤沈下となって現れます。

本市では、昭和40年代前半まで地盤沈下が続いていましたが、その後は一部地域を除いて沈静化の傾向にあります。

### 水準測量の結果

表 水準測量結果

測量水準点数	平成21年度との標高差 (cm)		
	最高沈下量	最低沈下量	平均沈下量
117点	- 6.08	+ 0.90	+ 0.057

備考1 結果は平成24年度の測量結果である。

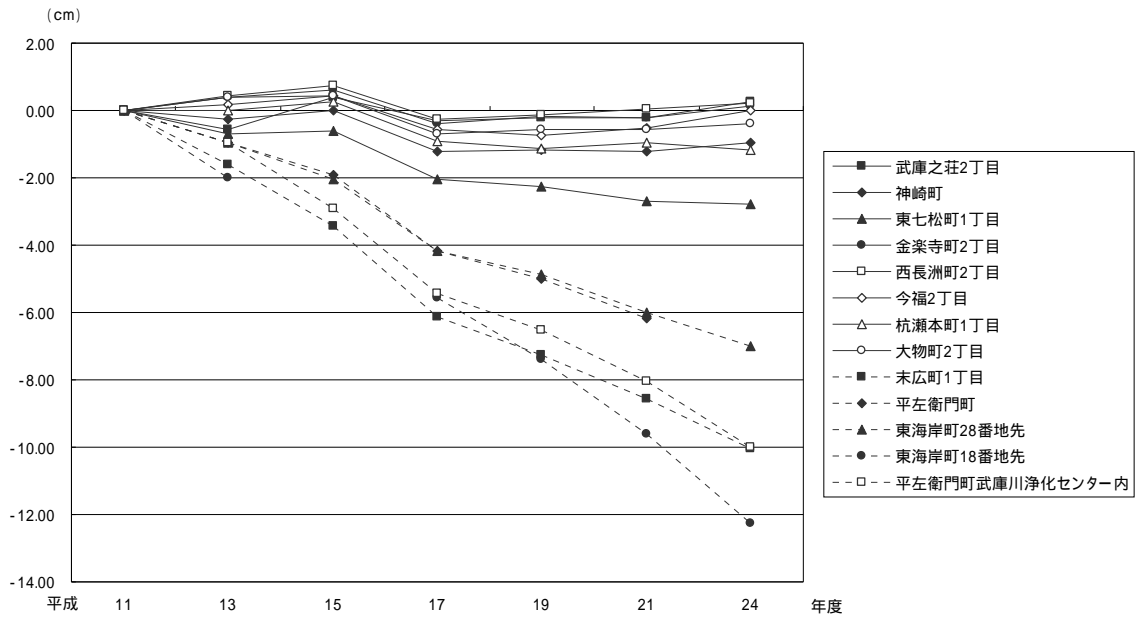
備考2 地盤が沈下した場合マイナス表記、隆起した場合プラス表記とする。

表 主な水準点の累計沈下量

地区	測定地点	測定開始年度	累計沈下量 (cm)	標高 (m)						
				平成11年度	平成13年度	平成15年度	平成17年度	平成19年度	平成21年度	平成24年度
北部	武庫之荘2丁目	昭和26年度	14.17	8.0522	8.0464	8.0561	8.0493	8.0500	8.0501	8.0550
中部	神崎町	昭和7年度	101.77	3.2080	3.2054	3.2082	3.1960	3.1963	3.1957	3.1984
	東七松町1丁目	昭和34年度	40.57	2.5901	2.5830	2.5838	2.5695	2.5674	2.5630	2.5621
	金楽寺町2丁目	昭和7年度	147.83	3.2935	3.2975	3.2995	3.2895	3.2916	3.2915	3.2950
南部	西長洲町2丁目	昭和7年度	162.03	1.0741	1.0784	1.0816	1.0715	1.0727	1.0744	1.0761
	今福2丁目	昭和7年度	155.33	1.3701	1.3719	1.3745	1.3643	1.3625	1.3648	1.3702
	杭瀬本町1丁目	昭和7年度	225.94	0.6508	0.6506	0.6535	0.6415	0.6396	0.6411	0.6390
	大物町2丁目	昭和7年度	220.71	1.8219	1.8257	1.8263	1.8150	1.8161	1.8164	1.8182
臨海部 (埋立地)	末広町1丁目	昭和26年度	140.23	6.2764	6.2602	6.2419	6.2149	6.2037	6.1908	6.1758
	平左衛門町	昭和41年度	81.19	5.6368	5.6274	5.6175	5.5951	5.5866	5.5750	5.3798
	東海岸町28番地先	昭和49年度	54.78	4.3010	4.2916	4.2804	4.2592	4.2524	4.2411	4.2308
	東海岸町18番地先	昭和49年度	122.52	3.5847	3.5649	3.5666	3.5309	3.5127	3.4901	3.4637
	平左衛門町 (武庫川浄化センター内)	昭和53年度	55.48	5.1194	5.1098	5.0902	5.0650	5.0542	5.0391	5.0195

備考1 累計沈下量は測定開始年度から直近測定年度までの累計量

図 主な水準点の累計沈下量



備考1 平成11年度を基準として沈下量の累計を示している。

地盤変動量・地下水位の推移

表 地盤変動量・地下水位の推移

測定地点	項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
旧ゲンゼ工場	地盤変動量	-0.61	+0.07	-0.07	-0.03	+0.13	-0.01	-0.06	-0.09	+0.12	0.00
	(mm)	-10.11	-0.29	-0.74	-0.12	-0.09	-0.03	-0.01	-0.03	-0.02	+0.01
旧ゲンゼ工場	平均水位	16.03	15.97	16.53	16.49	16.31	16.21	15.85	13.61	15.15	14.66
中浜町	(m)	4.71	4.46	4.95	4.81	4.54	4.13	3.67	3.82	4.14	4.27

備考1 変動量については沈下・低下した場合にはマイナス表記、隆起・上昇した場合にはプラス表記とする。

## ダイオキシン

### 監視・測定結果

表 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準の達成状況

項目	環境基準	開明庁舎	庄下川橋	尾浜大橋	尾浜橋	南豊池橋
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.017	-	-	-	-
水質	1 pg-TEQ/L	-	0.14	0.050	0.31	0.045
水底の底質	150 pg-TEQ/g	-	43	0.38	12	0.46
土壌	1000 pg-TEQ/g	4.0	-	-	-	-

備考1 大気については、平成25年度は南部（城内高校）が学校耐震化工事のため、近隣の開明庁舎で測定を実施した。

備考2 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準

<http://www.env.go.jp/kijun/dioxin.html>

### ダイオキシン類の推移

表 ダイオキシン類濃度の推移

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
大気 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	城内高校	-	-	-	-	-	-	0.054	0.033	0.027	-
	開明庁舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.017
	小田南中学校	0.099	0.037	0.12	0.045	0.048	0.026	-	-	-	-
	尼崎東高校	0.078	0.012	0.051	0.044	0.036	0.020	0.030	-	-	-
水質 (pg-TEQ/L)	庄下川橋	0.28	0.065	0.34	0.20	0.20	0.29	0.22	0.16	0.30	0.14
	尾浜大橋	0.10	0.065	0.075	0.059	0.080	0.099	0.068	0.040	0.036	0.050
	尾浜橋	0.45	0.066	0.20	0.16	0.32	0.26	0.17	0.38	0.20	0.31
	南豊池橋	0.11	0.065	0.083	0.055	0.14	0.049	0.083	0.060	0.032	0.045
水底の底質 (pg-TEQ/g)	庄下川橋	1.3	0.39	7.2	5.7	6.4	11	4.4	2.4	11	43
	尾浜大橋	0.59	0.40	0.54	1.4	0.40	0.33	0.46	0.47	0.31	0.38
	尾浜橋	2.0	0.40	6.7	13	5.4	9.9	8.0	7.6	5.1	12
	南豊池橋	0.94	0.40	3.3	1.3	1.5	0.79	0.68	0.58	0.58	0.46
土壌 (pg-TEQ/g)	城内高校	-	-	-	-	-	0.92	0.76	1.3	3.1	4.0

備考1 - は測定していないことを示す。

備考2 大気については、平成22年度の尼崎東高校の廃校により、測定を停止。平成23年度からは測定地点を2地点から1地点へ変更したが、測定回数を年2回から年4回とした。

備考3 大気については、平成25年度は南部（城内高校）が学校耐震化工事のため、近隣の開明庁舎で測定を実施した。

## 環境保全協定

昭和初期に南部臨海地域の埋め立てが進み、火力発電所や大規模工場が集中的に建設され、本市は鉄と電力の街として栄えた一方で、工場等の煙突から排出される降下ばいじんや二酸化硫黄が急増しました。

昭和40年代に入ると、石炭から重油への燃料転換により、降下ばいじん量は減少しましたが、硫黄酸化物による汚染が深刻化しました。このような状況を解決するために、硫黄酸化物の環境基準の早期達成に向けて昭和44年に兵庫県・尼崎市・市内62社3企業団地の3者で大気汚染防止協定を締結しました。その後、時代や社会的状況に応じて協定の内容を強化・更新し、平成18年2月には、地球温暖化や省エネルギー、廃棄物の増大等の新たな環境課題に対応するため、協定の一部改定を行うとともに、名称を環境保全協定に変更しました。平成21年4月には中核市への移行に合わせて尼崎市と事業者の2者で環境保全協定を締結し、事業者が環境課題に自主的かつ率先的に取り組むとともに、それらの内容についてより積極的に情報公開を行うことなどを新たに盛り込みました。平成25年度の締結工場は34社35事業所でした。

表 環境保全協定内容

協定名	年月日	事業所数	主な内容	
大気汚染防止協定	昭和44年 6月30日 9月24日	62社69事業所 3企業団地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硫黄酸化物の抑制</li> <li>・集中被害を避けるための高煙突化・新設時の事前協議制</li> <li>・市の立入権限</li> </ul>	
公害防止協定	第1次	昭和47年 2月16日	66社73事業所 3企業団地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硫黄酸化物を工場重合着地濃度で規制</li> <li>・自主測定の強化</li> <li>・損害補償の明確化</li> <li>・住民参加</li> <li>・違反工場の公表</li> </ul>
	第2次	昭和50年 3月28日	62社67事業所 2企業団地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気、水質、騒音、振動、産業廃棄物の分野の総合協定となる</li> <li>・窒素酸化物を新たに対象とする</li> <li>・排煙監視テレメータ装置の設置（16社19工場）</li> <li>・設備指導基準の導入</li> <li>・事業者ごとに硫黄酸化物の協定値を設定し、総排出量を抑制</li> </ul>
	第3次	昭和58年 3月23日	52社56事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地整備、工場地の景観の確保、工場跡地利用、自動車公害の防止を加えて環境全般の総合協定となる</li> <li>・窒素酸化物の総量抑制（増加も認める）</li> <li>・水質汚濁防止対策として、COD、BOD、SSに加えて窒素、燐も低減に努める</li> </ul>
環境保全協定	第1次	平成18年 2月28日	41社42事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染、水質汚濁等の産業型公害への対応</li> <li>・新たな課題への対応（自動車公害問題、土壌汚染問題、アスベスト問題など）</li> <li>・情報公開の取組</li> </ul>
	第2次	平成21年 4月1日	36社37事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核市への移行に伴い、兵庫県、尼崎市及び事業者の三者から尼崎市と事業者の二者で協定締結</li> <li>・環境管理の徹底</li> <li>・事故時等の臨機応変な対応</li> <li>・情報公開の推進</li> </ul>

## 公害に関する苦情・相談

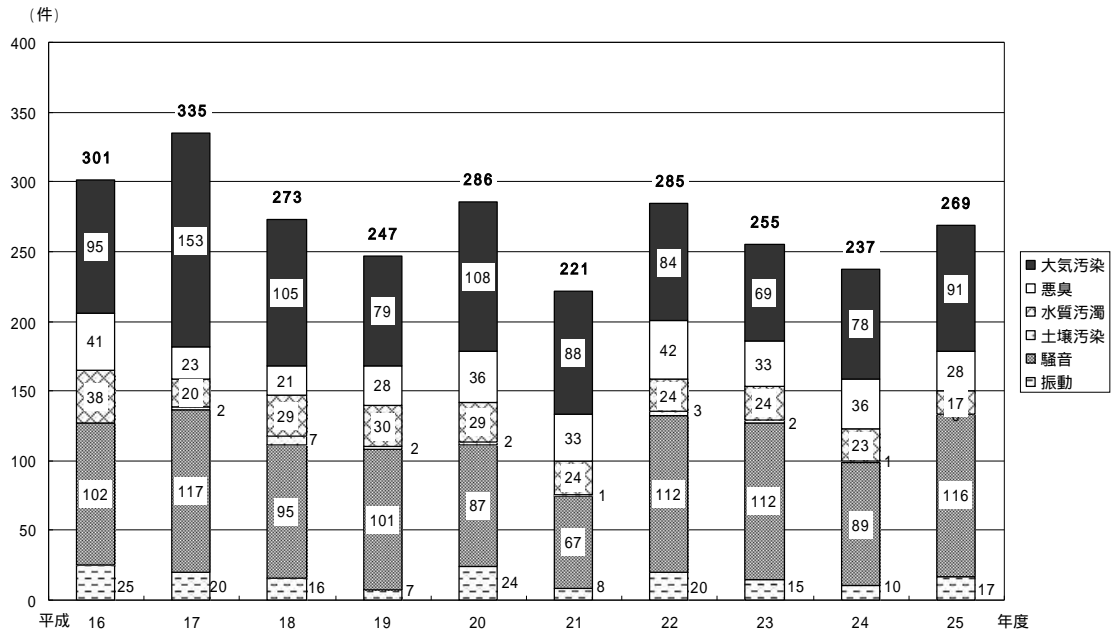
平成 25 年度に市民から寄せられた公害に関する苦情は、269 件であり、平成 24 年度と比較して 14%（32 件）増加しました。

公害の種類別にみると、騒音に関する苦情が全体の 43%（116 件）と最も多く、次いで、大気汚染が 34%（91 件）、悪臭が 10%（28 件）と続いています。

被害の種類別にみると、「感覚的・心理的」が 88%（236 件）と最も多く、次いで、「健康」が 7%（19 件）、「財産」が 4%（12 件）、その他が 1%（2 件）となっています。

被害の発生地域別にみると、住居専用地域が 38%（103 件）と最も多く、次いで住居地域が 25%（68 件）、準工業地域が 13%（35 件）、近隣商業地域が 8%（21 件）となっています。

図 苦情・相談件数の推移



# 尼崎の公害の歴史

表 尼崎の公害の歴史

年代	環境の状況	市民の動き	市の動き	国・兵庫県の動き	
明治		43 カマル製鐵所立ち退きを請願（尼崎の公害第1号といわれている。）			
大正	・工場の地下水汲み上げによる地下水位の低下 ・工場排水による河川の水質悪化		5 尼崎市が誕生（尼崎町と立花村の東難波、西難波地区に市制が実施される。その後、小田村、大庄村、立花村、武庫村、園田村と合併し、現在の尼崎市になる） 6 上水道整備開始		
昭和	・昭和初期、南部臨海地域に製鐵所、発電所の新設・増設が相次ぐ。 5 尼崎築港（株）が南部臨海地域において工場用地の造成開始	11 煤煙防止河川浄化委員会発足	3 淀川に上水道の水源を移す  26 防潮堤建設開始 29 衛生局衛生課に公害防止担当職員配置 29 降下ばいじん量、浮遊ばいじん量、亜硫酸ガス濃度等調査実施 29 騒音防止条例交付		
	32 一部地域で降下ばいじん量67.6t/km3/月を記録 38 国道43号供用開始 39 大阪国際空港ジェット旅客機就航		32 尼崎市大気汚染対策本部発足 32 大気汚染立体調査実施 32 工業用水供給開始 34 下水道供用開始 36 大気汚染広報開始 39 大阪国際空港騒音対策協議会発足	31 工業用水法公布 33 公共用水域の水質の保全に関する法律公布 33 工場排水等の規制に関する法律公布 37 ばい煙の排出の規制等に関する法律公布	
	45 国道43号全線開通 45 一部地域で二酸化硫黄濃度年間平均値0.087ppmを記録 47 山陽新幹線営業開始（新大阪～岡山） 48 関西電力（株）尼崎第一発電所運転停止	41 山陽新幹線尼崎地区乗入れ反対期成同盟発足 42 山陽新幹線対策特別委員会発足 42 山陽新幹線公害対策三市議会連絡協議会発足 42 阪神地区山陽新幹線対策協議会発足 44 杭瀬地区公害対策市民の会発足 45 尼崎から公害をなくす市民連絡会発足 46 尼崎公害患者・家族の会発足 46 国道43号線公害対策尼崎連合会発足 47 国道43号線公害対策尼崎連合会が阪神高速道路建設反対の座り込み開始 47 尼崎から公害をなくす市民連絡会が関西電力（株）尼崎第一発電所・第二発電所の立入調査を実施 48 市内16団体が公害対策統一要求書提出（以降、昭和62年まで毎年提出される。） 49 航空機騒音について尼崎調停団が公害等調整委員会に調停申請	40 大阪国際空港騒音対策委員会発足 41 国設尼崎大気汚染測定所測定開始 44 大気汚染防止協定締結（事業者・兵庫県・市による三者協定） 45 国道43号・阪神高速道路公害対策三市連絡協議会発足 47 公害調整課、青空課、水質課、騒音課の4課体制で公害行政にあたる（現在の環境創造課・環境保全課に該当） 47 公害防止協定（第一次）締結 48 尼崎市民の環境をまもる条例公布 49 蓬川水系の5事業所と水質汚濁防止協定締結	42 公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（航空機騒音防止法）公布 42 公害対策基本法公布 43 大気汚染防止法公布 43 騒音規制法公布 44 兵庫県公害防止条例公布 44 硫酸酸化物に係る環境基準設定 45 水質汚濁防止法公布 45 水質汚濁に係る環境基準設定 46 環境庁発足 46 悪臭防止法公布 46 騒音に係る環境基準設定 47 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道騒音対策について勧告 48 瀬戸内海環境保全臨時特別措置法公布 48 大気汚染に係る環境基準設定（二酸化窒素、二酸化硫黄など） 48 航空機騒音に係る環境基準設定	
	50 関西電力（株）尼崎第二発電所運転停止 50 硫酸酸化物の環境基準達成 50 山陽新幹線全線開通 56 阪神高速道路3号神戸線供用開始 57 国道43号車線数減少（10車線から8車線へ）	50 航空機騒音対策特別委員会発足 51 国道43号・阪神高速道路騒音排気ガス規制等請求事件（国道43号公害訴訟）を神戸地裁に提訴 54 阪神高速道路建設反対の座り込み解除 54 尼崎有害物質排出規制等請求事件（尼崎公害訴訟）を神戸地裁に提訴	50 公害防止協定（第二次）締結 52 地域環境を予防的に保全するため、事前協議制度導入 53 工場跡地に関する取扱要綱制定 54 尼崎市環境影響評価指導要綱制定 55 阪神三市新幹線公害対策連絡協議会発足 58 公害防止協定（第三次）締結	50 新幹線鉄道騒音に係る環境基準設定 51 振動規制法公布 51 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について勧告 53 特定空港周辺航空騒音対策特別措置法公布 55 新幹線沿道の整備に関する法律公布 57 市域一部を航空機騒音対策区域に指定	
	62 日本国有鉄道が民営化				



年代	環境の状況	市民の動き	市の動き	国・兵庫県の動き
平成	6 阪神高速道路5号湾岸線供用開始	7 国道43号公害訴訟最高裁判決	2 あまがさき快適環境プラン制定(市の環境政策のマスタープラン) 4 庄下川水質浄化短期対策事業着手 6 尼崎市環境審議会発足 8 ローカルアジェンダ21あまがさき策定(地球環境保全のための行動計画) 8 新幹線鉄道公害対策連絡会発足 9 あまがさき快適環境プラン改定	3 大阪国際空港周辺対策基金設置 3 土壌汚染に係る環境基準設定 4 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布 5 環境基本法公布 7 環境の保全と創造に関する条例(兵庫県)公布 9 地下水の水質汚濁に係る環境基準設定
	10 国道43号車線数減少(8車線から6車線へ)	10 国道43号公害訴訟和解及び連絡会設置	12 尼崎市の環境をまもる条例公布 12 微小粒子状物質(PM2.5)測定開始	12 市域全部の航空機騒音対策区域指定を解除
	13 関西電力(株)尼崎第三・尼崎東発電所運転停止 13 環境ロードプライシング開始 17 阪神高速道路公団が民営化	11 尼崎公害訴訟原告団が企業9社と和解 12 尼崎公害訴訟一審判決 12 尼崎公害訴訟原告団が国・阪神高速道路公団と和解 14 尼崎公害訴訟原告団があっせん申し立て 15 尼崎公害訴訟のあっせん成立	15 尼崎市環境基本計画策定 17 尼崎市環境影響評価等に関する条例公布 17 大阪国際空港騒音対策協議会が大阪国際空港周辺都市対策協議会に名称変更 18 環境保全協定(第一次)締結 21 環境保全協定(第二次)締結(事業者・市による二者協定)	13 環境庁から環境省へ 13 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布 14 土壌汚染対策法公布 16 大型ディーゼル自動車等運行規制施行
	24 国道43号通行ルール(兵庫県域)設定	25 尼崎公害訴訟の和解条項に基づく協議が終結	25 環境モデル都市に選定	

## 尼崎大気汚染公害訴訟

---

本市は南部臨海地域に鉄鋼などに関連する工場や火力発電所が立ち並び、日本屈指の重化学工業都市として阪神工業地帯の一翼を担い発展しましたが、工場からのばい煙による大気汚染などが発生し、昭和 30 年以降の高度経済成長期には、これらの公害問題が深刻化していきました。

昭和 29 年に大気汚染の実態調査を開始するとともに、昭和 32 年には「人命の尊重がすべてに優先する」という信念と「公害をなくそう」という市民運動を背景に、市長を本部長として、学識経験者や市民、産業界、行政機関の代表からなる「尼崎市大気汚染対策本部」を設置し、対策に取り組みました。また、昭和 38 年の国道 43 号供用の開始、昭和 56 年の阪神高速道路大阪西宮線供用開始に伴う排出ガスや騒音・振動により交通公害が引き起こされました。本市では、西宮市・芦屋市とともに「国道 43 号・阪神高速道路公害対策三市連絡協議会」を発足し、対策などについて国などに要望活動を始めました。

昭和 63 年には、健康被害の救済と次世代に公害のない住みよいまちを伝えることを願い、市民運動により大気汚染物質の排出差し止めと損害賠償を求め、国や阪神高速道路公団、9 企業を相手に「尼崎大気汚染公害訴訟」が起こされました。

その後、平成 11 年に和解金の支払いと今後の公害防止対策を条件に被告企業との間で和解が成立しました。また、平成 12 年には、一定条件のもとに道路公害と健康被害の因果関係と被告（国・阪神高速道路公団）の責任が認められたことを受け、和解が成立しました。和解にあたり、国・阪神高速道路公団による排出ガス削減や大型車交通規制をはじめとする施策の検討・実施を条件に、原告団は道路供用の差し止め請求・損害賠償を放棄しました。

平成 25 年には、国道 43 号通行ルールの導入などにより沿道環境の改善に一定の成果が見られ、今後も改善・保持が見込まれるとして、尼崎大気汚染公害訴訟の和解条項に基づく協議が終結しました。なお、国は環境対策を続けることを約束しており、今後も定期的に意見交換の場がもたれることとなっています。

## 公害健康被害補償制度

### 公害健康被害補償の経緯

公害による健康被害の救済は、昭和45年11月に施行した本市の大気汚染に係る健康被害の救済措置に関する要綱により始まりましたが、同年12月に、市域の一部が公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号〔公害健康被害補償法の施行に伴い廃止〕）に基づく救済対象地域となり、その後、公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）に基づく第1種指定地域に市域の約3分の2が指定され、さまざまな事業を実施してきました。

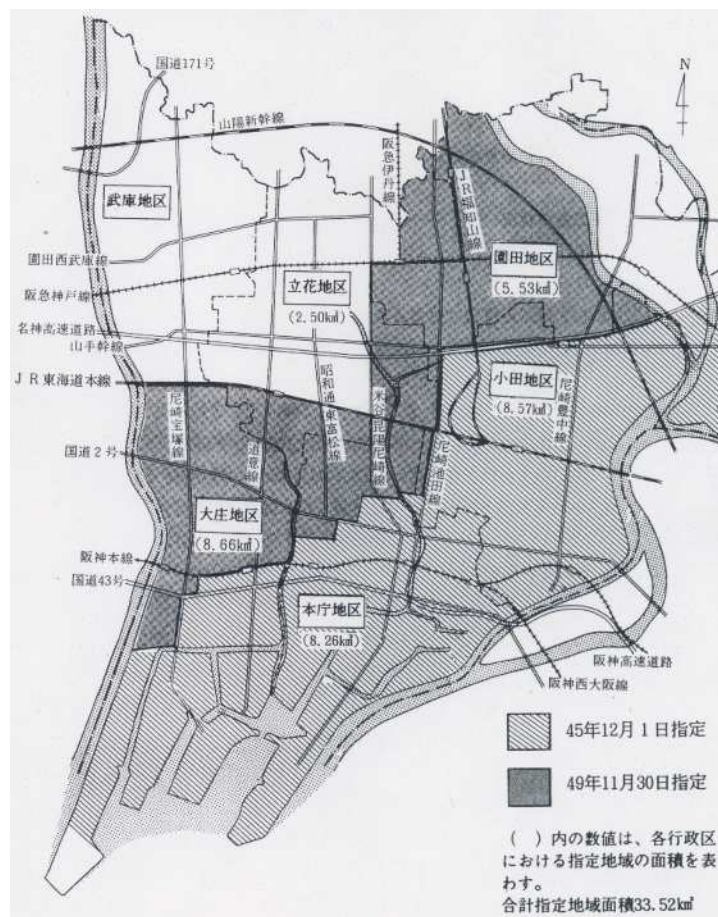
しかしながら、我が国の大気汚染をめぐる情勢が変化したことなどにより補償制度の見直しが行われ、現在は、旧補償法の一部を改正した公害健康被害の補償等に関する法律（以下「新補償法」という。）及び、これを補完する尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例（昭和48年尼崎市条例第20号）に基づき、健康被害の救済並びに予防に係る事業を実施しています。

表 補償制度の沿革

年代	国	年代	尼崎市
昭和		昭和	
42.8	「公害対策基本法」施行	45.11	「大気汚染に係る健康被害の救済措置に関する要綱」施行
44.12	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」(以下この表において「救済法」という。)公布	48.3	尼崎商工会議所と「公害病認定患者救済事業に関する協定」締結
45.2	「救済法」施行	48.4	「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」施行「救済事業基金」設立
45.12	「救済法」本市に適用	49.10	「尼崎市公害健康被害認定審査会条例」施行 「尼崎市公害健康被害診療報酬審査委員会条例」施行 「尼崎市立健康の家」設置条例施行
48.10	「公害健康補償法」(以下、この表において「旧補償法」という。)公布、「救済法」廃止	50.10	「尼崎市公害病認定患者救済資金貸付条例」施行
49.9	「旧補償法」施行	53.3	尼崎商工会議所と「公害病認定患者救済事業に関する協定」(S48.3.31の協定書に基づく事業の強化拡充)締結
49.11	「旧補償法」の一部が改正され、本市の指定地域拡大	55.4	「尼崎市立いぶきの家」設置条例施行
62.2	「旧補償法」一部改正案国会提出	56.4	「尼崎市公害病認定患者葬祭費の助成に関する条例」施行
62.9	一部改正案可決成立、「新補償法」公布	平成	
63.3	「新補償法」施行 「公害健康被害の補償等に関する法律」に名称改正 (改正内容) ・第一種地域(大気系)の全面指定解除(新規認定の廃止) ・認定者の認定更新・給付継続 ・公害健康被害予防事業実施	元.4	「尼崎市特定呼吸器疾病調査研究事業」実施
平成		5.12	「尼崎市特定呼吸器疾病調査研究事業に係る情報の評価等について」(報告)健康被害予防事業(ぜん息児童水泳訓練事業)追加
16.4	独立行政法人「環境再生保全機構」設立(川崎市) (内容) ・公害健康被害補償予防協会を解散 ・公害健康被害補償予防協会業務を継承	11.4	「尼崎市公害病認定患者救済資金貸付条例」廃止 「尼崎市公害病認定患者団体補助金」廃止
		12.3	「尼崎市立いぶきの家」設置条例廃止
		12.4	「尼崎市公害病認定患者葬祭費の助成に関する条例」一部改定(5万円→10万円)「在宅酸素療法助成事業要綱」施行、「一泊二日リハビリテーション事業要綱」施行、「転地保養事業助成金」改定、「水泳鍛錬奨励事業年齢制限」撤廃、「療養器具貸与事業」改定(加湿器追加)
		13.7	現行事業の効果測定作業開始 現行事業転換計画の検討開始
		14.9	事業アンケート調査の検討開始
		14.10	成人の健康回復事業における高齢者対策の実施(介護スタッフ導入・カリキュラムの見直し)
		15.7	ぜん息キャンプ事業におけるアレルギー施策の強化(アレルギー食・カリキュラムの見直し及び専門スタッフの導入)
		15.10	救済事業の効果測定作業のまとめ 救済事業転換計画のまとめ(一次案)
		16.2	事業アンケート調査の実施(対象:尼崎市公害病認定患者)
		16.4	「健康の家運営管理委託料」改定(管理体制の見直し)

年代	国	年代	尼崎市
		17.4	「転地保養事業負担金」改定、「転地保養事業」指定施設追加（6施設から11施設へ）「健康の家利用補助負担金」改定 リフレッシュ事業開始
		18.4	インフルエンザ予防接種助成事業開始（65歳以上対象）
		21.11	新型インフルエンザ（A/H1N1）予防接種助成事業追加（全患者対象）
		22.4	「転地保養事業負担金」改定 「ぜん息教室」を「呼吸器教室」に統合、出前型事業実施 「水泳鍛錬奨励事業」利用施設追加（2施設→3施設）
		22.11	新型インフルエンザ（A/H1N1）3種混合ワクチン予防接種助成事業実施（全患者対象）
		23.10	インフルエンザ予防接種助成事業開始（全患者対象）
		24.4	「転地保養事業」指定施設追加（11施設→14施設）

図 旧第一種指定地域



備考1 昭和63年3月1日に解除されている。

## 健康被害の救済

### ・認定患者の状況

新補償法の施行に伴い、昭和63年3月1日以後、新規の患者の認定は行われなくなりました。

しかしながら、既認定患者に対する有効期間（慢性気管支炎、気管支ぜん息及び肺気しゅは3年、ぜん息性気管支炎は2年）の更新の認定は引き続き行うことになっており、尼崎市公害健康被害認定審査会の意見をきいて市長が認定しています。

認定患者数については、昭和45年11月に認定を開始して以来、平成25年度末現在で11,208人で、このうち死亡4,035人等の異動があり、実認定患者数は1,945人です。実認定患者数を地域別にみると、中央、小田地区で多く、次いで大庄、園田、立花、武庫地区の順になっています。

また、認定疾病別にみると、気管支ぜん息1,713人(88.1%)、慢性気管支炎227人(11.7%)、肺気しゅ5人(0.2%)、ぜん息性気管支炎0人となっています。慢性気管支炎及び肺気しゅは60歳以上の人に多く見られますが、気管支ぜん息はすべての年齢階層にわたっています。

表 被認定患者異動状況

区分 認定数	異動							実認定 患者数
	転入	転出	死亡	辞退	期間満了	否更新	計	
11,208	230	367	4,035	453	3,777	861	9,493	1,945

表 性別・年齢別死亡者の状況

区分	年齢	年齢										計
		0~4	5~9	10~14	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65以上	
平成25年度	男	-	-	-	-	-	-	-	1	-	16	17
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	35
平成25年度末 までの累計	男	4	2	3	4	11	13	44	113	160	1,732	2,086
	女	2	4	-	3	7	6	27	91	113	1,696	1,949
	計	6	6	3	7	18	19	71	204	273	3,428	4,035

図 地区別認定患者数の推移

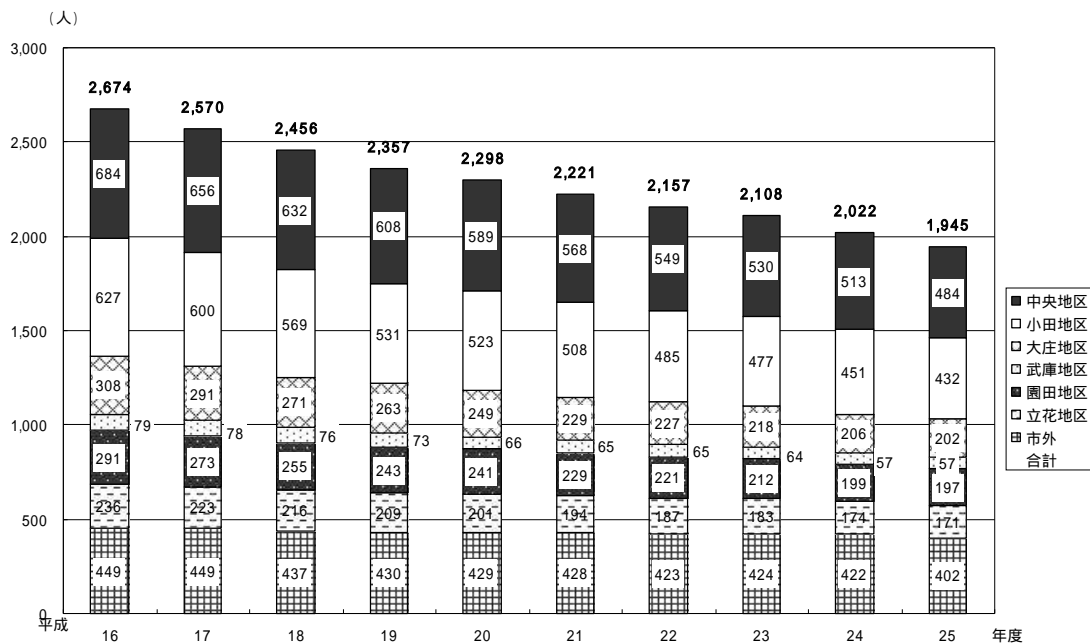


表 疾病別・性別・年齢別認定者状況

年齢層	疾病・性別		肺気しゅ		気管支ぜん息		慢性気管支炎	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0～14	-	-	-	-	-	-	-	-
15～29	-	-	46	32	-	-	-	-
30～44	1	-	384	317	1	-	-	-
45～59	-	-	126	143	2	1	-	-
60歳以上	3	1	195	470	50	173	-	-
合計	4	1	751	962	53	174	-	-

### 補償給付

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定を受けた公害健康被害者（公害病認定患者）は、認定疾病に必要な医療を受けられるほか、認定疾病の障害の程度に応じた障害補償費等が支給されます。また、認定疾病に起因して死亡した公害病認定患者の遺族に対しても遺族補償費等が支給されます。平成 25 年度の補償給付費の総額は 3,239,028,661 円（平成 24 年度比 4.3 %減）となりました。

表 補償給付の状況

給付の種類	給付内容	平成25年度	
		支給件数（件）	支給金額（円）
療養の給付及び療養費	認定疾病に関する医療の現物給付等	38,077	1,201,879,671
障害補償費	法で定める障害の程度が3級以上である満15歳以上の者に支給する。 支給月額、性別、年齢、障害の程度によって異なる。	19,371	1,499,660,190
児童補償手当	法で定める障害の程度が3級以上である満15歳未満の被認定者を養育している者に支給する。支給月額は、性別、年齢、障害の程度によって異なる。	該当なし	
療養手当	認定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の日数に応じて支給する。	17,390	400,273,000
遺族補償費	認定疾病により死亡した被認定者の遺族のうち、一定の要件を満たす者に支給する。	680	96,781,950
遺族補償一時金	遺族補償費を受ける遺族がない場合、一定の範囲の遺族に支給する。	8	33,587,100
葬祭料	認定疾病により死亡した被認定者の葬祭を行った者に支給する。	14	6,846,750
合計		75,540	3,239,028,661

表 公害保健福祉事業の状況

事業名	事業概要	平成25年度実績
公害健康被害の補償等に関する法律に基づくもの（公害保健福祉事業）		
リハビリテーション事業	1泊2日のリハビリテーション事業を公害認定患者が自主的に組織する団体に委託することにより、公害病認定患者の自主的な健康回復の促進を図っている。	参加者 60人
リフレッシュ事業	公害病認定患者が気軽に日帰りで参加し、健康講座・保健指導等を行っている。	参加者 114人
呼吸器教室事業	呼吸器疾患に関する知識の普及を図ることを目的に、月3回程度の呼吸器訓練等の教室を行っている。また、年10回程度の出前講座を行っている。	参加者 417人
成人の健康回復事業	空気清浄地にある施設を利用し保養させるとともに、療養生活上の指導を行っている。	参加者 35人
インフルエンザ予防接種助成事業	インフルエンザり患による呼吸器症状の重症化を予防するため、インフルエンザ予防接種に係る自己負担額を助成している。	受診者 796人
公害健康被害の補償等に関する法律・尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例に基づくもの		
療養器具貸与事業	公害病認定患者に対し、認定疾病の療養に必要な器具を貸与している。	貸出件数 空気清浄機 1台 加湿器 2台 吸入器 36台
尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例に基づくもの		
転地保養事業	空気清浄地にある公共的宿泊施設等を中心に14箇所を市が指定し、公害病認定患者が自身の保養のために施設を利用した際の経費の一部を助成している。	宿泊 34人 日帰り 17人
水泳鍛錬奨励事業	公害病認定患者にプール利用券を交付することで、プール利用による体力練成を自主的に行ってもらい、健康回復の促進と福祉の増進を図っている。	利用件数 サンシビック 45件 ハーティ21 51件 スポーツの森 43件
在宅酸素助成事業	医師の管理の下で、在宅酸素療法を行っている公害病認定患者に対し、酸素濃縮機の使用にかかる費用の一部を助成している。	申請者 93人
尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例・尼崎市立健康の家の設置及び管理に関する条例に基づくもの		
健康の家管理運営事業	昭和49年に設置された公害病認定患者の保養施設「健康の家」の管理業務を委託している。	利用者 公害病認定患者 270人 付添 158人
健康の家利用補助事業	「健康の家」を利用するにあたり、食事代の半額を補助することで実費負担の軽減を図っており、利用を促進している。	件数 朝食 541件 昼食 541件 夕食 540件
尼崎市公害病認定患者葬祭費の助成に関する条例に基づくもの		
葬祭費助成事業	認定疾病に起因せず死亡した公害病認定患者の葬祭を行った者に葬祭に係る費用の一部を助成している。	件数 26件

## 健康被害予防事業

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する事業を地域住民を対象に実施しています。

表 健康被害予防事業の状況

事業名	事業概要	平成25年度実績
公害健康被害の補償等に関する法律に基づくもの		
健康相談事業	地域住民を対象として、ぜん息等に関する相談及び指導を行っている。	相談者 乳幼児 161人 一般成人 45人
健康診査等事業	乳幼児を対象として、問診等を行い、発症防止のための適切な指導を行うことにより、気管支ぜん息の発症の未然防止を図っている。	受診者 3,972人 指導対象者 3,191人
ぜん息児童水泳訓練事業 (あまっこ水泳教室)	気管支ぜん息り患児童を対象として、療養上有効な水泳訓練を行っている。	参加者 491人
ぜん息キャンプ事業 (親と子の健康回復事業)	気管支ぜん息り患児童を対象として、空気清浄地にある宿泊施設を利用し、水泳訓練等を通じて該当疾患に関する療養生活上の指導等を行っている。	参加者 24人



## アスベスト問題

### 経緯

平成 17 年 6 月に、本市域にあった（株）クボタ旧神崎工場の従業員や周辺住民にアスベスト（石綿）による健康被害が発生していることが明らかとなり、市民等からアスベストについて不安の声や相談が数多く寄せられました。

### 過去にアスベストを使用した事業所の調査

平成 17 年度に、アスベストによる健康被害と発生源の関係を明らかにするため、過去の名簿などからアスベストを使用していたと思われる事業所を抽出し、事業所・周辺住民を対象に聞き取り調査を行いました。

調査した 136 事業所のうち、事業所内でアスベストを使用していたのは 39 事業所、事業所外（建設現場など）で使用していたのは 13 事業所、使用していないのは 20 事業所であり、その他の 64 事業所は所在が不明などで把握できませんでした。

事業所内でアスベストを使用していた 39 事業所は、青石綿と白石綿が 7 事業所、青石綿が 1 事業所、白石綿が 17 事業所であり、その他の 14 事業所では種類が不明でした。また、年間使用量は、回答があった 18 事業所のうち、2 事業所は 5,000 t 以上と多量に使用しており、16 事業所については、いずれも 100 t 未満でした。

表 過去のアスベスト使用調査の結果

使用状況		事業所数	
事業所内で使用	原材料として製品に使用	12	39
	製造工程の施設に使用	2	
	アスベストの回収・再生	1	
	含有材料を製品に使用	10	
	含有材料を製造工程の施設に使用	12	
	アスベストを使用する自動車の解体	2	
事業所外で使用（建設現場など）		13	
使用していない		20	
不明	事業所の所在が不明	49	64
	使用の有無が不明	15	
計		136	

備考 1 結果は平成 17 年度のものである。

表 使用石綿の種類及び使用量

種類	事業所数	使用量（年間）	事業所数
青石綿と白石綿	7	5,000 t 以上～	2
青石綿	1	100 t 以上～5,000 t 未満	0
白石綿	17	10 t 以上～100 t 未満	2
不明	14	1 t 以上～10 t 未満	5
計	39	～1 t 未満	9
		使用量不明	21
		計	39

備考 1 製品の生産量等による推計値を含む。複数年使用の場合は平均値

## 石綿の健康リスク調査<環境省委託調査事業>

石綿の健康リスク調査は、環境省が石綿のばく露歴や石綿関連疾患の健康リスクに関する実態把握を目的に、平成 18 年度以降に、石綿ばく露の医学的所見である胸膜プラーク等の有無と健康影響との関係に関する知見を収集してきた事業です。

平成 18 年から平成 21 年度までを「第 1 期石綿の健康リスク調査」とし、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間で、「第 2 期石綿の健康リスク調査」として、石綿ばく露者の中・長期的な健康管理のあり方を検討するための知見を収集しています。本市では、この調査事業を環境省から受託しており、石綿ばく露の状況の違い等による石綿関連所見等の集計を行い、調査結果を環境省に報告しています。なお、結果については環境省の HP で公表されています。

環境省 HP 尼崎市における石綿の健康リスク調査報告書

平成 25 年度 [http://www.env.go.jp/air/asbestos/commi\\_hefc/rep\\_h25/index.html](http://www.env.go.jp/air/asbestos/commi_hefc/rep_h25/index.html)

### ・調査対象者

原則として、次の から を満たす者を調査対象者としています。

昭和 30～50 年に、本市に居住していた者

本市が検査を実施する指定医療機関等で検査を受けることができる者

本調査の内容を理解し、調査の協力を同意するもの

なお、 については、それ以外の者も石綿ばく露の可能性（通勤、通学等）があれば受け入れることを妨げないこととしています。

### ・対象者の募集

対象者の募集については、市報やチラシの各戸配布等により行いました。

### ・調査期間

平成 25 年度 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

### ・調査内容

#### 保健所による確認及び検査

調査対象者に対し、調査事業の説明、調査協力に対する同意をとり、調査登録台帳に登録を行い、医師ないし保健師、看護師のいずれかにより、居住歴や職歴等の問診を実施し、問診の結果、ばく露歴が確認された場合は、胸部 X 線検査を行いました。また、指定医療機関による胸部 CT 検査を受診する者に対しては、受診券を発行しました。

#### 指定医療機関による検査

本市が指定する指定医療機関（関西労災病院、県立尼崎病院、兵庫医科大学病院）が、調査対象者に対し診察の上、必要に応じて胸部 X 線検査、胸部 CT 検査、読影を実施し、これらの結果説明を行いました。

本市は、当該医療機関から、これらの画像データ及び画像所見結果の報告を受けました。

### ・結果

平成 25 年度の受診者の年齢階層別人数及び胸部 CT の画像所見の集計結果は次のとおりでした。

表 受診者の年齢階層別人数

年齢階層	合計	男	女
40 歳未満	1	0	1
40～49 歳	32	17	15
50～59 歳	73	31	42
60～69 歳	205	112	93
70～79 歳	164	100	64
80～89 歳	39	27	12
90 歳以上	0	0	0
合計	514	287	227

（単位：人）

表 胸部CT画像所見

ばく露の可能性が特定できない者		合計
調査対象者	288	514
胸部CT受診者	162	298
胸膜ブランク	64	124
肺野の間質影	4	8
胸部CT未受診者	126	216

(単位:人)

## アスベストによる健康被害の救済制度

### ・制度の概要

この制度は、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿による健康被害を受けられた方とご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対し迅速な救済を図ることを目的として、平成18年3月27日に施行された「石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)」に基づくものです。

なお、平成22年7月1日法施行令の一部を改正する政令が施行され、石綿による健康被害で救済給付の対象となる「指定疾病」は、「中皮腫」及び石綿による「肺がん」に加えて、「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」が追加されました。

表 救済給付の概要

給付の種類	給付請求者	給付の内容・給付額
医療費	被認定者で認定疾病にかかる医療を受け、自己負担額が発生した方 なお、被認定者が亡くなり、被認定者が請求していない医療費があったときは、ご遺族の方が当該医療費を請求することができる。	療養を開始した日以降の、健康保険等による給付の額を控除した自己負担額
療養手当	被認定者	療養を開始した日の翌月から、支給する事由が消滅した日の属する月まで月額103,870円
葬祭料	当該認定疾病に起因し死亡した方の葬祭を行う方	199,000円
特別遺族 弔慰金・特別葬祭料	当該指定疾病に起因し死亡した方と同一生計にあったご遺族のうち最優先順位の方	特別遺族弔慰金として2,800,000円 特別葬祭料として199,000円
救済給付 調整金	当該認定疾病に起因し死亡した方と同一生計にあったご遺族のうち最優先順位の方	特別遺族弔慰金の額から当該認定疾病に関し支給された医療費及び療養手当の合計額を控除した金額

(独立行政法人 環境再生保全機構HPより抜粋)

### ・申請状況

表 尼崎市における申請受付状況

年度	申請件数	療養中	遺族	計
17 (H18.3.20~H18.3.31)		45	68	113
18		76	60	136
19		42	10	52
20		33	12	45
21		18	3	21
22		36	4	40
23		39	5	44
24		41	7	48
25		34	3	37
累計		364	172	536

(単位:件)

## 緑化

### 公共施設等の緑化状況

平成 25 年度末までの公共施設等に植栽された実績は次のとおりです。

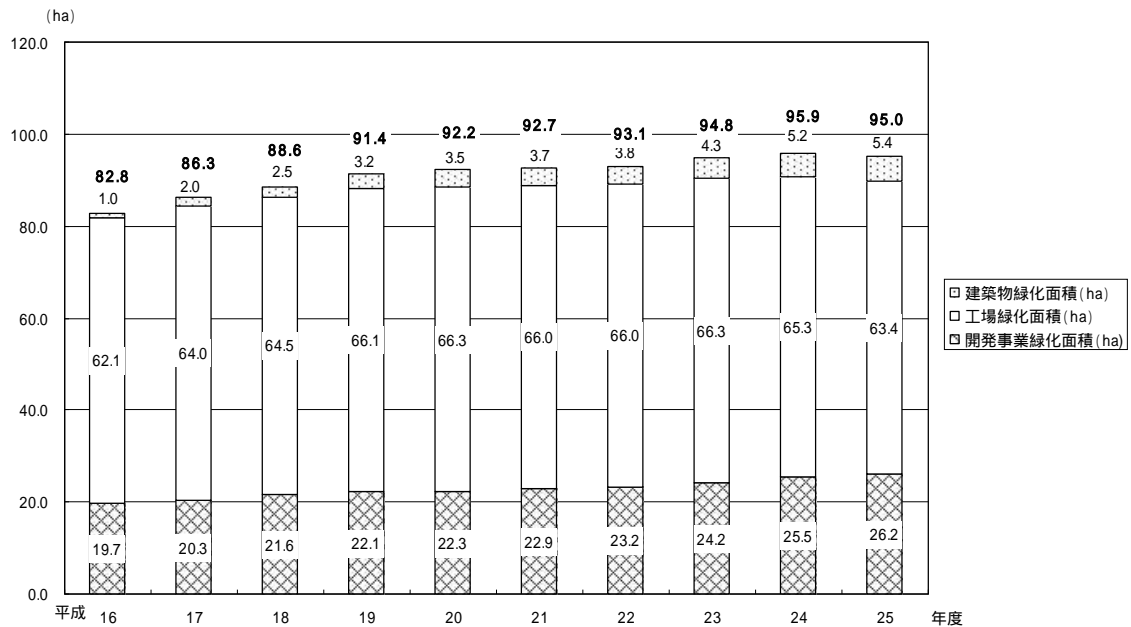
表 植栽状況

施設名 \ 年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
公園	3,966	3,287	1,731	-	6,175	29	4,700	1,558	1,645	1,269
道路	1,837	22,496	12,201	3,706	8,853	10,934	6,808	2,054	3,090	630
緑地・緑道	1,923	1,923	-	-	2,323	189	-	5	8	1,664
学校	-	-	-	-	-	-	661	100	-	-
公共財産	7,477			137	2,477	-	108	1,415	-	4,858
花壇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保全林等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
各種施設等	684	1,061	5,228	3,822	11,948	10,024	6,506	10	1,487	-
合計	15,887	28,767	19,160	7,665	31,776	21,176	18,783	5,142	6,230	8,421
累計	2,668,014	2,696,781	2,715,941	2,723,606	2,755,382	2,776,558	2,795,341	2,800,483	2,806,713	2,815,134

(単位：本)

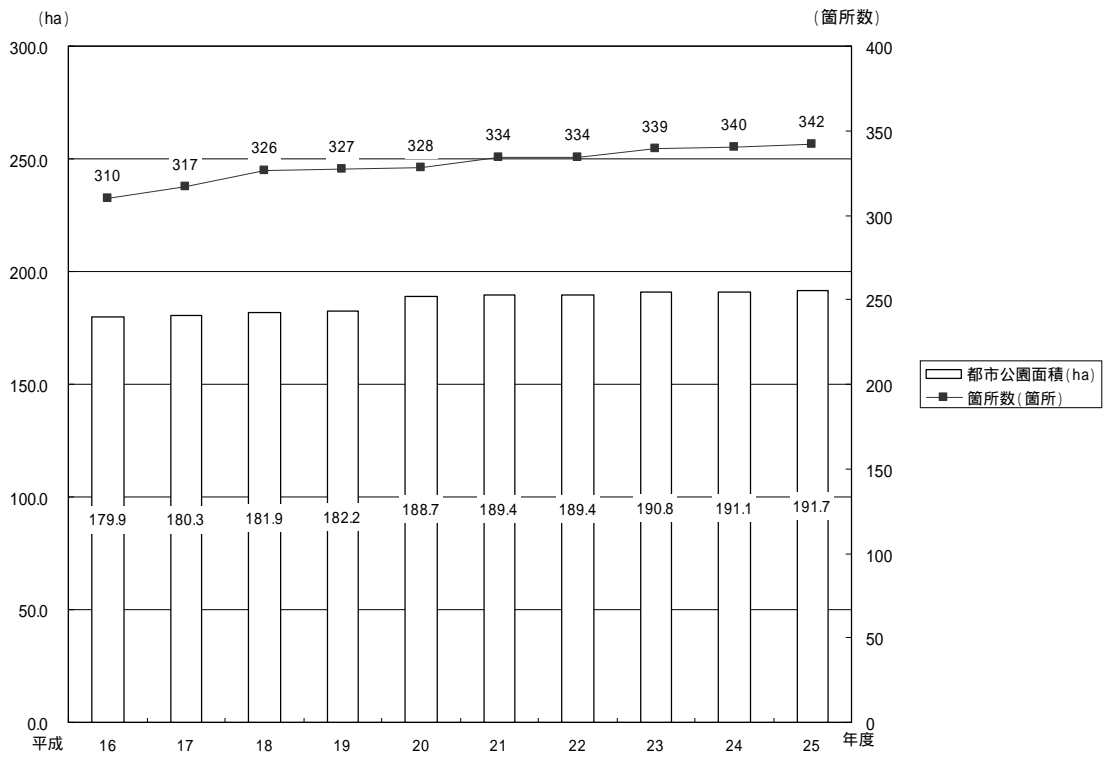
## 緑化面積

図 開発事業緑化・工場緑化・建築物緑化の累計面積の推移



# 公園の面積・箇所数の推移

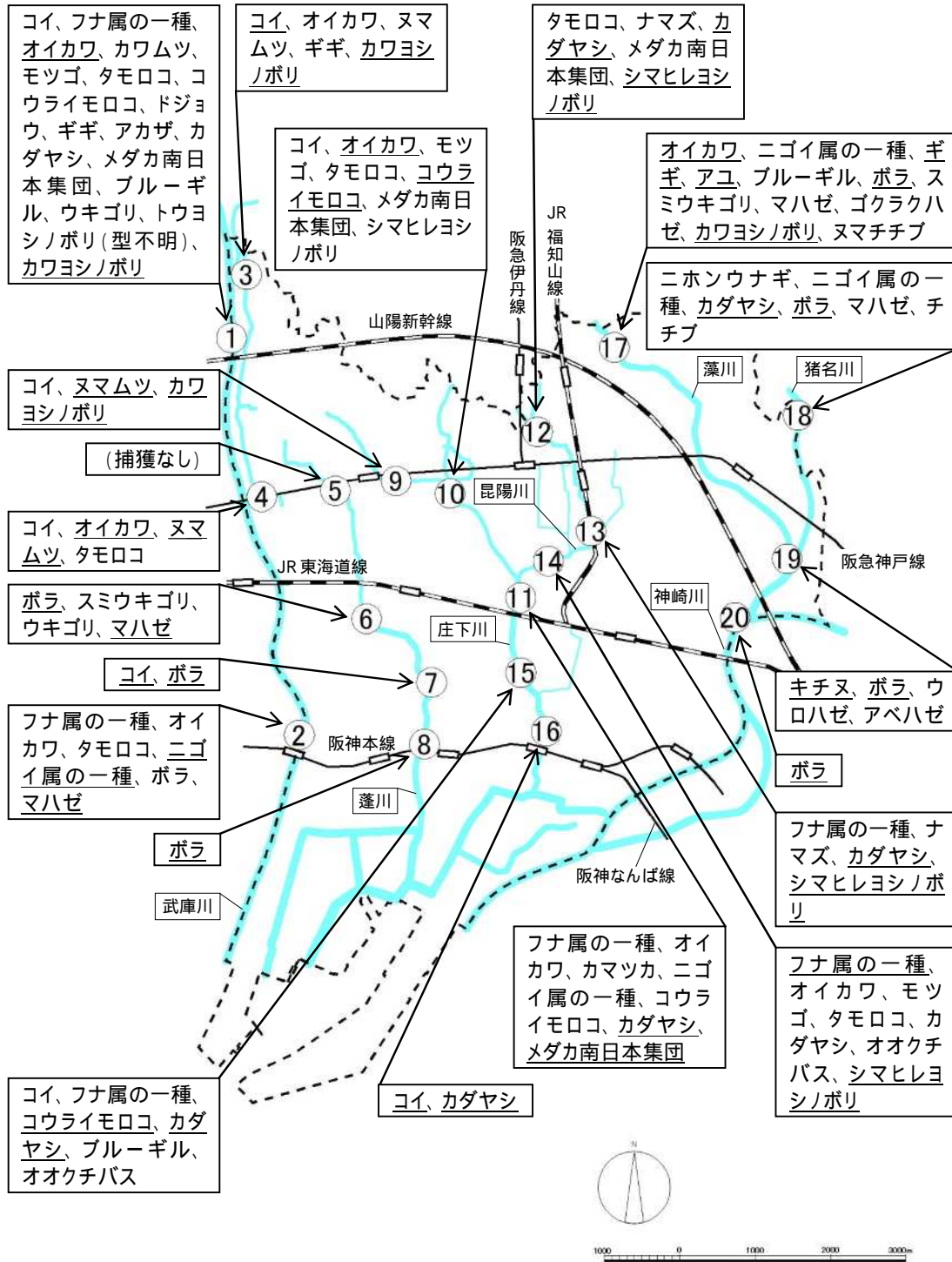
図 都市公園面積・箇所数の推移



# 水生生物調査

## 魚類の平面分布

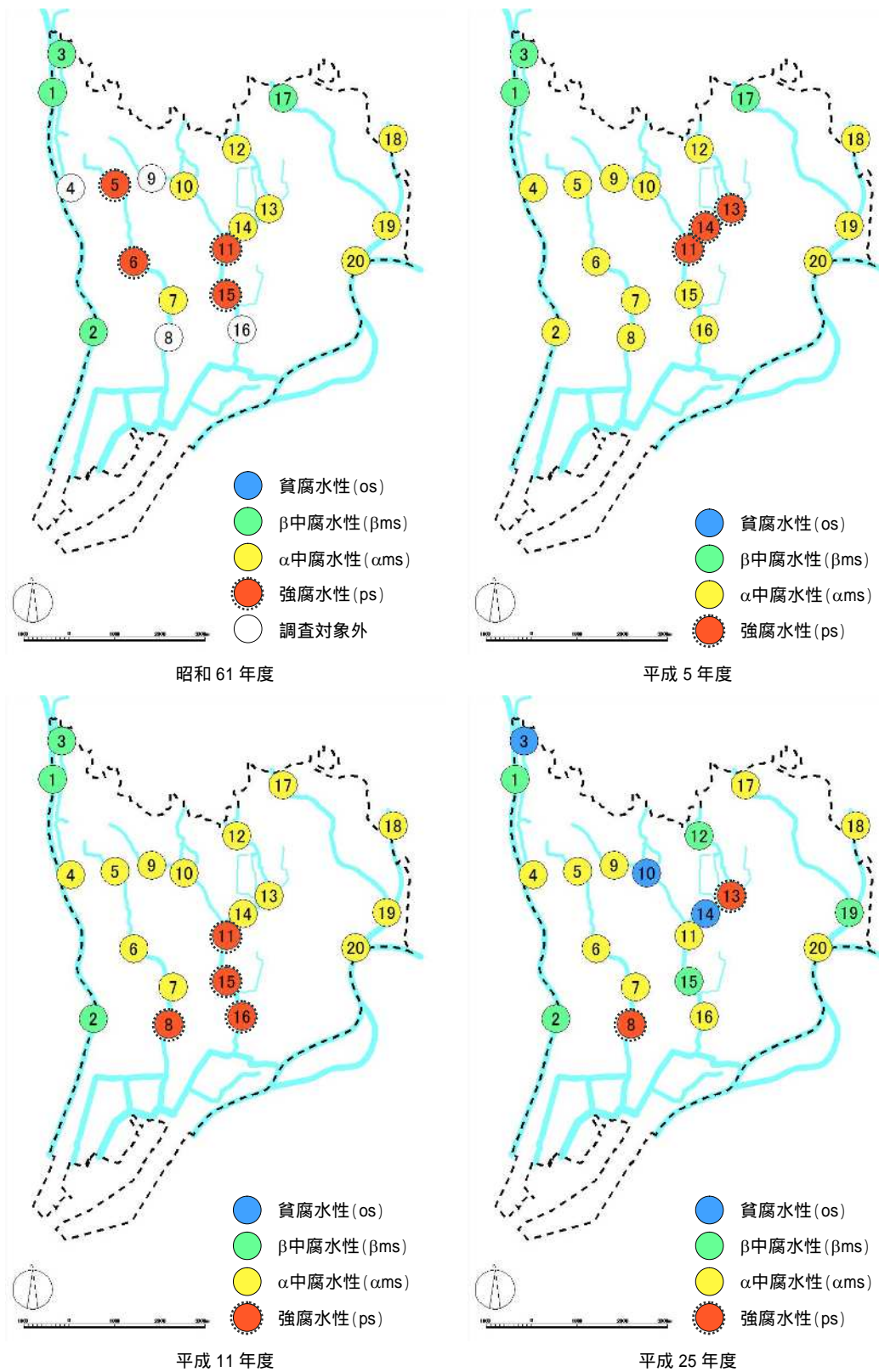
図 魚類の平面分布状況



備考 1 下線は優先種を示す。

# 生物学的水質判定

図 生物学的水質判定の結果



## 基礎データ

基礎データとして、人口、製造業、商業や農業に関するデータを尼崎市統計書から抜粋しています。

### 人口

表 人口・世帯数・1世帯あたり人員の推移

年度	人口			世帯数	1世帯あたり人員(人)	
	総数(万人)	年少人口 (0~14歳)(%)	生産年齢人口 (15~64歳)(%)			老年人口 (65歳以上)(%)
昭和35年	40.6	26.9	69.8	3.3	101,854	3.99
昭和40年	50.1	23.4	72.9	3.6	135,938	3.69
昭和45年	55.4	23.9	71.7	4.4	162,027	3.42
昭和50年	54.6	24.6	69.6	5.8	170,999	3.19
昭和55年	52.4	23.3	69.2	7.5	178,151	2.94
昭和60年	50.9	20.6	70.5	8.9	177,817	2.86
平成2年	49.9	16.7	72.7	10.6	185,819	2.69
平成7年	48.9	14.5	72.7	12.9	191,407	2.55
平成12年	46.6	13.5	70.5	16.0	190,894	2.44
平成16年	46.3	13.3	68.2	18.5	195,603	2.37
平成17年	46.3	13.2	67.6	19.2	198,653	2.33
平成18年	46.2	13.2	67.0	19.8	200,977	2.30
平成19年	46.2	13.1	66.2	20.7	201,522	2.29
平成20年	46.1	13.0	65.6	21.4	203,317	2.27
平成21年	46.2	13.0	65.0	22.0	205,960	2.24
平成22年	45.4	12.9	64.5	22.6	209,343	2.17
平成23年	45.4	12.8	64.4	22.8	209,443	2.17
平成24年	45.2	12.7	63.9	23.4	210,125	2.15
平成25年	45.0	12.5	63.2	24.3	210,939	2.13

備考1 国勢調査が実施されている年については、国勢調査人口を掲載しており、それ以外の年については住民基本台帳法に基づく増減数を加減して算出される推計人口を掲載している。



## 製造業

表 事業所数・従業員数・製造品出荷額等総額の推移

	事業所数	従業員数	製造品出荷額等総額(100万円)
昭和35年	1,051	82,846	287,111
昭和40年	1,301	95,182	450,342
昭和45年	2,398	103,906	924,932
昭和50年	2,816	83,161	1,317,839
昭和55年	2,921	71,355	1,814,954
昭和60年	2,884	67,454	1,920,889
平成2年	1,824	62,478	2,090,822
平成7年	1,579	56,517	1,815,921
平成12年	1,282	42,898	1,575,100
平成14年	1,091	37,541	1,186,236
平成15年	1,091	35,785	1,281,495
平成16年	1,001	34,582	1,247,135
平成17年	1,018	35,005	1,321,233
平成18年	983	35,205	1,570,375
平成19年	1,000	39,096	1,649,664
平成20年	1,032	39,754	1,658,534
平成21年	912	36,661	1,359,092
平成22年	840	35,533	1,502,616
平成23年	878	33,908	1,410,339

備考1 経済産業省所管の「工業統計調査」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している。なお、年によっては、日本標準産業分類の改訂が行われているが、そのまま掲載している。

## 商業

表 事業所数・従業員数・年間商品販売額の推移

	事業所数	従業員数	年間商品販売額(万円)
昭和35年	5,819	17,141	3,643,932
昭和37年	5,815	17,962	5,102,351
昭和39年	5,627	19,769	6,936,085
昭和41年	6,715	25,928	11,246,621
昭和43年	7,243	28,504	16,692,865
昭和45年	7,247	28,114	20,953,708
昭和47年	7,827	30,123	29,065,843
昭和49年	7,950	30,523	35,247,689
昭和51年	8,255	31,374	48,039,376
昭和54年	9,050	35,090	65,239,366
昭和57年	9,127	36,654	82,493,150
昭和60年	8,440	34,951	84,441,276
昭和63年	8,415	38,798	97,971,991
平成3年	8,180	38,454	123,434,682
平成6年	7,572	38,883	123,268,906
平成9年	6,640	35,146	109,252,193
平成11年	6,587	38,311	100,119,806
平成14年	5,742	34,763	81,182,312
平成16年	5,362	34,373	79,132,239
平成19年	4,875	33,078	83,106,804

備考1 経済産業省所管の「商業統計調査」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している。なお、昭和35年から昭和57年の値については、「飲食店」に関する値を減じたものを掲載している。

## 農業

表 農家数・田畑の面積の推移

	農家数	地積 (ha)	
		田	畑
昭和35年	2,330	1,055.3	110.5
昭和40年	1,836	696.4	75.2
昭和45年	1,411	438.9	54.9
昭和50年	1,088	258.8	48.8
昭和55年	952	201.1	55.1
昭和60年	899	181.8	50.8
平成2年	606	159.5	42.8
平成7年	433	112.2	31.8
平成12年	400	93.1	26.2
平成16年		87.3	24.6
平成17年	359	85.8	24.5
平成18年		85.2	24.2
平成19年		83.9	23.8
平成20年		81.8	23.6
平成21年		80.6	23.1
平成22年	334	79.6	22.4
平成23年		78.9	22.2
平成24年		77.7	21.9
平成25年		75.1	21.6

備考1 農家数は農林水産省所管の「農林センサス」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している。

---

---

尼崎の環境 平成26年度版

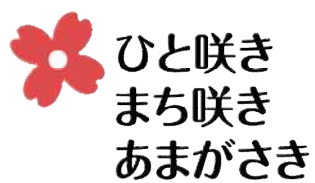
編集・発行 経済環境局環境部環境創造課

TEL 06-6489-6301 FAX 06-6489-6300

---

---





本市の最上位計画である「尼崎市総合計画」のキャッチフレーズです。



尼崎市は平成 28 年に市政 100 周年を迎えます。